

土木工事標準積算基準

〔Ⅲ〕

(参考資料)

平成26年10月1日

福島県土木部

総 目 次

土木工事標準積算基準〔I〕

第Ⅰ編 総 則

第1章 総 則

- ① 適用範囲等 I-1-①-1
- ② 請負工事の工事費構成 I-1-②-1

第2章 工事費の積算

- ① 直接工事費 I-2-①-1
- ② 間接工事費 I-2-②-1
- ③ 現場発生品及び支給品運搬 I-2-③-1
- ④ 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について I-2-④-1

第3章 一般管理費等及び消費税相当額

- ① 一般管理費等 I-3-①-1
- ② 消費税相当額 I-3-②-1

第4章 間接工事費等の調整及びスライド条項が適用となる場合の運用について

- ① 隨意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について I-4-①-1
- ② 旧基準(旧諸経費率)で積算した工事に改正基準(改正諸経費率)で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について I-4-②-1
- ③ 近接工事における間接工事費等の調整について I-4-③-1
- ④ 隨意契約工事及び近接工事における間接工事費等の調整をする場合の「処分費等」の取扱いについて I-4-④-1
- ⑤ 工事請負契約約款第25条(スライド条項)の減額となる場合の運用について I-4-⑤-1
- ⑥ 工事請負契約約款第25条第5項(単品スライド条項)の運用について I-4-⑥-1
- ⑦ 工事請負契約約款第25条第5項(単品スライド条項)の運用の拡充について I-4-⑦-1
- ⑧ 請負代金額の減額変更を請求する場合における工事請負契約約款第25条第5項(単品スライド条項)の運用について I-4-⑧-1

第5章 建設機械運転労務等

- ① 建設機械運転労務費 I-5-①-1
- ② 原動機燃料消費量 I-5-②-1
- ③ 機械運転単価表 I-5-③-1

- ④ 一般事項 I-5-④-1

第6章 土木請負工事の特許使用料の積算

- ① 土木請負工事の特許使用料の積算について I-6-①-1

第7章 時間的制約を受ける公共土木工事の積算

- ① 時間的制約を受ける公共土木工事の積算について I-7-①-1

第8章 土木請負工事におけるイメージアップ経費の積算

- ① 土木請負工事におけるイメージアップ経費の積算 I-8-①-1

第9章 発注者の責めに帰す工期の延長に伴う増加費用等の取扱い

- ① 発注者の責めに帰す工期の延長に伴う増加費用等の取扱い I-9-①-1

第10章 工事日数及び日当たり作業量

- ① 工事日数 I-10-①-1
- ② 水替日数 I-10-②-1
- ③ 作業日当たり標準作業量 I-10-③-1
- ④ 市場単価の1日当たり標準施工量 I-10-④-1

第11章 そ の 他

- ① 設計変更の積算 I-11-①-1
- ② 産業廃棄物税の取扱い I-11-②-1

第Ⅱ編 共 通 工

第1章 土 工

- ① 土量変化率等 II-1-①-1
- ② 機械土工(土砂, 岩石) II-1-②-1
- ②-1 機械土工(土砂) II-1-②-2
- ②-2 機械土工(岩石) II-1-②-13
- ③ 機械土工(埋戻工) II-1-③-1
- ④ 土の敷均し, 締固め工 II-1-④-1
- ④-1 土の敷均し, 締固め II-1-④-1
- ④-2 土の敷均し(ルーズ) II-1-④-6
- ⑤ 小規模土工 II-1-⑤-1
- ⑥ 人力土工(土砂, 岩石) II-1-⑥-1
- ⑥-1 人力土工(土砂) II-1-⑥-1
- ⑥-2 人力土工(岩石工) II-1-⑥-5

⑥-3 人力運搬工	II-1-⑥- 7
⑥-4 人力土工(ベルトコンベア併用)	II-1-⑥-10
⑦ 安定処理工	II-1-⑦- 1
⑦-1 安定処理工	II-1-⑦- 1
⑦-2 安定処理工(バックホウ混合)	II-1-⑦- 4
第2章 共 通 工	
① 法面工	II-2-①- 1
①-1 法面整形工	II-2-①- 1
①-2 芝付工	II-2-①- 6
①-3 コンクリート法枠工	II-2-①- 7
①-4 法面施肥工	II-2-①-16
①-5 現場吹付法枠工	II-2-①-17
①-6 吹付法面とりこわし工	II-2-①-19
①-7 プレキャストコンクリート板設置工	II-2-①-23
①-8 人工張芝工	II-2-①-26
② 基礎・裏込碎石工, 基礎・裏込栗石工	II-2-②- 1
③ コンクリートブロック積(張)工	II-2-③- 1
③-1 コンクリートブロック積(張)工	II-2-③- 1
③-2 裏込栗石投入工(コンクリートブロック張)	II-2-③-14
④ 石積(張)工	II-2-④- 1
④-1 石積(張)工	II-2-④- 1
④-2 平石張工	II-2-④- 4
⑤ 場所打擁壁工	II-2-⑤- 1
⑤-1 場所打擁壁工(1)	II-2-⑤- 1
⑤-2 場所打擁壁工(2)	II-2-⑤- 6
⑥ プレキャスト擁壁工	II-2-⑥- 1
⑦ 補強土壁工(テールアルメ工, 多数アンカー工)	II-2-⑦- 1
⑧ ジオテキスタイル工	II-2-⑧- 1
⑨ 連続地中壁工(柱列式)	II-2-⑨- 1
⑩ 排水構造物工	II-2-⑩- 1
⑩-1 排水構造物工	II-2-⑩- 1
⑩-2 排水構造物工(管(函)渠型側溝・溶接金網 及び埋設鋼板型枠)	II-2-⑩-20
⑪ 軟弱地盤処理工	II-2-⑪- 1
⑪-1 サンドマット工	II-2-⑪- 1
⑪-2 粉体噴射攪拌工(DJM工法)	II-2-⑪- 3
⑪-3 スラリー攪拌工	II-2-⑪- 7
⑪-4 高圧噴射攪拌工	II-2-⑪-13
⑪-5 ペーパードレーン工	II-2-⑪-24
⑪-6 中層混合処理工	II-2-⑪-27
⑫ 薬液注入工	II-2-⑫- 1
⑬ アンカー工(ロータリーパーカッション式)	II-2-⑬- 1
⑭ 構造物とりこわし工	II-2-⑭- 1
⑮ コンクリート削孔工	II-2-⑮- 1
⑯ ガス切断工	II-2-⑯- 1

⑯-1 ガス切断工	II-2-⑯- 1
⑯-2 鋼材現場ガス切断工	II-2-⑯- 2
⑰ 吸出し防止材設置工	II-2-⑰- 1
⑱ 目地・止水板設置工	II-2-⑱- 1
⑲ 旧橋撤去工	II-2-⑲- 1
⑳ かご工	II-2-⑳- 1
㉑ 発泡スチロールを用いた超軽量盛土工	II-2-㉑- 1
㉒ 現場取卸費	II-2-㉒- 1
㉓ 骨材再生工(自走式)	II-2-㉓- 1
㉔ 函渠工	II-2-㉔- 1
㉔-1 函渠工(1)	II-2-㉔- 1
㉔-2 函渠工(2)	II-2-㉔- 5

第3章 基 础 工

① 鋼管・既製コンクリート杭打工(パイアルハンマ工)	II-3-①- 1
② 鋼管・既製コンクリート杭打工(中掘工)	II-3-②- 1
③ 鋼管ソイルセメント杭工	II-3-③- 1
④ 場所打杭工(オールケーシング工・全回転式 オールケーシング工)	II-3-④- 1
⑤ 場所打杭工(リバースサーチュレーション工)	II-3-⑤- 1
⑥ 場所打杭工(アースオーガ工, 硬質地盤用アース オーガ工)	II-3-⑥- 1
⑦ 場所打杭工(大口径ボーリングマシン工)	II-3-⑦- 1
⑧ 場所打杭工(ダウンザホールハンマ工)	II-3-⑧- 1
⑨ 深礎工	II-3-⑨- 1
⑩ ニューマチックケーソン工	II-3-⑩- 1
⑪ 基礎工(鋼管矢板基礎工)	II-3-⑪- 1
⑫ ドロップハンマ杭打工	II-3-⑫- 1
⑬ 木杭及び矢板打工(人力, ドロップハンマ工)	II-3-⑬- 1
⑭ 既製コンクリート杭カットオフ工	II-3-⑭- 1
⑮ 泥水運搬工	II-3-⑮- 1

第4章 コンクリート工

① コンクリート工	II-4-①- 1
② 型枠工	II-4-②- 1
②-1 型枠工	II-4-②- 1
②-2 型枠工(省力化構造)	II-4-②- 5
③ 溶接金網設置工	II-4-③- 1

第5章 仮 設 工

① 仮設工	II-5-①- 1
② 鋼矢板(H形鋼)工	II-5-②- 1
②-1 バイブロハンマ工	II-5-②- 1
②-2 バイブロハンマ工(軽量鋼矢板打込引抜工)	II-5-②-24
③ 油圧圧入引抜工	II-5-③- 1

第Ⅲ編 河 川

第1章 河川海岸

① 消波根固めブロック工	III-1-①-1
①-1 消波根固めブロック工	III-1-①-1
①-2 消波根固めブロック工(ブロック撤去工) (0.25 t を超え35.5 t 以下)	III-1-①-8
①-3 消波根固めブロック給熱養生工	III-1-①-10
② 捨石工	III-1-②-1
③ 消波工	III-1-③-1
④ 浚渫工	III-1-④-1
④-1 浚渫工(ポンプ式浚渫船)	III-1-④-1
④-2 浚渫工(バックホウ浚渫船)	III-1-④-16
⑤ 軟弱地盤上における柔構造樋門・樋管	III-1-⑤-1

第2章 河川維持工

① 堤防除草工…………… III-2-①-1

第3章 砂防工

① 土工	III-3-①-1
①-1 土工	III-3-①-1
①-2 土工(バックホウ床掘山積0.45m ³ (平積0.35m ³))	III-3-①-8
② コンクリート工	III-3-②-1
②-1 コンクリート工	III-3-②-1
②-2 コンクリート工(ケーブルクレーンで施工 する場合)	III-3-②-6
②-3 コンクリート工(横取りを行う場合)	III-3-②-11
②-4 砂防コンクリート生産(ミキサによる混合)工	III-3-②-14
②-5 砂防コンクリート生産、運搬(投入)工	III-3-②-16
②-6 残存型枠工	III-3-②-19
③ 仮設備工	III-3-③-1
③-1 仮設備工	III-3-③-1
③-2 仮設備工(砂防コンクリート生産設備)	III-3-③-5
③-3 仮設備工(軌条及び機械設備)	III-3-③-11
③-4 仮設備工(ケーブルクレーン付属設備)	III-3-③-12
④ 仮設工(砂防)	III-3-④-1

⑤ 養生工(練炭) ······	III-3-⑤- 1
⑥ 石材等採取工(割石, 雜割石, 野面採取) ······	III-3-⑥- 1
⑦ ケーブルクレーンによる資材等の運搬・据付・撤去工 ······	III-3-⑦- 1
⑦-1 ケーブルクレーンによる資材等の運搬 ······	III-3-⑦- 1
⑦-2 ケーブルクレーンの資材等の据付け・撤去 ······	III-3-⑦- 3
⑧ 水替とい工 ······	III-3-⑧- 1
⑨ 銘板工 ······	III-3-⑨- 1
⑩ 山腹工 ······	III-3-⑩- 1
⑪ 堤冠部保護工(隅石張) ······	III-3-⑪- 1
⑫ 仮締切工 ······	III-3-⑫- 1
⑫-1 砂防土砂仮締切・砂防土砂土のう仮締切 ······	III-3-⑫- 1

⑫-2 砂防コンクリート締切 ······	III-3-⑫- 6
⑬ 鋼製砂防工 ······	III-3-⑬- 1
⑭ 砂防ソイルセメント工 ······	III-3-⑭- 1
第4章 地すべり防止工	
① 地すべり防止工 ······	III-4-①- 1
①-1 集水井工(ライナープレート土留工法) ······	III-4-①- 1
①-2 集水井工(プレキャスト土留工法) ······	III-4-①- 7
①-3 地すべり防止工(集排水ボーリング工) ······	III-4-①-11
①-4 地すべり防止工(山腹水路工) ······	III-4-①-17
①-5 地すべり防止工(かご工) ······	III-4-①-28
①-6 集排水ボーリング孔洗浄工 ······	III-4-①-31

土木工事標準積算基準〔Ⅱ〕

第Ⅳ編 道 路

第1章 舗装工

① 路盤工 ······	IV-1-①- 1
② アスファルト舗装工 ······	IV-1-②- 1
②-1 アスファルト舗装工 ······	IV-1-②- 1
②-2 半たわみ性(コンポジット)舗装工 ······	IV-1-②- 8
③ 排水性舗装工 ······	IV-1-③- 1
③-1 排水性アスファルト舗装工 ······	IV-1-③- 1
③-2 透水性樹脂コンクリート工 ······	IV-1-③- 6
③-3 透水性アスファルト舗装工 ······	IV-1-③- 9
④ ゲースアスファルト舗装工 ······	IV-1-④- 1
⑤ コンクリート舗装工 ······	IV-1-⑤- 1
⑤-1 コンクリート舗装工 ······	IV-1-⑤- 1
⑤-2 RCCP工 ······	IV-1-⑤- 5

第2章 付属施設

① 防護柵設置工 ······	IV-2-①- 1
①-1 ガードケーブル設置工 ······	IV-2-①- 1
①-2 落石防止網(繊維網)設置工 ······	IV-2-①- 4
①-3 立入り防止柵工 ······	IV-2-①- 5
①-4 車止めポスト設置工 ······	IV-2-①- 7
①-5 防雪柵設置及び撤去工 ······	IV-2-①- 8
①-6 防雪柵現地張出し・収納工 ······	IV-2-①-11
①-7 雪崩発生予防柵設置工 ······	IV-2-①-13

①-8 雪崩発生予防柵設置工(円形空洞型枠工, 立入り防止柵工, 柵板設置工) ······	IV-2-①-17
①-9 ボックスビーム設置工 ······	IV-2-①-19
①-10 遮光フェンス設置工 ······	IV-2-①-20
①-11 雪崩発生予防柵(P C製)設置工 ······	IV-2-①-23
①-12 落下物等防止柵設置工 ······	IV-2-①-25
② 鋼スノーシェッド工(鋼ロックシェッド工 含む) ······	IV-2-②- 1
③ しゃ音壁設置工 ······	IV-2-③- 1
③-1 しゃ音壁設置工 ······	IV-2-③- 1
③-2 基礎杭打入(しゃ音壁) ······	IV-2-③- 9
④ 路側工 ······	IV-2-④- 1
④-1 路側工(据付け) ······	IV-2-④- 1
④-2 路側工(取外し) ······	IV-2-④- 4
⑤ 特殊ブロック設置工 ······	IV-2-⑤- 1
⑥ 組立歩道工 ······	IV-2-⑥- 1
⑦ 橋梁付属施設設置工 ······	IV-2-⑦- 1
⑧ トンネル内装板設置工 ······	IV-2-⑧- 1
⑨ 道路付属物設置工 ······	IV-2-⑨- 1
⑩ スノーポール設置・撤去工 ······	IV-2-⑩- 1
⑪ 道路植栽工(客土工)(上層30cm) ······	IV-2-⑪- 1

第3章 道路維持修繕工

① 路面切削工 ······	IV-3-①- 1
①-1 路面切削工 ······	IV-3-①- 1
①-2 切削オーバーレイ工 ······	IV-3-①- 5
② 舗装版破碎工 ······	IV-3-②- 1

②-1 輸装版破碎工(機械) ······	IV-3-②-1
②-2 輸装版破碎工(人力) ······	IV-3-②-9
③ 輸装版切断工 ······	IV-3-③-1
④ 道路打換え工 ······	IV-3-④-1
⑤ 路上路盤再生工 ······	IV-3-⑤-1
⑥ アスファルト注入工 ······	IV-3-⑥-1
⑦ 輸装版目地補修工 ······	IV-3-⑦-1
⑧ 道路付属構造物塗替工 ······	IV-3-⑧-1
⑨ 張紙防止工 ······	IV-3-⑨-1
⑨-1 張紙防止塗装工 ······	IV-3-⑨-1
⑨-2 貼紙防止シート工 ······	IV-3-⑨-2
⑩ 床版補強工 ······	IV-3-⑩-1
⑪ 橋梁補強工 ······	IV-3-⑪-1
⑪-1 橋梁補強工(鋼板巻立て)(1) ······	IV-3-⑪-1
⑪-2 橋梁補強工(鋼板巻立て)(2) ······	IV-3-⑪-8
⑪-3 橋梁補強工(コンクリート巻立て) ······	IV-3-⑪-10
⑫ 橋梁補修工 ······	IV-3-⑫-1
⑫-1 橋梁地覆補修工 ······	IV-3-⑫-1
⑫-2 橋梁補修工(支承取替工) ······	IV-3-⑫-5
⑫-3 橋梁補修工(現場溶接鋼桁補強工) ······	IV-3-⑫-9
⑫-4 橋梁補修工(モルタル復旧工) ······	IV-3-⑫-11
⑫-5 橋梁補修工(ひび割れ補修工(充てん工法)) ······	IV-3-⑫-13
⑫-6 橋梁補修工(ひび割れ補修工(低圧注入工法)) ······	IV-3-⑫-15
⑫-7 橋梁補修工(断面修復工(左官工法)) ······	IV-3-⑫-17
⑫-8 橋梁補修工(表面被覆工(塗装工法)) ······	IV-3-⑫-19
⑬ 落橋防止設置工 ······	IV-3-⑬-1
⑭ 道路除草工 ······	IV-3-⑭-1
⑮ 道路清掃工 ······	IV-3-⑮-1
⑮-1 路面清掃工(機械清掃) ······	IV-3-⑮-1
⑮-2 路面清掃工(都市型ブラシ式) ······	IV-3-⑮-6
⑮-3 路面清掃工(人力清掃工) ······	IV-3-⑮-10
⑮-4 ガードレール清掃工 ······	IV-3-⑮-12
⑮-5 ガードレール清掃工(自動追従形) ······	IV-3-⑮-15
⑮-6 デリニエータ清掃工 ······	IV-3-⑮-18
⑮-7 ガードパイプ清掃工 ······	IV-3-⑮-19
⑮-8 橋梁付属物清掃工 ······	IV-3-⑮-20
⑯ 排水構造物清掃工 ······	IV-3-⑯-1
⑯-1 管渠清掃工及び側溝清掃(組合せ作業) ······	IV-3-⑯-1
⑯-2 側溝清掃(単独作業) ······	IV-3-⑯-5
⑯-3 側溝清掃工(人力清掃工) ······	IV-3-⑯-8
⑯-4 集水樹清掃工(機械清掃工) ······	IV-3-⑯-9
⑯-5 集水樹清掃工(人力清掃工) ······	IV-3-⑯-12
⑰ トンネル清掃工 ······	IV-3-⑰-1
⑱ トンネル照明器具清掃工 ······	IV-3-⑱-1
⑲ トンネル漏水対策工 ······	IV-3-⑲-1
⑳ 脊座拡幅工 ······	IV-3-⑳-1
㉑ 桁連結工 ······	IV-3-㉑-1
㉒ 欠損部補修工 ······	IV-3-㉒-1
㉓ 路肩整正(人力による土はね) ······	IV-3-㉓-1
㉔ コンクリート接着工 ······	IV-3-㉔-1
㉕ 防護柵復旧工 ······	IV-3-㉕-1
㉖ アスファルト輸装版削孔工 ······	IV-3-㉖-1
㉗ 仮覆工板設置・撤去工 ······	IV-3-㉗-1
㉘ 道路付属物のコンクリート面塗装工 ······	IV-3-㉘-1
㉙ 横断歩道橋補修工 ······	IV-3-㉙-1
㉚ 調整ポスト取付工 ······	IV-3-㉚-1

第4章 共同溝工

① 共同溝工 ······	IV-4-①-1
①-1 共同溝工(1) ······	IV-4-①-1
①-2 共同溝工(2) ······	IV-4-①-7
①-3 杭抜き跡砂充填工 ······	IV-4-①-24
①-4 送風機据付・撤去、運転工 ······	IV-4-①-25
①-5 盛替えばかり設置・撤去工 ······	IV-4-①-26
①-6 防水工・防水層保護工 ······	IV-4-①-27
② 電線共同溝工(C・C・B・O・X) ······	IV-4-②-1
③ 情報ボックス工 ······	IV-4-③-1
④ 観測井戸設置工 ······	IV-4-④-1

第5章 トンネル工

① トンネル工(NATM) ······	IV-5-①-1
①-1 トンネル工(NATM)〔発破工法〕 ······	IV-5-①-1
①-2 トンネル工(NATM)〔機械掘削工法〕 ······	IV-5-①-43
①-3 トンネル濁水処理工 ······	IV-5-①-73
①-4 トンネル工(NATM)坑口工(DⅢパターン) ······	IV-5-①-76
①-5 トンネル工(NATM)非常駐車帯工 ······	IV-5-①-106
①-6 トンネル工(NATM)仮設備工(防音扉工) ······	IV-5-①-147
② 小断面トンネル工(NATM) ······	IV-5-②-1
③ トンネル裏込め注入工 ······	IV-5-③-1

第6章 道路除雪工

① 道路除雪工 ······	IV-6-①-1
----------------	----------

第7章 橋梁工

① 鋼橋製作工 ······	IV-7-①-1
② 橋梁塗装工(工場塗装及び塗装前処理) ······	IV-7-②-1
③ 鋼橋架設工 ······	IV-7-③-1
④ プレビーム桁製作及び架設工 ······	IV-7-④-1
④-1 プレビーム桁製作工(現場) ······	IV-7-④-1
④-2 プレビーム桁架設工 ······	IV-7-④-9
⑤ 鋼橋床版工 ······	IV-7-⑤-1

⑥ グレーチング床版架設工及び足場工	IV-7-⑥- 1	①-2 鉄筋工(ガス圧接工)	VI-1-①- 6
⑦ ポストテンション桁製作工	IV-7-⑦- 1	② 区画線工	VI-1-②- 1
⑧ プレキャストセグメント主桁組立工	IV-7-⑧- 1	③ 高視認性区画線工	VI-1-③- 1
		④ インターロッキングブロック工	VI-1-④- 1
⑨ P C 橋架設工	IV-7-⑨- 1	⑤ 防護柵設置工	VI-1-⑤- 1
⑩ P C 橋片持架設工	IV-7-⑩- 1	⑤-1 防護柵設置工(ガードレール)	VI-1-⑤- 1
⑪ ポストテンション場所打ホロースラブ橋工	IV-7-⑪- 1	⑤-2 防護柵設置工(ガードパイプ)	VI-1-⑤- 8
		⑤-3 防護柵設置工(横断・転落防止柵)	
⑫ ポストテンション場所打箱桁橋工	IV-7-⑫- 1		VI-1-⑤-12
⑬ R C 場所打ホロースラブ橋工	IV-7-⑬- 1	⑤-4 防護柵設置工(落石防護柵)	VI-1-⑤-17
⑭ 架設支保工	IV-7-⑭- 1	⑤-5 防護柵設置工(落石防止網)	VI-1-⑤-23
⑮ 伸縮装置工(鋼製)	IV-7-⑮- 1	⑥ 法面工	VI-1-⑥- 1
⑯ 橋梁排水管設置工	IV-7-⑯- 1	⑥-1 法面工	VI-1-⑥- 1
⑰ 歩道橋(側道橋)架設工	IV-7-⑰- 1	⑥-2 吹付棒工	VI-1-⑥- 9
⑱ 鋼製橋脚設置工	IV-7-⑱- 1	⑦ 道路植栽工	VI-1-⑦- 1
⑲ 橋台・橋脚工	IV-7-⑲- 1	⑧ 橋梁塗装工	VI-1-⑧- 1
⑲-1 橋台・橋脚工(1)	IV-7-⑲- 1	⑨ 橋梁付属物工	VI-1-⑨- 1
⑲-2 橋台・橋脚工(2)	IV-7-⑲-17	⑨-1 橋梁用伸縮継手装置設置工	VI-1-⑨- 1
		⑨-2 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工	
			VI-1-⑨-11

第V編 公園

第1章 公園植栽工

① 公園植栽工	V-1-①- 1
② 公園除草工	V-1-②- 1
③ 公園工	V-1-③- 1

第VI編 市場単価

第1章 市場単価

① 鉄筋工	VI-1-①- 1
①-1 鉄筋工(太径鉄筋含む)	VI-1-①- 1

①-2 鉄筋工(ガス圧接工)	VI-1-①- 6
② 区画線工	VI-1-②- 1
③ 高視認性区画線工	VI-1-③- 1
④ インターロッキングブロック工	VI-1-④- 1
⑤ 防護柵設置工	VI-1-⑤- 1
⑤-1 防護柵設置工(ガードレール)	VI-1-⑤- 1
⑤-2 防護柵設置工(ガードパイプ)	VI-1-⑤- 8
⑤-3 防護柵設置工(横断・転落防止柵)	
	VI-1-⑤-12
⑤-4 防護柵設置工(落石防護柵)	VI-1-⑤-17
⑤-5 防護柵設置工(落石防止網)	VI-1-⑤-23
⑥ 法面工	VI-1-⑥- 1
⑥-1 法面工	VI-1-⑥- 1
⑥-2 吹付棒工	VI-1-⑥- 9
⑦ 道路植栽工	VI-1-⑦- 1
⑧ 橋梁塗装工	VI-1-⑧- 1
⑨ 橋梁付属物工	VI-1-⑨- 1
⑨-1 橋梁用伸縮継手装置設置工	VI-1-⑨- 1
⑨-2 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工	
	VI-1-⑨-11
⑩ 構造物とりこわし工	VI-1-⑩- 1
⑪ 薄層カラー舗装工	VI-1-⑪- 1
⑫ 道路標識設置工	VI-1-⑫- 1
⑬ 道路付属物設置工	VI-1-⑬- 1
⑭ 公園植栽工	VI-1-⑭- 1
⑮ 軟弱地盤処理工	VI-1-⑮- 1
⑯ コンクリートブロック積工	VI-1-⑯- 1
⑰ 排水構造物工	VI-1-⑰- 1
⑱ 橋面防水工	VI-1-⑱- 1
⑲ グルービング工	VI-1-⑲- 1
⑳ 鉄筋挿入工(ロックボルト工)	VI-1-⑳- 1
㉑ コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)	
	VI-1-㉑- 1

土木工事標準積算基準〔Ⅲ〕

第Ⅶ編 参考資料

第1章 工事費の積算

- ① 間接工事費 VII-1-①- 1
- ② 産業廃棄物処分に係る留意事項 VII-1-②- 1
- ③ 隨意契約方式により工事を発注する場合の調整について VII-1-③- 1
- ④ 時間的制約を受ける公共土木工事の積算要領の運用 VII-1-④- 1

第2章 土工

- ① 機械土工(土砂, 岩石工) VII-2-①- 1
 - ①-1 機械土工(土砂) VII-2-①- 3
 - ①-2 機械土工(岩石) VII-2-①- 4
- ② プレロード盛土 VII-2-②- 1
- ③ 土(岩)の敷均し VII-2-③- 1
- ④ 床堀土を仮置する場合 VII-2-④- 1
- ⑤ 人力土工 VII-2-⑤- 1
- ⑥ 発生土・残土運搬に係る積算の考え方 VII-2-⑥- 1

第3章 共通工

- ① 芝付工 VII-3-①- 1
- ② コンクリートブロック積工 VII-3-②- 1
- ③ アンカーワーク VII-3-③- 1
- ④ 建設汚泥(泥土)改良工 VII-3-④- 1
- ⑤ 現場溶接(すみ肉溶接) VII-3-⑤- 1
- ⑥ 裏込材・切込基礎の使用材料について VII-3-⑥- 1

第4章 基礎工

- ① 杭打工 VII-4-①- 1
- ② 場所打杭工(リバースサーキュレーション工) VII-4-②- 1
- ③ 深礎工 VII-4-③- 1

第5章 コンクリート工

- ① コンクリート工 VII-5-①- 1
- ② 型枠工 VII-5-②- 1

第6章 仮設工

- ① 仮設工 VII-6-①- 1
- ② 矢板工 VII-6-②- 1
- ③ 仮橋、仮栈橋工 VII-6-③- 1
- ④ 広幅鋼矢板の引抜き VII-6-④- 1
 - ④-1 バイブロハンマ工(広幅鋼矢板の引抜き, 陸上施工) VII-6-④- 1

- ④-2 油圧圧入引抜工(広幅鋼矢板の引抜き, 陸上施工) VII-6-④- 4

第7章 河川海岸

- ① 消波工 VII-7-①- 1

第8章 河川維持工

- ① 床均し工 VII-8-①- 1
- ② 堤防天端工 VII-8-②- 1
- ③ 自然石採取工 VII-8-③- 1
- ④ かごマット工(多段式) VII-8-④- 1

第9章 舗装工

- ① 路盤工 VII-9-①- 1
- ② アスファルト舗装工 VII-9-②- 1
- ③ コンクリート舗装工 VII-9-③- 1

第10章 付属施設

- ① 歩車道境界ブロック・縁石を用いた現場打ちL型水路の基礎コンクリート VII-10-①- 1

第11章 道路維持修繕工

- ① 路面切削工 VII-11-①- 1
- ② アスファルト注入工 VII-11-②- 1
- ③ わだち掘れ補修工 VII-11-③- 1
- ④ 舗装版面取工 VII-11-④- 1
- ⑤ オーバーレイ工事におけるレベリング VII-11-⑤- 1
- ⑥ 路上路盤再生工の添加材使用量 VII-11-⑥- 1

第12章 トンネル工

- ① トンネル工 VII-12-①- 1

第13章 橋梁上部工

- ① 鋼橋製作工 VII-13-①- 1
- ② 鋼橋架設工 VII-13-②- 1
- ③ ポストテンション桁製作工 VII-13-③- 1
- ④ 橋梁排水管設置工 VII-13-④- 1
- ⑤ P C鋼線及びシース VII-13-⑤- 1
- ⑥ 床版工(地覆)のコンクリートについて VII-13-⑥- 1
- ⑦ 後打コンクリート VII-13-⑦- 1

第14章 市場単価

- ① 区画線工 VII-14-①- 1

第15章 保管基準

- ① 技術管理課保管基準 VII-15-①- 1

第VII編 參考資料

第1章	工事費の積算	VII-1-①-1
第2章	土工	VII-2-①-1
第3章	共通工	VII-3-①-1
第4章	基礎工	VII-4-①-1
第5章	コンクリート工	VII-5-①-1
第6章	仮設工	VII-6-①-1
第7章	河川海岸	VII-7-①-1
第8章	河川維持工	VII-8-①-1
第9章	舗装工	VII-9-①-1
第10章	付属施設	VII-10-①-1
第11章	道路維持修繕工	VII-11-①-1
第12章	トンネル工	VII-12-①-1
第13章	橋梁上部工	VII-13-①-1
第14章	市場単価	VII-14-①-1
第15章	保管基準	VII-15-①-1

第1章 工事費の積算

① 間接工事費	Ⅶ-1-①-1
1 共通仮設費	Ⅶ-1-①-1
1-1 運搬費	Ⅶ-1-①-3
1-2 準備費	Ⅶ-1-①-9
1-3 技術管理費	Ⅶ-1-①-10
② 産業廃棄物処分に係る留意事項	Ⅶ-1-②-1
1 伐根物等の処理について	Ⅶ-1-②-1
2 残差率(標準減量化率)について	Ⅶ-1-②-1
3 スクラップ処理について	Ⅶ-1-②-1
③ 隨意契約方式により工事を発注する場合の調整について	Ⅶ-1-③-1
④ 時間的制約を受ける公共土木工事の積算要領の運用	Ⅶ-1-④-1

第1章 工事費の積算

① 間接工事費

1 共通仮設費

(1) 単独発注する場合の適用工種

1) 河川、海岸、砂防工事の工事用道路を単独発注する場合の間接工事費の適用工種区分は「道路改良工事」とする。

2) 維持修繕、交安工事等を単独発注する場合の間接工事費の適用工種区分は次表のとおりとする。

工種	適用工種	摘要
道路照明灯設置	道路維持工事	
道路植樹工	〃	
ロックネット張工	道路改良工事	
消雪パイプ設置	〃	
歩道設置	〃	
側道橋架設	鋼橋架設工事	
横断歩道橋架設	〃	

(2) PC橋の工種区分

工種区分	橋梁種別
河川・道路構造物工事	橋梁種別-1:プレテンション桁橋工事 橋梁種別-2:RC場所打ホロースラブ橋工事
PC橋工事	橋梁種別-1:ポストテンションT桁橋工事 (プレキャストセグメント桁工事含む) 橋梁種別-2:PCコンポ桁橋工事 橋梁種別-3:ポストテンション場所打ホロースラブ橋工事 橋梁種別-4:ポストテンション場所打箱桁橋工事 橋梁種別-5:PC橋片持架設橋工事 橋梁種別-6:その他場所打架設橋工事

(出典:橋梁架設工事の積算)

(3) 間接工事費等の率計算対象額について

1) 支給品の取り扱い

支給する下記品目の材料費は間接工事費等(共通仮設費、現場管理費、一般管理費)の対象外とする。

- (イ) 現場製作の根固め及び消波ブロック
- (ロ) 仮設を目的に支給される材料(防護柵、標識類など)
- (ハ) 道路除雪で支給する吹きだめ柵、スノーポール類

2) 電気通信設備等機器類の取り扱い

電気通信設備等機器類の設置工事を単独発注する場合は、土木工事標準積算基準(電気通信編)によることとし、間接工事費等の対象区分は同基準の「間接工事費等の項目別対照表」に基づくこと。

なお、土木工事標準積算基準による一般土木工事等と一体発注する場合であって、完成品を据え付けて運転調整のみを行う機器にあっては、間接工事費等の率計算対象額は鋼橋門扉等工事原価の取扱いに準じるものとする。

例) 凍結防止剤散布装置

3) 橋梁資材の間接工事費等の取り扱い

土木工事標準積算基準〔III〕第VII編 第13章 橋梁上部工 ①鋼橋製作工 6 橋梁資材の間接工事費等の対象表 を参照のこと。

4) 間接工事費等の率計算対象額に含める工場製品の取り扱い

下記品目は間接工事費等（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の対象とする。

(イ) 雪崩予防柵、防塵柵、防雪柵等現地で組み立てを要する柵類

(ロ) 製品購入のゲート類（設計図により別途製作するゲート（水門）については、鋼橋門扉等工事原価の取扱いに準じる。）

（解説）現場搬入後に部材を組み立てるものについては、安全費や技術管理費（品質管理、出来形管理等）等が必要であることから、間接工事費等の率計算対象額に含めることとしている。

（4）無償貸付機械の取り扱い

1) 機械管理費の計上方法

貸付機械の管理費は供用日当たりで金額が定められており、これを単価表に計上するのを原則とする。その計上方法を以下に示す。

$$1\text{ 時間当たり単価} = \frac{\text{供用日 1 日当たり機械管理費}}{\text{供用日当たり運転時間}} + 1\text{ 時間当たり現場修理費}$$

例) 散水車（タンク容量 5,500～6,500ℓ）

$$1\text{ 時間当たり単価} = \frac{910}{3.1} + 131 \approx 425 \dots \dots \text{ (a)}$$

なお、貸付機械調書に計上する日数は工程表等を参考として定めるものとする。

2) 無償貸付機械評価額の計上方法

無償貸付機械を貸付けするときは「無償貸付機械評価額」を共通仮設費及び現場管理費の対象金額とし、共通仮設費算出のための対象額の範囲は、直接工事費+仮設費+事業損失防止施設費に含まれる無償貸付機械評価額とする。また、現場管理費については対象純工事費とする。ただし、一般管理費等の対象金額にはしないものとする。

(イ) 無償貸付評価額とは

（無償貸付機械と同機種、同形式建設機械損料額）－（当該機械の設計に計上された経費）

(ロ) 当該機械の設計に計上された経費とは

設計に計上された現場修理費及び機械管理費

(ハ) 計算方法

(a)

$$\text{評価額} = \{ 1\text{ 時間当たり機械損料額} - (\frac{\text{供用 1 日当たり機械管理費}}{\text{供用日当たり運転時間}} + 1\text{ 時間当たり現場修理費}) \} \times \text{総実働時間}$$

※ 機械損料額は当該地区（A、B地区）の損料額

（例）散水車（タンク容量 5,500～6,500ℓ）総実働時間 100 時間

（A地区の場合）

$$\text{評価額} = \{ 2,230 - (\frac{910}{3.1} + 131) \} \times 100 = 180,500 \text{ 円}$$

1-1 運搬費

(1) 機械損料の地域補正

請負工事機械経費積算要領第5（機械損料の補正）に掲げる、機械の輸送費の算定の基礎となる機械の所在場所は、以下を標準とする。ただし、特別な理由により、適用することが著しく適正を欠くと認められる場合は、この限りでない。

1) 機械の所在地

(イ) 所在地区分1

所 在 地	豪雪地域区分
東 京	A

(ロ) 所在地区分2

所 在 地	豪雪地域区分
仙 台 市	A
新 潟 市	B

(ハ) 所在地区分3

所 在 地	豪雪地域区分
仙台市、郡山市、いわき市	A
青森市、八戸市	
盛岡市	
秋田市	
山形市、酒田市、鶴岡市	B
福島市	
新潟市	

(ニ) 所在地区分4

所 在 地	豪雪地域区分
宮城県（下記所在地を除く市） 福島県（下記所在地を除く市）	A
各建設事務所 (各港湾) 各土木事務所	青森県全市 岩手県全市 宮城県（栗原市、大崎市、白石市） 秋田県全市 山形県全市 福島県（福島市、喜多方市、会津若松市）

注) 1. 豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項の規定により指定された地域をB地区、その他の地域（標準地域）をA地区と記載する。
2. 建設機械の所在地区分番号については、建設機械等損料算定表を参照のこと。

2) 施工地区的豪雪地域補正

豪雪地域補正の適用の考え方は以下のとおりとする。

① 輸送の基地がA地区である場合は、A地区の損料を採用する。

② 輸送の基地がB地区で、A地区において稼働する場合はA地区の損料を採用する。

なお、除雪作業に使用する機械やトンネル工事で使用する機械のように積雪によって機械の稼働率の低下をもたらさない場合等は、豪雪地域補正は行わない。

3) 運搬費積上対象機械

運搬費の積上計上を要する機械は土木工事標準積算基準によることを原則とする。

4) PC橋架設器材

いわき市好間町（好間工業団地）、西白河郡中島村、宮城県亘理町

5) 鋼橋架設器材

(イ) 鋼 枝・・・・福島、郡山、いわき各市

(ロ) H鋼枝、鋼製スノーシュエット・・・・福島、郡山

6) PCスノー（ロック）シェッド架設器材

新潟県見附市、宮城県加美郡加美町

7) ダンプトラック及びトラック（ライトバン含む。）の運搬費は計上しないものとする。

8) 特殊な場合は別途考慮する。

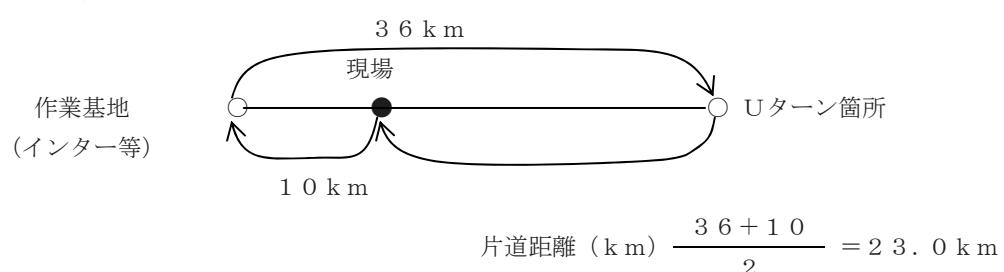
9) 工事用機械の現場内移動に要する費用

(イ) 自動車専用道路上の作業を行うために、3t以上の建設機械を作業基地（インター等）から現場に貨物自動車で運搬移動に要する費用を算出するものをいう。なお、運搬される建設機械の供用日当り損料は計上しないものとする。

(ロ) 運搬距離の算出は作業基地（インター等）から現場とし、下記のとおりとする。

注) 基地から現場までの運搬費は、共通仮設費の率に計上されているため、別途計上しないものとする。

(例)



(2) 仮設材等の所在地

仮設材等の所在地は、以下を標準とする。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

1) 仮設材等の所在地

(イ) 所在地区分1

所 在 地	資 材 名 称
東 京	仮設材（鋼矢板 5 L型）

(ロ) 所在地区分2

所 在 地	資 材 名 称
仙台市、新潟市	仮設材（鋼矢板 2型）

(ハ) 所在地区分3

所 在 地	資 材 名 称
青森市、八戸市	
盛岡市	
仙台市	
秋田市	
山形市、酒田市、鶴岡市	仮設材（鋼矢板（2型、5 L型を除く。）H形鋼、覆工板）
福島市、郡山市、いわき市	
新潟市	

(ニ) 所在地区分4

所 在 地	資 材 名 称
各建設事務所 (各港湾)	
各土木事務所	敷鉄板

(3) 敷鉄板の費用について

1) 共通仮設費率に含まれるもの

橋梁架設や地盤処理を目的としたペントやクレーン等の安定のために敷設するもの等、工事現場において一般的なものは共通仮設費率に含まれる。

2) 積上げ計上するもの

工事用道路（軟弱地盤等で工事車両が通行するため）に敷設する敷鉄板は、敷鉄板設置撤去工（土木工事標準積算基準〔I〕II-5-⑯-1）を別途積上げ計上するとともに、運搬費、賃料についても積上げ計上するものとする。

(4) 車扱運賃料金表（距離制運賃）・・・（注）運搬費等率適用可能な機械には、適用しない。

車扱運賃料金の適用は次表（距離制運賃料金）によるものとし、運搬距離は運搬基地より現地までの距離とする。発地・着地で運輸局が異なる場合は、発注機関の存在する運輸局を適用する。

東北運輸局管内（青森県・岩手県・宮城県・福島県）

車種別 キロ程	1トン車 以下	2トン車 以下	3トン車 以下	4トン車 以下	5トン車 以下	6トン車 以下
10kmまで	5,030	7,240	8,600	9,430	10,400	11,250
20〃	8,420	9,390	10,460	11,570	12,620	13,640
30〃	9,910	11,030	12,160	13,420	14,630	15,850
40〃	11,160	12,640	13,850	15,280	16,810	18,260
50〃	12,480	14,280	15,540	17,110	18,930	20,650
60〃	14,040	15,910	17,230	18,990	20,790	22,530
70〃	15,600	17,520	18,920	20,840	22,610	24,450
80〃	17,350	19,150	20,620	22,700	24,470	26,340
90〃	18,840	20,740	22,300	24,530	26,440	28,380
100〃	20,340	22,370	24,000	26,380	28,420	30,460
110〃	21,230	23,360	25,060	27,350	29,830	32,150
120〃	22,170	24,330	26,100	28,880	31,240	33,840
130〃	23,090	25,310	27,140	30,090	32,720	35,520
140〃	24,000	26,260	28,180	31,320	34,150	37,230
150〃	24,930	27,250	29,220	32,540	35,440	38,920
160〃	25,830	28,220	30,260	33,770	36,830	40,600
170〃	26,730	29,180	31,310	35,000	38,240	42,290
180〃	27,650	30,160	32,350	36,220	39,630	43,970
190〃	28,560	31,130	33,390	37,450	41,040	45,660
200〃	29,470	32,100	34,440	38,680	42,430	47,350
201km以上500kmまで 20kmを増すごとに	1,590	1,700	1,840	2,040	2,220	2,560
501km以上50kmを増すごとに	3,970	4,240	4,580	5,090	5,560	6,380

8トン車 以 下	10トン車 以 下	12トン車 以 下	14トン車 以 下	16トン車 以 下	18トン車 以 下	20トン車 以 下	以上2トンを 増す車種以下 ごと
15,210	17,250	18,500	20,510	22,520	24,530	26,540	2,010
15,210	17,250	18,500	20,510	22,520	24,530	26,540	2,010
17,720	20,150	21,410	23,850	26,290	28,730	31,170	2,440
20,420	23,320	24,320	27,170	30,020	32,870	35,720	2,850
23,140	26,340	27,220	30,530	33,840	37,150	40,460	3,310
25,180	28,600	30,150	33,590	37,030	40,470	43,910	3,440
27,160	30,770	33,080	36,670	40,260	43,850	47,440	3,590
29,180	32,950	36,040	39,730	43,420	47,110	50,800	3,690
31,280	35,080	38,950	42,790	46,630	50,470	54,310	3,840
33,580	37,610	41,780	45,750	49,720	53,690	57,660	3,970
35,480	39,750	43,750	48,020	52,290	56,560	60,830	4,270
37,380	41,890	45,630	50,150	54,670	59,190	63,710	4,520
39,300	44,030	47,540	52,330	57,120	61,910	66,700	4,790
41,200	46,150	49,440	54,480	59,520	64,560	69,600	5,040
43,100	48,310	51,330	56,640	61,950	67,260	72,570	5,310
45,000	50,420	53,230	58,800	64,370	69,940	75,510	5,570
46,900	52,570	55,140	60,960	66,780	72,600	78,420	5,820
48,820	54,710	57,040	63,160	69,280	75,400	81,520	6,120
50,720	56,850	58,950	65,280	71,610	77,940	84,270	6,330
52,620	58,990	60,840	67,430	74,020	80,610	87,200	6,590
2,840	3,180	3,290	3,690	4,090	4,490	4,890	400
7,110	7,920	8,190	9,190	10,190	11,190	12,190	1,000

(5) 地区割増料・・・(注) 運搬費等率適用可能な機械には、適用しない。

地区割増料の適用は、次表(地区割増料)によるものとする。

地 区 割 増 料

(単位:円)

車種別 地区	1トン 車まで	2トン 車まで	3トン 車まで	4トン 車まで	5トン 車まで	6トン 車まで	8トン 車まで	10トン 車まで	12トン 車まで	14トン 車まで	16トン 車まで	18トン 車まで	20トン 車まで	20トン車 をこえ 2トンを 増す車 種まで ごとに
東京都特別区 大阪市	830	930	930	990	1,090	1,180	1,270	1,380	1,460	1,600	1,750	1,890	2,040	140
札幌市														
仙台市														
千葉市														
船橋市														
川崎市														
横浜市														
相模原市														
浜松市														
名古屋市														
京都市														
東大阪市	540	540	540	650	650	740	830	830	930	1,040	1,140	1,250	1,350	100
堺市														
尼崎市														
神戸市														
岡山市														
広島市														
北九州市														
福岡市														
熊本市														
鹿児島市														

1-2 準備費

(1) 運搬 (伐開, 除根, 除草)

1) 適用範囲

本歩掛は、河川堤防、高水敷又は中州等に繁茂している樹木の伐木又は伐竹を行う伐木除根工（土木工事標準積算基準〔I〕II-2-④-1）を除く伐開、除根、除草等に伴い発生する刈払材、樹根を、ダンプトラック10積級により運搬する作業に適用する。

2) 施工概要

施工フローは、次図を標準とする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

3) 施工歩掛

施工歩掛は、次表を標準とする。

表3. 1 100空m³当り運搬日数

D I D区間：無し			
運搬距離 (km)	運搬日数 (日／100空m ³)	運搬距離 (km)	運搬日数 (日／100空m ³)
1.0 以下	0.8	9.0 以下	1.7
1.5 以下	0.9	13.5 以下	2.1
3.0 以下	1.0	21.0 以下	2.8
4.5 以下	1.2	36.5 以下	4.1
6.5 以下	1.4	50.0 以下	8.3

(注) 1. 運搬距離は片道であり、往路と復路が異なる場合は、平均値とする。
2. 自動車専用道路を利用する場合には、別途考慮する。
3. D I D（人口集中地区）は、総務省統計局の国勢調査報告資料添付の人口集中地区境界図によるものとする。
4. 運搬距離が50.0kmを超える場合は、別途考慮する。
5. D I D区間：無しとは、D I D区間が存在する経路を昼間運搬する場合以外に運搬する場合をいう。
6. 刈払材、樹根の対象積載量（空m³）はダンプトラック積載時の体積とする。
7. 刈払材、樹根の処分費は別途計上する。

4) 単価表

(イ) ダンプトラック運搬 100空m³当り単価表

コード番号 S 2630

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
ダンプトラック運転	10t積級	日	D	表3. 1
計				

(2) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
ダンプトラック	10t積級	機-22	運転労務数量→1.00 燃料消費量→73 機械損料数量→1.29

(出典：農林水産省 土地改良工事積算基準（土木工事）)

1-3 技術管理費

(1) 各種動向調査

1) 諸経費動向調査

諸経費動向調査対象工事については、当該工事が調査対象であることを特記仕様書に明記し、調査等に必要な経費として、指定する調査費を共通仮設費の技術管理費に計上する。

2) 施工合理化調査

施工合理化調査の対象工事については、当該工事が調査対象であることを特記仕様書に明記し、調査等に必要な経費として、指定する調査費を共通仮設費の技術管理費に計上する。

3) 施工形態動向調査

施工形態動向調査の対象工事については、当該工事が調査対象であることを特記仕様書に明記し、調査等に必要な経費として、指定する調査費を共通仮設費の技術管理費に計上する。

4) 特記仕様書記載例

第〇条 ○〇〇動向調査

当該工事は、○〇〇動向調査の対象工事であり、別添調査要領等に基づき調査票の作成を行う。

調査票は工事終了後速やかに提出するものとする。また、調査票の聴取り調査を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった資料等を提示するものとする。

(2) マイクロフィルム及び縮小版作成（費用は、共通仮設費に含む。）

1) マイクロフィルム作成

マイクロフィルム1コマにつき図面関係は1枚、計算書は4枚をおさめるものとする。

項目	単位	摘要
35mmサイズ	1コマ	フィルム代、撮影、現像共
ジャケット	1枚	35mmサイズ6コマ入り

2) 縮小版作成

縮小版は図面1枚、計算書4枚を1コマにおさめ、図面は折り込みとし、1冊にまとめ3部提出するものとする。（ネガアルバムは1冊提出）

項目	規格および寸法	単位	摘要
図面	A4版 21.0×29.7	1枚	薄手紙C.P.E
計算書	A4版 21.0×29.7	1枚	薄手紙C.P.E
製本料（黒表紙金文字使用）		1式	薄手紙C.P.E

② 産業廃棄物処分に係る留意事項

1 伐根物等の処理について

伐根物は地面に埋もれており詳細な当初数量が把握できない場合が多いことから、設計当初では想定で積算し、処分後に実数量に変更すること。また、中間処理費を計上する際、再資源化以外は産業廃棄物税の対象となるので、計上漏れのないようにすること。

2 残差率（標準減量化率）について

産業廃棄物税相当額の算定に用いる残差率は、下表を標準とする。

(出典：(社)福島県産業廃棄物協会)

処分方法 種類	焼却	固化・天日乾燥	破碎	脱水	中和	備考
有機性汚泥	0.10	—	—	—	—	
無機性汚泥	—	0.95	—	0.75	—	
廃油（汚泥を含むもの）	0.20	—	—	—	—	
廃酸（固形不純物を含むもの）	0.20	—	—	—	0.30	
廃アルカリ（固形不純物を含むもの）	0.20	—	—	—	0.30	
廃プラスチック類	0.25	—	1.00	—	—	
紙くず	0.10	—	1.00	—	—	
木くず	0.10	—	1.00	—	—	
繊維くず	0.10	—	1.00	—	—	
動植物性残渣	0.10	—	—	—	—	
がれき類	1.00	—	1.00	—	—	
感染性廃棄物	0.25	—	—	—	—	
ガラス・陶磁器くず	1.00	—	1.00	—	—	
石膏ボード	1.00	—	1.00	—	—	
金属くず	1.00	—	1.00	—	—	
F E P	0.80	—	1.00	—	—	

(注) 1. この減量化率は、「標準」であり、性状によっては個別対応となること。

2. この表にない混合物等は、個別に対応となる。

3 スクラップ処理について

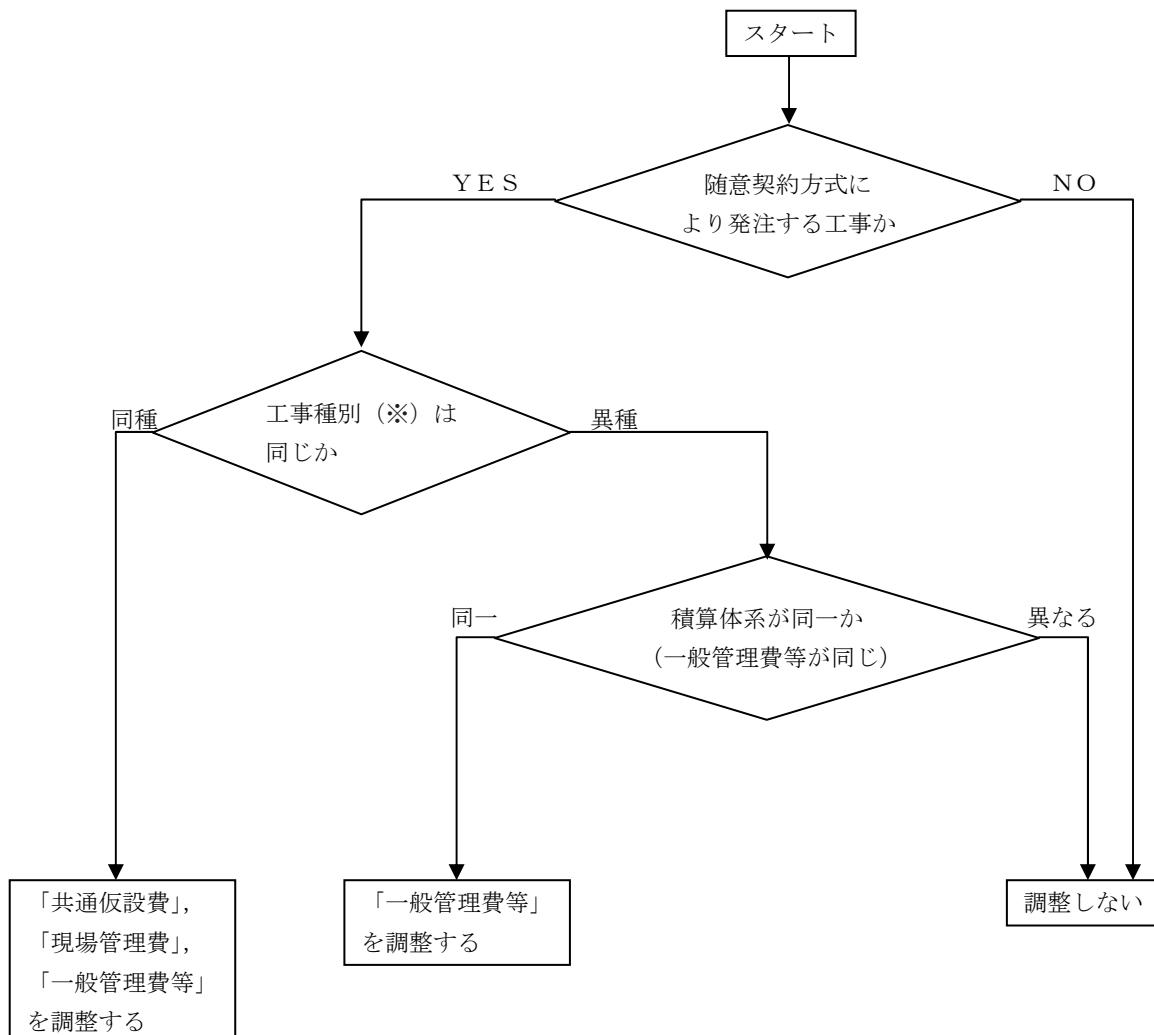
鋼材・ステンレス等のスクラップ処理については、当初設計においては売却の可否を想定で判断し計上することとし、直近の処理事業者までの運搬費を計上すること。

発注後に当該物の状況から売却出来ない場合は、発注者と受注者の協議のうえ、産業廃棄物としての処理料及び運搬費を計上すること。

③ 隨意契約方式により工事を発注する場合の調整について

随意契約方式により工事を発注する場合の調整については、土木工事標準積算基準第I編「総則」第4章「①随意契約方式等により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について」により行うが、下記運用に留意して調整するものとする。

- (1) 調整の対象とする工事は、『現工事の施工業者と随意契約方式により発注する工事』であるが、ダム、トンネル等の一体構造物（一体の構造物として完成後機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的として、分割して発注する工事の場合は、現工事としての全ての工事を対象に調整を行うものとする。
- (2) 基準の異なる工事（過年度発注工事）と随意契約を行う場合の共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の率計算部分の積算については、現工事を含め、合計工事に対応する新基準の率により調整清算を行うものとする。
- (3) 隨意契約調整積算を行う工事において、率以外の積上げ積算によるものは、実態に合わせて調整積算を行うものとする。
- (4) 他官庁の工事との調整積算は行わない。
- (5) 共同企業体（JV）とその共同企業体（JV）の一構成員との調整積算は行わない。
- (6) 積算体系が異なる場合は、原則として調整積算は行わない。（仮設物が共用できる場合は、その部分のみ調整する。）

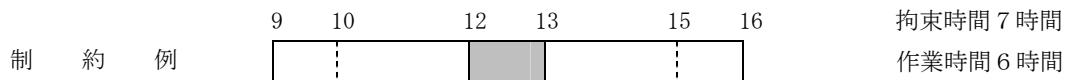
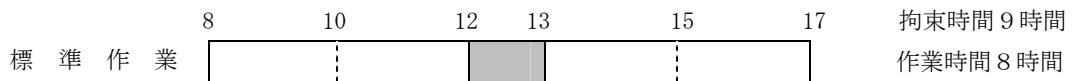


※ 土木工事標準積算基準第I編第4章「①随意契約方式等により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について」の表（福島県建設工事等請負有資格業者名簿による種別による工事種別）参照

④ 時間的制約を受ける公共土木工事の積算要領の運用

本要領は工事現場において時間的制約を受けて通常の作業時間（8時間）が確保されない場合に適用されるもので作業時間の低下に伴う労務補正を行うものである。

1. 工事発注前、工事着手後にかかわらず、交通管理者等の関係機関自治体から条件を付された場合または地元等と協議を行った際は、その記録を根拠資料として整理しておくこと。
2. 本要領は現道工事等において継続的に作業時間の制約を受ける場合に適用されるもので一時的（毎週〇曜日）な制約には適用されない。なお、道路管理関係工事のうち経常維持工事には適用しない。



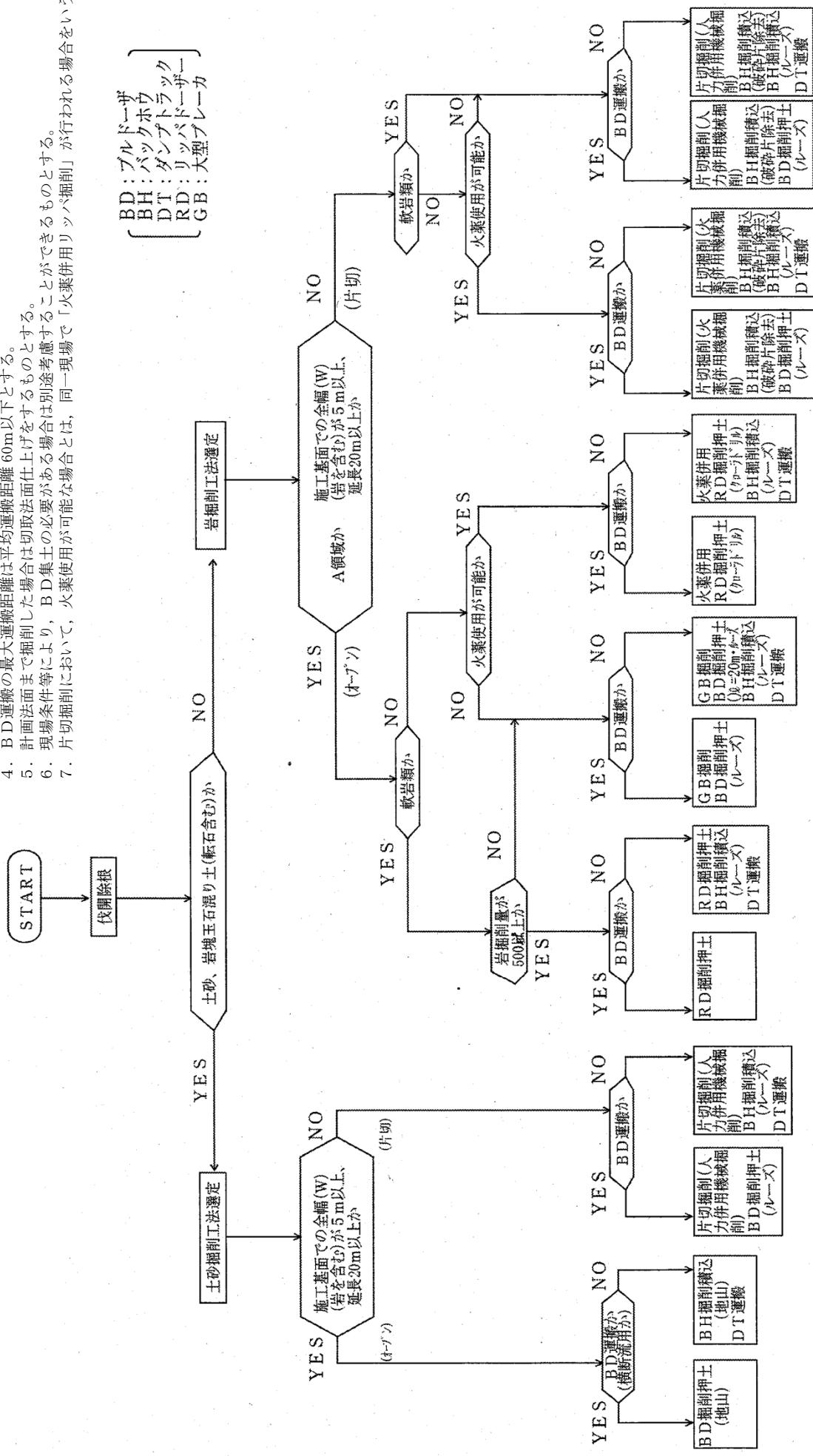
第2章 土工

土
工

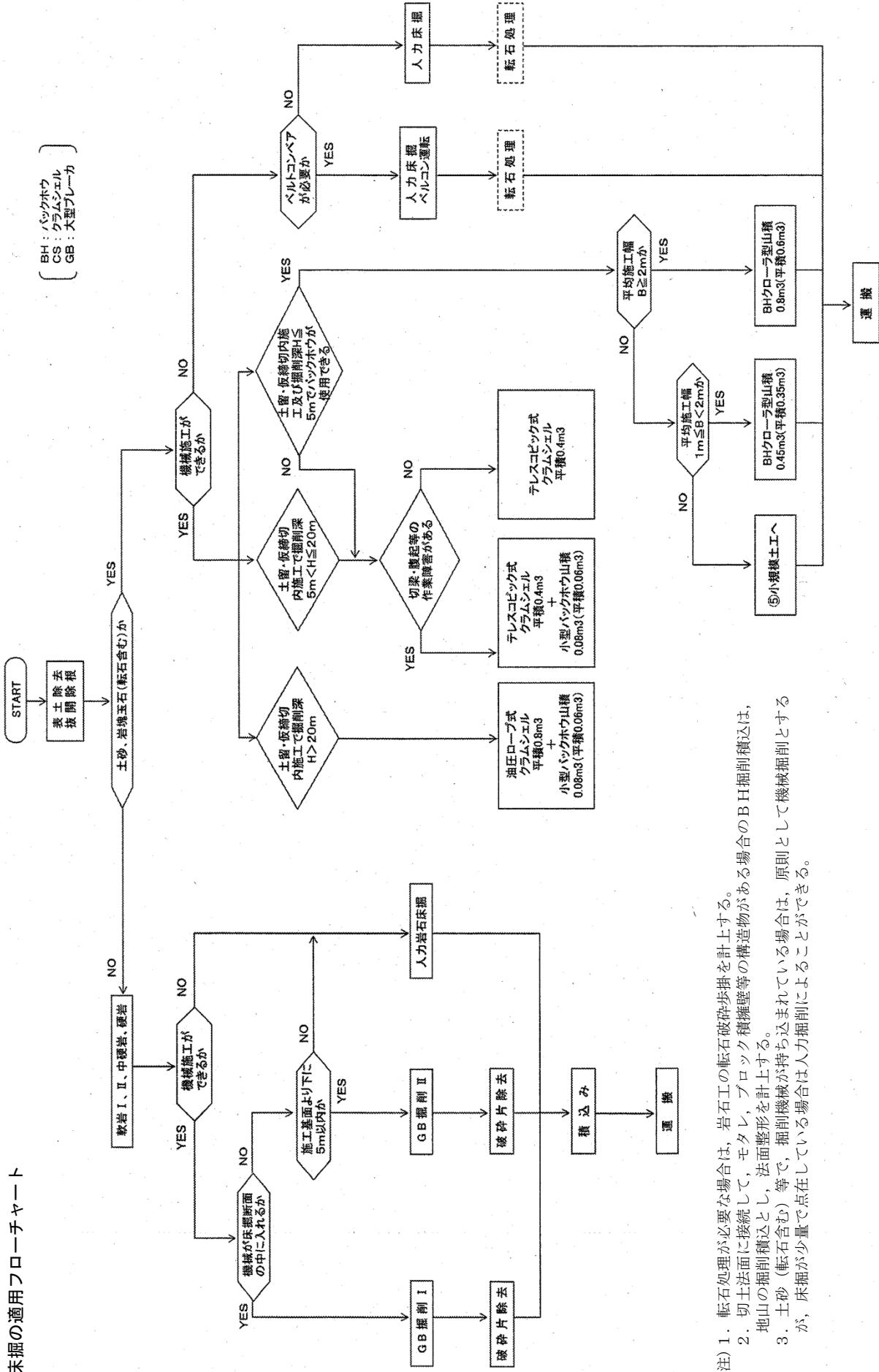
① 機械土工(土砂, 岩石工)	VII-2-①-1
1 土工掘削の歩掛適用フローチャート	VII-2-①-1
2 床掘の適用フローチャート	VII-2-①-2
①-1 機械土工(土砂)	VII-2-①-3
1 機械床掘	VII-2-①-3
①-2 機械土工(岩石)	VII-2-①-4
1 転石破碎	VII-2-①-4
2 岩掘削後の対象量	VII-2-①-4
② プレロード盛土	VII-2-②-1
③ 土(岩)の敷均し	VII-2-③-1
④ 床堀土を仮置する場合	VII-2-④-1
⑤ 人力土工	VII-2-⑤-1
1 畦畔付き土側溝	VII-2-⑤-1
⑥ 発生土・残土運搬に係る積算の考え方	VII-2-⑥-1

① 機械土工 (土砂, 岩石工)

注) 1. 工法選定に際しては前後の断面を考慮して選定すること。(対象断面が 20m 程度以上連続するか等)
 2. 施工基面とは DT 連続時の DT のいる高さの面をいう。
 3. 挖削高が高い区間が連続する場合は DT の登坂能力 (最急 15%) を考慮し登坂路を計画し工法の選定を行う。
 4. BD 連続の最大運搬距離は平均運搬距離 60m 以下とする。
 5. 計画面まで掘削した場合は切取法面仕上げをするものとする。
 6. 現場条件等により、BD 集土の必要がある場合は別途考慮することができるものとする。
 7. 片切掘削において、火薬使用が可能な場合は、同一現場で「火薬併用リッパ掘削」が行われる場合をいう。



2. 床掘の適用フローチャート



注) 1. 転石処理が必要な場合は、岩石工の転石破砕歩掛を計上する。
 2. 切土法面に接続して、モターレ、ブロック、斜面等の構造物がある場合のB.H掘削積込は、

地山の掘削積込とし、法面整形を許す。

土砂(転石含む)等で、掘削機械が持ち込まれている場合は、原則として機械掘削とする

①-1 機械土工（土砂）

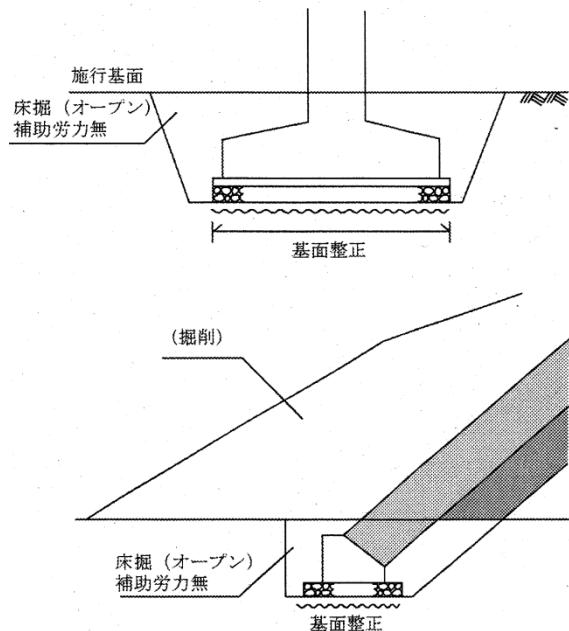
1. 機械床掘

（1）機種選定

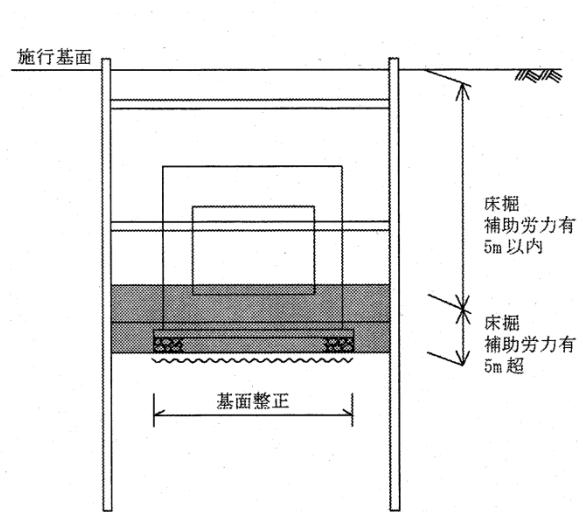
床掘を機械で行う場合の機種選定は、土木工事標準積算基準第II編第1章土工による。

（2）積算例

① オープン掘削



② 土留式掘削



①-2 機械土工（岩石）

1. 転石破碎

（1）転石処理費の計上

転石径は、盛土等再利用の場合は50cm以上、捨土の場合は1m以上を対象とする。

（2）土質の適用

転石破碎後の土質は、破碎岩を適用するものとし、転石以外は、地山の土質によるものとする。

（3）その他

（イ）転石の含有率に変更が予想されるため、あらかじめ当初の特記仕様書または現場説明書事項書に区間及び見込み含有量を明示する必要がある場合は〔実施の結果、大幅な変更が生じた場合は協議することができる〕旨を附記すること。

（ロ）転石処理の確認は、概数確認とし、火薬使用量、転石の処理状況写真等を整備しておくこと。

2. 岩掘削後の対象量

ブルドーザ集積用押土及びバックホウ破碎片除去の対象量は、掘削量の100%とする。

なお、地形が急峻な坂道などの片切りの場合で発破飛散及び自由落下等で飛散するものを見込む場合には、運搬対象量及び破碎片除去量は飛散自由落下土量を減じた量を計上しても良い。

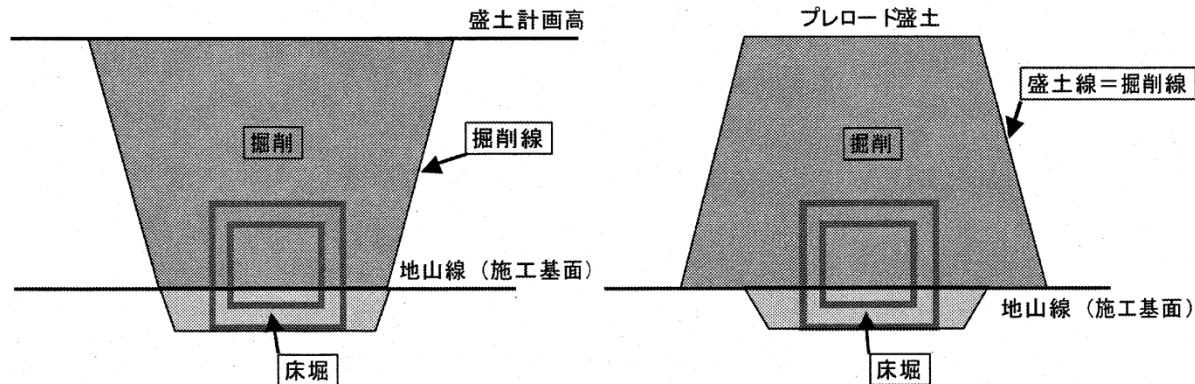
この際、飛散土の処理が必要な場合は、別途計上するものとする。

※ 飛散土量は、地形、土質により異なるため、各現場で定めること。

② プレロード盛土

軟弱地盤におけるプレロード盛土については、以下のとおりとする。

1. 構造物部のプレロード盛土について



(1) プレロード盛土（掘削部の積算）

上記左側の図のように一連の盛土として施工を行う場合は、図面（縦断図など）に掘削線を明記し、特記仕様書等に締固めが必要ない旨記載する。

(2) 構造物施工時の作業区分

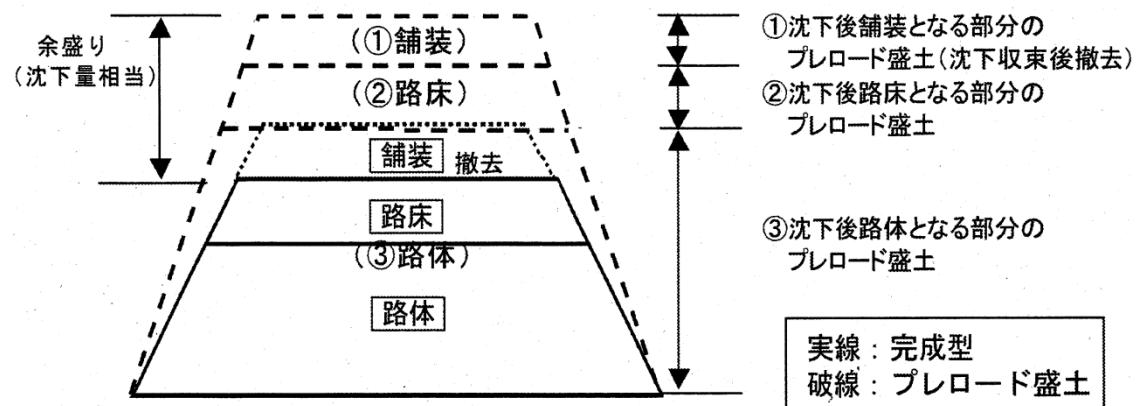
1) 掘削・床掘 施工基面から上側：掘削, 施工基面から下側：床掘
 2) 埋戻し・盛土 施工基面から上側：路体及び路床盛土, 施工基面から下側：埋戻し

(3) 積算の考え方

/	プレロード盛土	再利用の場合			
		掘 削	運 搬	敷均しのみの場合	敷均し締固めの場合
中硬岩	100m ³ 当り単価 100×1.25÷1.43 87m ³ の敷均しを計上 歩掛：土工④-1	オープン掘削 100m ³ 土質：岩塊玉石 作業区分：地山	100m ³ 土質：土砂	100m ³ 当り単価 土量変化率：1.0 100m ³ 敷均し（BD） 歩掛：土工④-1	締め固め後の土量 100m ³ 土量変化率：100m ³ ×1.0（岩塊玉石）=100m ³ 100m ³ 敷均し締固め（BD+TR） 歩掛：土工④-1
	100m ³ 当り単価 100×1.0 100m ³ の敷均しを計上 歩掛：土工④-2（ルーズ）	オープン掘削 100m ³ 土質：レキ質土 作業区分：地山	100m ³ 土質：土砂	100m ³ 当り単価 土量変化率：1.0 100m ³ 敷均し（BD） 歩掛：土工④-1	締め固め後の土量 90m ³ 土量変化率：100m ³ ×0.9（土砂）=90m ³ 90m ³ 敷均し締固め（BD+TR） 歩掛：土工④-1
	100m ³ 当り単価 100×1.0 100m ³ の敷均しを計上 歩掛：土工④-2（ルーズ）	オープン掘削 100m ³ 土質：レキ質土 作業区分：地山	100m ³ 土質：土砂	100m ³ 当り単価 土量変化率：1.0 100m ³ 敷均し（BD） 歩掛：土工④-1	締め固め後の土量 90m ³ 土量変化率：100m ³ ×0.9（土砂）=90m ³ 90m ³ 敷均し締固め（BD+TR） 歩掛：土工④-1
	100m ³ 当り単価 100×1.0 100m ³ の敷均しを計上 歩掛：土工④-2（ルーズ）	オープン掘削 100m ³ 土質：土砂 作業区分：地山	100m ³ 土質：土砂	100m ³ 当り単価 土量変化率：1.0 100m ³ 敷均し（BD） 歩掛：土工④-1	締め固め後の土量 90m ³ 土量変化率：100m ³ ×0.9（土砂）=90m ³ 90m ³ 敷均し締固め（BD+TR） 歩掛：土工④-1

※ 地山掘削及びプレロード盛土までは掘削地山の土質区分に基づき積算を行い、放置期間が長期間となり、沈下収束後のプレロード盛土再利用の場合については、地山掘削後の適用土質と判断し積算すること。
 再利用の場合の土量は沈下後の現地プレロード盛土形状をもとに算出すること。

2. 一般部のプレロード盛土について



沈下収束後の盛土区分に従って積算を行う。

- ① 沈下後の舗装部：敷き均しのみ（沈下収束後撤去となる部分），撤去は地山
- ② 沈下後の路床部：路床盛土
- ③ 沈下後の路体部：路体盛土

※ 積算上は想定出来ないものを積算するのではなく、あくまで設計値として積算を行うものとする。

③ 土（岩）の敷均し

土（岩）の敷均しのみに関する土量変化率及び適用歩掛は以下のとおりとする。

分類	敷均しのみの 土量変化率	適用歩掛
中硬岩	1.43	土木工事標準積算基準第II編第1章土工④-1 土の敷均し（機械岩石割増 有） 対象土量 100m ³ 当り歩掛で 87m ³ の施工量を計上する。
軟岩Ⅱ	1.35	土木工事標準積算基準第II編第1章土工④-2 土の敷均し（ルーズ）
軟岩Ⅰ	1.23	土木工事標準積算基準第II編第1章土工④-2 土の敷均し（ルーズ）
土砂	1.0	土木工事標準積算基準第II編第1章土工④-2 土の敷均し（ルーズ）

※ 敷均しのみの土量変化率で中硬岩、軟岩Ⅱ、軟岩Ⅰは $(C + L) / 2$ とする。

④ 床掘土を仮置する場合

構造物の床掘において、構造物付近に埋戻し分を仮置きすることが出来ず、別途仮置き場まで運搬し再度埋戻しに流用する場合の考え方は以下のとおりとする。

	地 山		仮置き場		埋戻し
	床掘	運搬	積込み	運搬	
土 砂	1 0 0 m3	1 0 0 m3	1 0 0 m3 (ルーズ)	1 0 0 m3	9 0 m3
軟岩 I	1 0 0 m3	1 0 0 m3 (軟岩)	1 0 0 m3 (ルーズ・レキ質)	1 0 0 m3 (軟岩)	1 1 5 m3
軟岩 II	1 0 0 m3	1 0 0 m3 (軟岩)	1 0 0 m3 (ルーズ・レキ質)	1 0 0 m3 (軟岩)	1 2 0 m3
中硬岩	1 0 0 m3	1 0 0 m3 (硬岩)	1 0 0 m3 (ルーズ・破碎岩)	1 0 0 m3 (硬岩)	1 2 5 m3 (岩補正)

なお、上記については、同一の工事で仮置きが生じた場合の考え方であり、仮置き状態が長時間となってい る場合は別途考慮する。

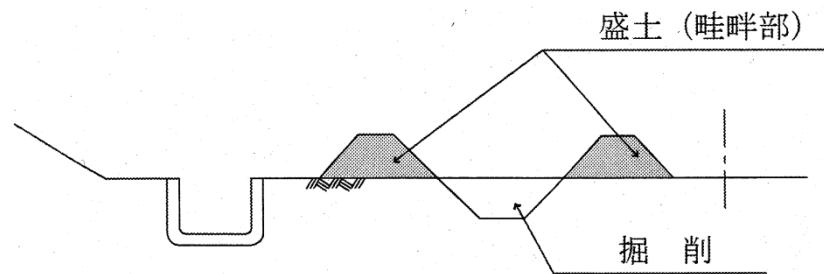
⑤ 人力土工

1. 畦畔付き土側溝

(1) 土側溝については、土木工事標準積算基準第Ⅱ編第1章土工⑥人力土工によるものとする。

(イ) 盛土（畦畔部）は、人力盛土（埋戻し）を計上するものとする。

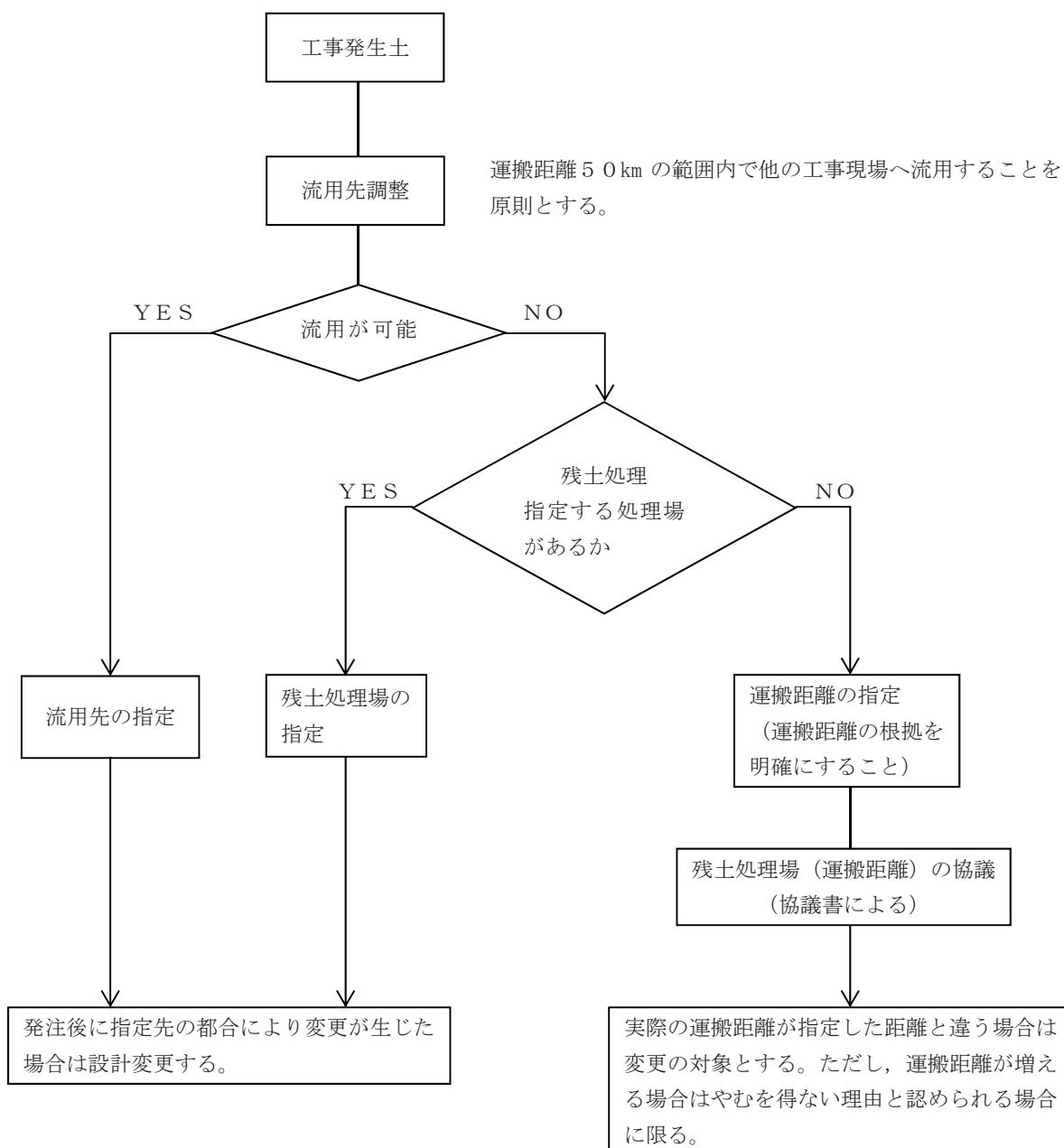
(ロ) 掘削は、人力掘削（床掘）を計上するものとする。



⑥ 発生土・残土運搬に係る積算の考え方

発生土や残土については、特記仕様書に処理場及び運搬距離に関する施工条件を明示することとし、積算の考え方は以下のとおりとする。

- 1 工事発生土は運搬距離 50 km の範囲内で他の工事現場へ流用することを原則とするが、他の工事との受入時期及び土質等の調整が困難である場合に限り、残土処理とすることができる。
- 2 残土処理となる場合、指定する残土処理場の場所と運搬距離を特記仕様書で明示すること。
- 3 残土処理場が特定出来ない場合、運搬距離のみを明示することをやむを得ないものとするが、その場合でも過去の事例又は近傍の事例等から根拠のある運搬距離を明示すること。
- 4 上記 1、2 の場合において、発生土流用先又は残土処理場のやむを得ない理由により予定していた数量が処理できない場合は、運搬先及び運搬距離を変更することができる。
- 5 上記 3 の場合、受注者は当初明示した運搬距離以内で残土処理場を探すものとし、実際の残土処理場までの運搬距離が近くなった場合は実績距離で変更すること。また、残土処理場を探した結果、運搬距離が増える場合は、やむを得ない理由と認められる場合に限り変更することができる。



第3章 共通工

① 芝付工	Ⅷ-3-①-1
1 耳芝100m当たり歩掛表	Ⅷ-3-①-1
② コンクリートブロック積工	Ⅷ-3-②-1
1 適用範囲	Ⅷ-3-②-1
2 施工歩掛	Ⅷ-3-②-1
3 環境保全型ブロック(積みタイプ)について	Ⅷ-3-②-1
③ アンカー工	Ⅷ-3-③-1
1 足場工の計上	Ⅷ-3-③-1
④ 建設汚泥(泥土)改良工	Ⅷ-3-④-1
1 適用範囲	Ⅷ-3-④-1
2 施工概要	Ⅷ-3-④-1
3 施工歩掛	Ⅷ-3-④-1
4 日当たり施工量	Ⅷ-3-④-2
5 単価表	Ⅷ-3-④-2
⑤ 現場溶接(すみ肉溶接)	Ⅷ-3-⑤-1
⑥ 裏込材・切込基礎の使用材料について	Ⅷ-3-⑥-1

① 芝 付 工

1. 耳芝 100m当たり歩掛表

コード番号 S 1224

名 称	形状寸法 (cm)	単位	数 量		摘要
			野芝	人工芝	
芝	幅 14 (15)	m ² (m)	14.0	(100.0)	
普通作業員		人	1.89	1.18	植付仕上材料、小運搬共
世話役		人	0.19	0.12	
諸 雜 費		式	1	1	50~149円
計					

(注) 1. 筋芝工、張芝工と同時施工時は、計上しない。

② コンクリートブロック積工

1. 適用範囲

本資料は、間知ブロックの積工（勾配1割未満、ブロック重量150kg／個未満）において、市場単価が適用できない場合（JISタイプ以外を使用する場合等）に適用する。

2. 施工歩掛

10m²当り

名 称	規 格	単 位	数 量
世 話 役		人	0.2
ブ ロ ッ ク 工		〃	0.7
普 通 作 業 員		〃	1.2
ト ラ ッ ク ク レ ーン 運 転	油圧伸縮ジブ型16t吊	日	0.4
諸 雜 費 率		%	(3)

(注) 1. () の諸経費は、水抜パイプ及び吸出し防止材を設置した場合の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

1. ト ラ ッ ク ク レ ーン の 運 転 は、コンクリートブロック、裏込材等の吊り上げ、吊り下げ作業を含む。
2. ト ラ ッ ク ク レ ーン の 運 転 は、賃料とする。なお、現場条件により16t吊りで施工が不可能な場合は、別途選定することができる。
3. ト ラ ッ ク ク レ ーン の 運 転 は、賃料とする。なお、現場条件により16t吊りで施工が不可能な場合は、別途選定することができる。
4. 運搬距離20m程度の人力による小運搬を含む。
5. 水抜パイプ及び吸出し防止材設置歩掛は含まれているが、吸出し防止材を全面に設置する場合は、「第II編第2章共通工③コンクリートブロック積（張）工」の吸出し防止材（全面）設置歩掛（S1294）により別途計上する。

3. 環境保全型ブロック（積タイプ）について

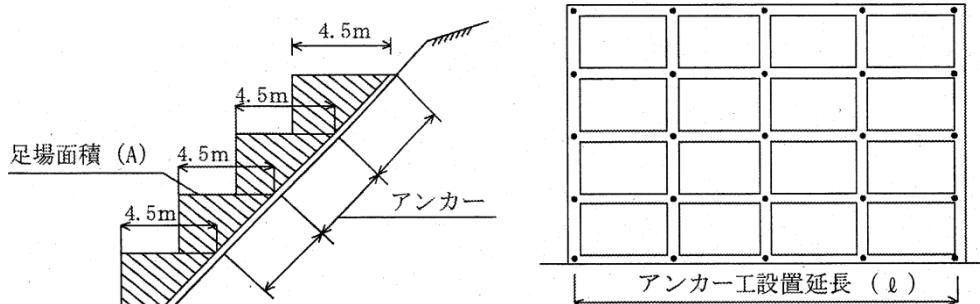
- (1) 標準型の施工歩掛については、「第II編第2章共通工③コンクリートブロック積（張）工」の間知ブロックの積工歩掛を適用する。ただし、諸雑費（水抜パイプ費用等）は計上しない。
- (2) ブロックの前面に吸出し防止材を設置する場合については、「第II編第2章共通工⑦吸出し防止材設置工」の点在する場合の材料の割増率0を適用した吸出し防止材設置歩掛（S1641）により計上する。

③ アンカーア

1. 足場工の計上

- (1) 切土とアンカーアが同時施工となる場合は足場工は計上しない。
- (2) 既設構造物及び切土完了後等でアンカーアを施工する場合の足場工は次による。

① 足場工の計算



$$\text{足場工 (空m}^3\text{)} = A \times (l + 2.25m \times 2)$$

$$A = \text{断面積 (斜線部)}$$

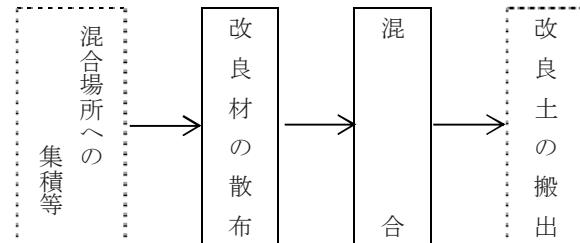
④ 建設汚泥（泥土）改良工

1. 適用範囲

本資料は、現場で発生する汚泥（泥土）及びシールド工法等において発生する汚泥（泥土）を、現場内で、バックホウによりペーパースラッジ（P.S.）灰等を混合し改良する場合に適用する。
ただし、1工事の施工量は10,000m³程度までとし、それ以外の場合は別途考慮するものとする。

2. 施工概要

施工フローは下記を標準とする。



3. 施工歩掛

改良材の散布、バックホウによる混合作業は、次表のとおりとする。

歩掛の選定にあたっては、「ピット使用」を標準とするが、原位置において混合作業をする場合やピット不使用でも汚泥の流出がなく混合作業が可能である場合は「ピット不使用」を採用するものとする。

（100m³当り）

名 称	規 格	単位	数 量	
			ピット使用	ピット不使用
世 話 役		人	0. 8	0. 6
特 殊 作 業 員		人	0. 8	0. 6
普 通 作 業 員		人	0. 8	0. 6
バ ッ ク ホ ウ 運 転	クローラ型・排出ガス対策型 クレーン機能付 2.9t 吊 山積 0.8m ³ (平積 0.6m ³)	日	0. 8	0. 6
水 槽 (ピット) 損料	30m ³	日	0. 8	—
諸 雜 費		%	10	5

（注）1. 諸経費は、バックホウの足場整地、仮設敷鉄板の設置撤去・損料、水槽（ピット）の修繕費、水槽の据付撤去及びバックホウのバケット改良等の費用であり、労務費及び機械運転経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

2. 対象土量は、地山土量とする。

4. 日当り施工量

日当り施工量は、次表を標準とする。

(1日当り)

日当り施工量	単位	ピット使用	ピット不使用
建設汚泥（泥土）改良工	m ³	120	160

5. 単価表

(1) 建設汚泥（泥土）改良工（バックホウ混合・ピット使用）100m³当り単価表

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
世 話 役		人	0. 8	
特 殊 作 業 員		人	0. 8	
普 通 作 業 員		人	0. 8	
改 良 材	PS灰	Kg		必要量
バ ッ ク ホ ウ 運 転	クローラ型・排出ガス対策型 クレーン機能付 2.9t吊 山積0.8m ³ （平積0.6m ³ ）	日	0. 8	
水槽（ピット）損料	30m ³	日	0. 8	
諸 雜 費		%	10	

※ 改良材の価格については、土木・建築関係事業単価表（参考資料）による。

(2) 建設汚泥（泥土）改良工（バックホウ混合・ピット不使用）100m³当り単価表

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
世 話 役		人	0. 6	
特 殊 作 業 員		人	0. 6	
普 通 作 業 員		人	0. 6	
改 良 材	PS灰	Kg		必要量
バ ッ ク ホ ウ 運 転	クローラ型・排出ガス対策型 クレーン機能付 2.9t吊 山積0.8m ³ （平積0.6m ³ ）	日	0. 6	
諸 雜 費		%	5	

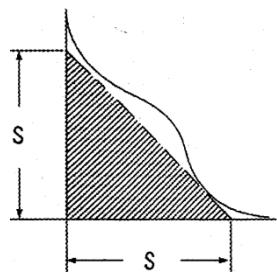
※ 改良材の価格については、土木・建築関係事業単価表（参考資料）による。

(3) 機械運転単価表

名 称	規 格	適用単価表	指定事項
バ ッ ク ホ ウ (クレーン仕様)	クローラ型・排出ガス対策型 クレーン機能付 2.9t吊 山積0.8m ³ （平積0.6m ³ ）	機-18	運転労務係数 → 1.00 燃料消費量 → 108 機械損料数量 → 1.25

⑤ 現場溶接（すみ肉溶接）

現場溶接の場合は、下表の換算率を乗じて積算するものとする。



(イ) 等辺の場合

$$K = \frac{A}{21.8}$$

$$A = \frac{1.21 S^2}{2}$$

サイズ (S)	サイズ 6 mm のすみ肉溶接に対する換算率 (K)	サイズ (S)	サイズ 6 mm のすみ肉溶接に対する換算率 (K)
3	0.3	19	10.1
4	0.5	20	11.1
5	0.7	21	12.3
6	1.0	22	13.5
7	1.4	23	14.7
8	1.8	24	16.0
9	2.3	25	17.4
10	2.8	26	18.8
11	3.4	27	20.3
12	4.0	28	21.8
13	4.7	29	23.4
14	5.5	30	25.4
15	6.3		
16	7.1		
17	8.1		
18	9.0		

⑥ 裏込材・切込基礎の使用材料について

裏込材、切込基礎には原則としてRC-40を使用することとする。施工地区においてRC-40が供給できない場合でも、運搬距離40km以内に供給可能な再生資源化施設があれば、これを使用すること。その場合の設計単価は以下のとおりとする。

(1) RC-40の単価が設定されていない地区 (Q地区 檜枝岐村)

見積単価とする。(運搬費を含めた現場着価格)

(2) RC-40の単価が設定されている地区

施工地区的単価とする。

ただし、施工箇所から40km以内に供給可能な再生資源化施設がない場合は、新材 (C-40) を使用することが出来るものとする。

第4章 基礎工

① 杭打工	VII-4-①-1
1 杭打機種	VII-4-①-1
② 場所打杭工(リバースサーキュレーション工)	VII-4-②-1
1 場所打杭工(リバースサーキュレーション工)	VII-4-②-1
③ 深礎工	VII-4-③-1
1 深礎工	VII-4-③-1

基
礎
工

① 杭打工

1. 杭打機種

(1) ディーゼルパイルハンマ及び油圧パイルハンマが同一工事で、選定基準により2機種以上となる場合の取扱いは、下記による。

(イ) 使用機械は、各杭長毎に機種の選定基準により選定した規格で計上する。

(ロ) 機械の運搬は、工程上で最大規格の機種を計上する。

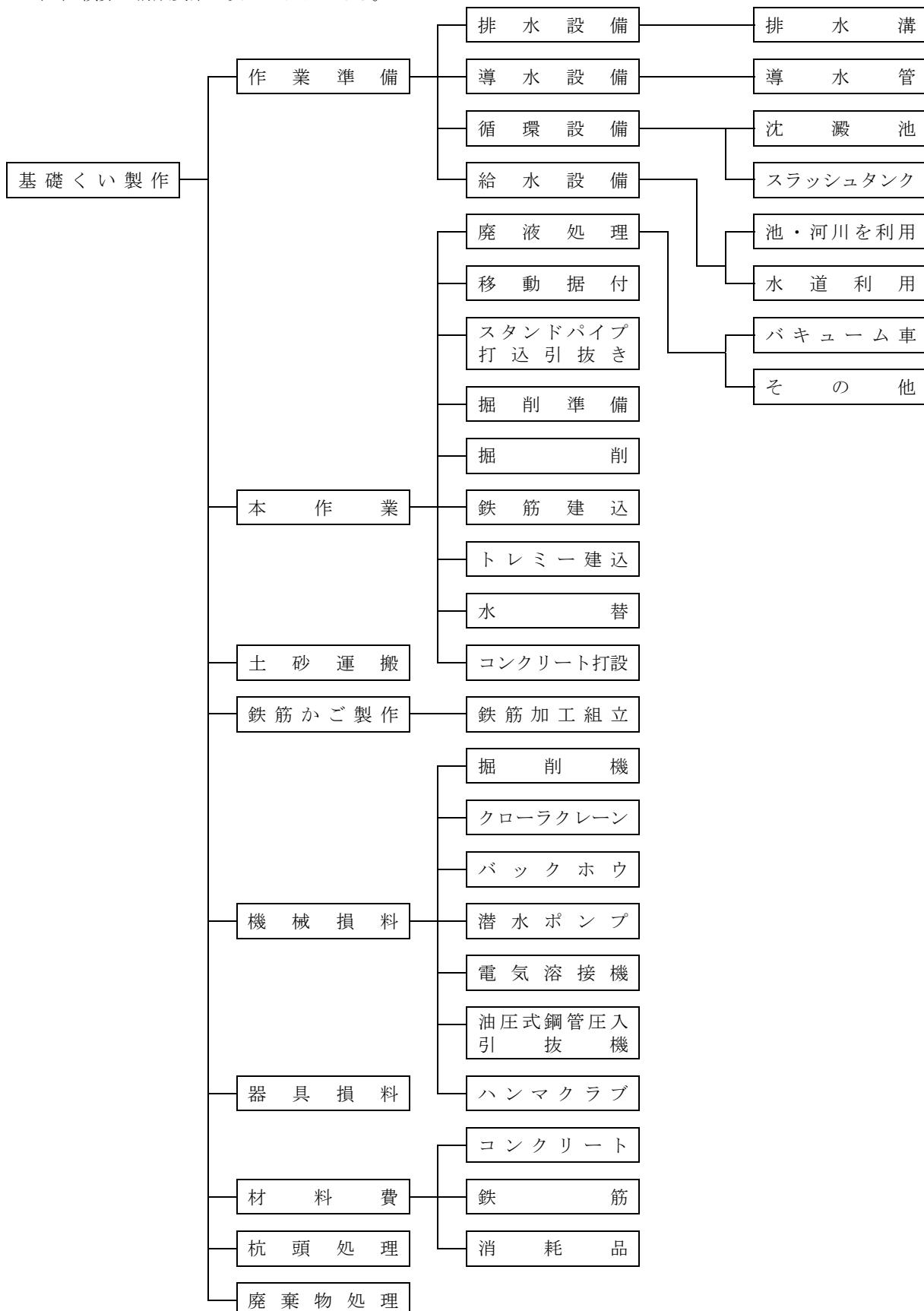
(2) 中堀工等その他杭打工法についても、同一工事で選定基準により2機種以上となった場合は、(1)(イ)及び(ロ)と同様の取扱いによるものとする。

② 場所打杭工（リバースサーキュレーション工）

1. 場所打杭工（リバースサーキュレーション工）

[参考]

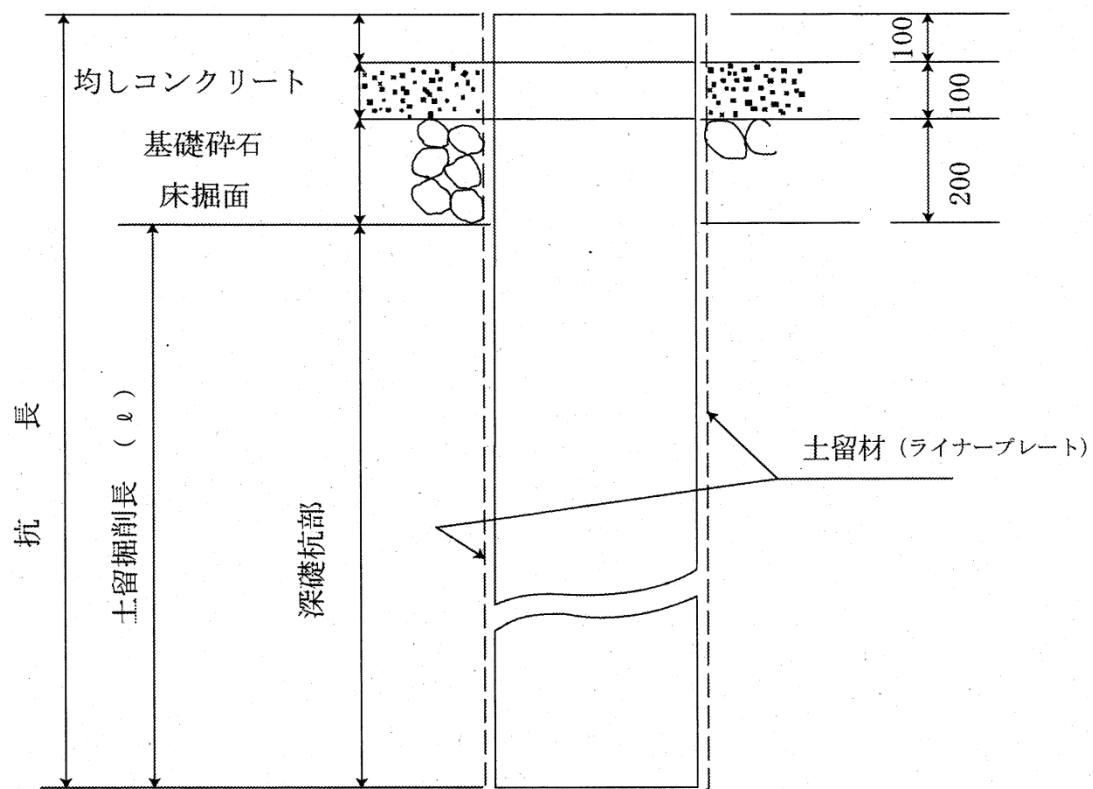
(1) 積算の構成要素は次のとおりである。



③ 深 碇 工

1. 深礎工

(1) 深礎工は下記要領により積算する。

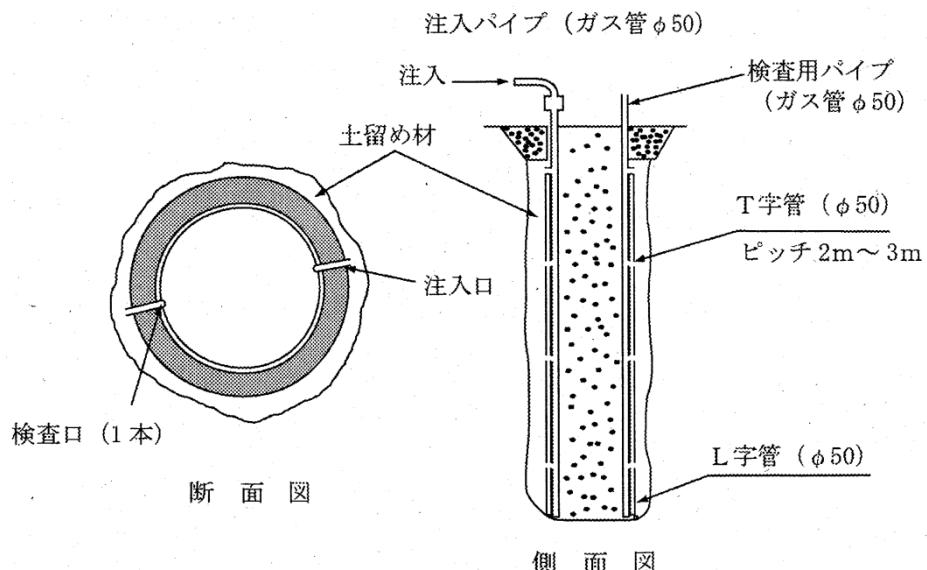


(注) 1. 土留掘削長 (l) は土留材の単位長を考慮のうえ決定するものとする。
2. ライナープレートは杭長全長分設置 (撤去しない埋設) し, 深礎掘削長は基礎碎石下面 (床堀面) からの長さとする。

(2) 裏込め注入

(イ) 土留材を掘削全長にわたって撤去しない埋設とした場合には、土留材と地山との間に生じる空隙を埋めるために、モルタル等で裏込め注入を行わなければならない。このためコンクリート打込み前にあらかじめ内径50mm以上のパイプを下図のように設置し、コンクリート打設後にこのパイプから低圧(2kg/cm²程度)の注入を行う。さらに注入がよく行われたことを確認するために別の検査用パイプを建て込むものとする。

なお、地盤状況や掘削時の状況によって注入パイプの本数および注入口の配置を決めるものとする。



第5章 コンクリート工

① コンクリート工	Ⅷ-5-①-1
1 コンクリート構造物の分類	Ⅷ-5-①-1
2 打設工法の選定	Ⅷ-5-①-1
3 圧送管組立撤去費	Ⅷ-5-①-2
② 型枠工	Ⅷ-5-②-1
1 型枠工の適用(構造物単位歩掛を除く)	Ⅷ-5-②-1

① コンクリート工

1. コンクリート構造物の分類

土木工事標準積算基準第II編第4章①コンクリート工によるほか、次により分類する。

- ① 海岸堤防、プレキャスト法枠（中詰コンクリート）…………無筋構造物
- ② 側溝等の打設幅1m程度の捨コンクリート、現場打ち法枠……小型構造物

2. 打設工法の選定

（1）打設地上高の定義

打設地上高とは切土部では改良計画高とし、搬入路等から直接投入できる場所は搬入路の路面高とする。
また盛土部ではコンクリート運搬車が進入できる地盤線とする。

（2）打設工法の選定（構造物単位歩掛を除く）

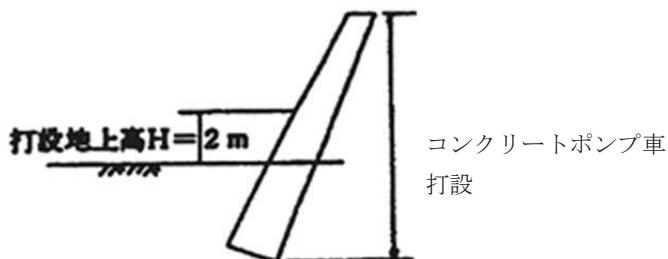
「土木工事標準積算基準第II編第2章⑤場所打擁壁工（1）（2）、④函渠工（1）（2）、第IV編第4章①共同溝工（1）（2）、第7章⑩橋台・橋脚工（1）（2）」を除くコンクリート打設工法の選定は下記による。

（イ）無筋・鉄筋構造物

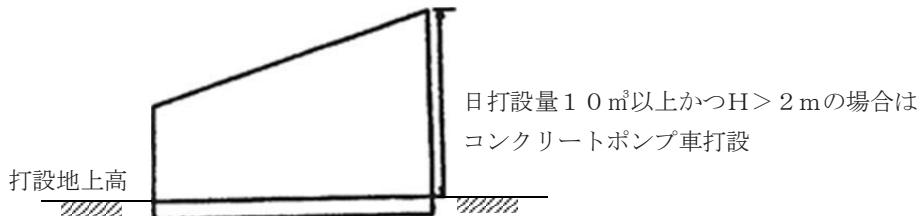
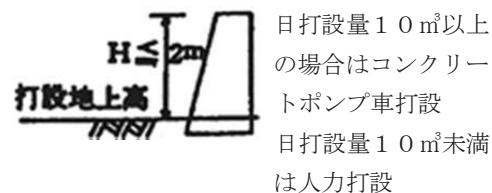
日打設10m³/日以上かつ打設地上高H>2mの場合はコンクリートポンプ車打設とする。

また、H≤2mで日打設量10m³以上の場合はコンクリートポンプ車打設とする。

もたれ擁壁の例



小型重力式擁壁の例



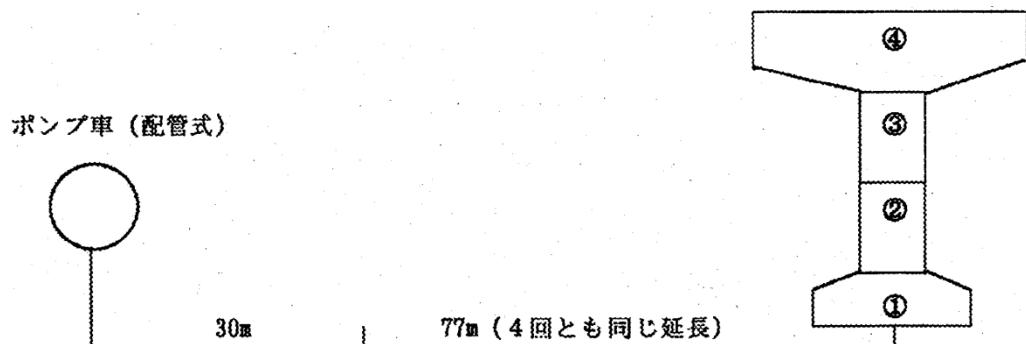
（ロ）小型構造物

打設地上高H>2mを超える場合はクレーン車打設とし、他は人力打設とする。

3. 圧送管組立撤去費

- (イ) コンクリートポンプ車から作業範囲 30 m を越える場合は圧送管組立撤去費を加算するものとする。
- (ロ) 加算方法は 30 m を超える延長に打設回数を考慮した平均延長を求めて行なうものとする。
- (ハ) 圧送管組立撤去費は、日々組立撤去するものに適用する。

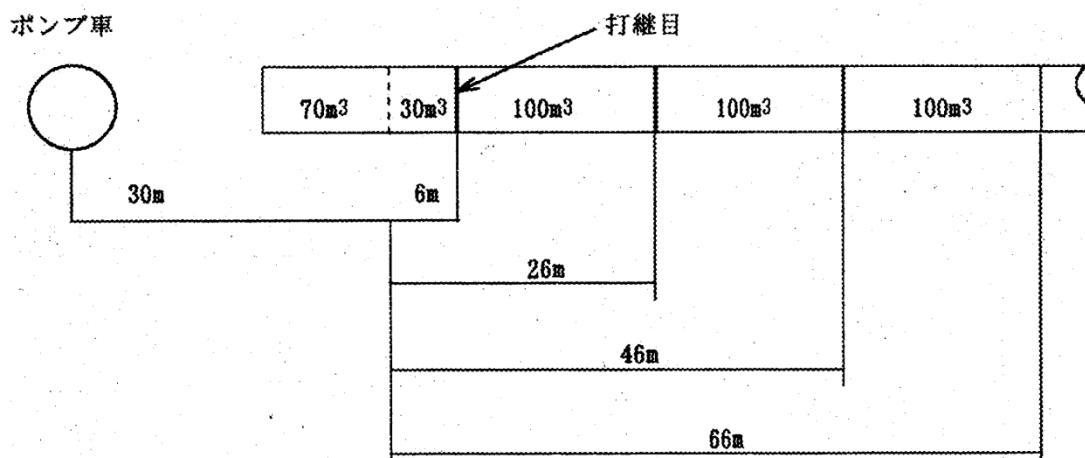
計算例①橋梁下部工等の場合



$$77\text{ m} \text{ (平均延長)} \times 4 \text{ 回} \times 0.46 \text{ 人} / 10\text{ m} = 13.8 \text{ 人} \text{ (普通作業員)}$$

入力条件の「圧送管延長」は、打設回数当たりの平均延長 = 77 m を入力する。

計算例②橋梁上部工（床版工）等の場合



入力条件の「圧送管延長」は打設回数当たりの平均延長 = 36 m を入力する。

$$(6 + 26 + 46 + 66) / 4 = 36 \text{ m}$$

② 型 枠 工

1. 型枠工の適用（構造物単位歩掛を除く）

「土木工事標準積算基準第II編第2章⑤－1場所打擁壁工（1），②－1函渠工（1），第IV編第4章①共同溝工（1）（2）第7章⑯－1橋台・橋脚工（1）」を除く型枠工の適用基準は，次表による。

種類	適用
鉄筋構造物	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋構造の擁壁，橋台，橋脚 ・ポンプ場下部工 ・半径R = 5 mを超える構造物の円形部 ・水路 ・ボックスカルバート ・水門，樋門，樋管 ・橋の地覆 ・その他鉄筋量の多い構造物等
無筋構造物	<ul style="list-style-type: none"> ・重力及びもたれ式擁壁等 ・マッシブな基礎 ・比較的単純な鉄筋を有する半重力式擁壁及び橋台等 ・海岸堤防
円形	<ul style="list-style-type: none"> ・半径R = 5 m以下の構造物の円形部
小構造物	<ul style="list-style-type: none"> ・水路及び側溝等の断面積が小さく連続している構造物 ・法留 ・側溝及び集水溝の蓋 ・集水溝等のように比較的コンクリート量の少ない形状の複雑な構造物 ・防護柵等の基礎で少量（1 m³程度以下）のコンクリートが点在している構造物 ・管渠に接続する呑吐口の型枠
均し型枠	<ul style="list-style-type: none"> ・均しコンクリート ・境界ブロック等の基礎型枠 ・縁石を用いた現場打L型側溝

第6章 仮 設 工

① 仮 設 工	Ⅷ-6-①-1
1 仮設備材料損料率	Ⅷ-6-①-1
2 仮設物(土留, 仮締切, 仮橋等)年度を越えて 存置する場合等の取り扱い	Ⅷ-6-①-2
3 貨料計上限度額	Ⅷ-6-①-2
4 運搬路等の補修	Ⅷ-6-①-3
② 矢板工	Ⅷ-6-②-1
1 矢板及びH鋼杭打込み引抜き機械	Ⅷ-6-②-1
2 鋼矢板二重締切の中詰土	Ⅷ-6-②-1
3 仮締切用タイロッド及びタイロープ等	Ⅷ-6-②-2
③ 仮橋, 仮桟橋工	Ⅷ-6-③-1
1 仮(桟)橋(既製品を除く)設置撤去工	Ⅷ-6-③-1
④ 広幅鋼矢板の引抜き	Ⅷ-6-④-1
④-1 バイブロハンマ工(広幅鋼矢板の引抜き, 陸上 施工)	Ⅷ-6-④-1
1 適用範囲	Ⅷ-6-④-1
2 施工概要	Ⅷ-6-④-1
3 機種の選定	Ⅷ-6-④-1
4 編成人員	Ⅷ-6-④-2
5 日当り施工枚数	Ⅷ-6-④-2
6 単価表	Ⅷ-6-④-3
④-2 油圧圧入引抜工(広幅鋼矢板の引抜き, 陸上 施工)	Ⅷ-6-④-4
1 適用範囲	Ⅷ-6-④-4
2 施工概要	Ⅷ-6-④-4
3 機種の選定	Ⅷ-6-④-4
4 編成人員	Ⅷ-6-④-5
5 日当り施工枚数	Ⅷ-6-④-5
6 単価表	Ⅷ-6-④-6

① 仮設工

1. 仮設備材料損料率

(1) 線路布設設備材料損料率

(1 現場当たり)

種別	損料率 (%)			摘要
	丸太	ページ	モールスパイキ	
線路布設	栗 20 松 40	20	20	

(2) 給水・給気設備

(1 現場当たり)

種別	損料率 (%)			摘要
	ゴムホース	鋼管, ガス管	ビニールパイプ	
給水設備	60	20~30	50	
給気設備	30	10		

(3) 仮排水路として利用する管材の取り扱いについて

(イ) 指定仮設において、管材（高密度ポリエチレン管、コルゲートパイプ、ヒューム管等）を使用する場合の計上価格は、全損とする。なお、完成後に再使用可能なものについては、現場発生品として処理すること。

(ロ) 任意仮設においては、高密度ポリエチレン管（無孔管）で設計計上することを原則とする。
計上方法については、下記による。

1) 高密度ポリエチレン管の使用回数における損率は下表のとおり。

1 現場当たり使用回数	損率	摘要
1回使用の場合	50%	
2回以上使用の場合	100%	1回目の据付において計上する

※ 高密度ポリエチレン管の単価は、「土木事業単価表」による。

2) 高密度ポリエチレン管（無孔管）の据付歩掛は下表のとおり。

(100m当たり)

管径 (mm)	600~1,000
世話役	0.5人
普通作業員	1.5人

(注) 1. 歩掛は運搬距離100m程度までの小運搬を含む据付作業であり、床掘、埋戻等は含まない。

2. 撤去歩掛は据付歩掛の50%とする。

3) 仮設排水管（高密度ポリエチレン管）100m当たり据付単価表

コード番号 S 5400

名称	規格	単位	数量	摘要
世話役		人	0.5	
普通作業員		人	1.5	
高密度ポリエチレン管	管径	m	100	管径 600~1,000mm
諸雜費		式	1	50~149円

2. 仮設物（土留、仮締切、仮橋等）年度を超えて存置する場合等の取り扱い

当該工事以外にも使用する等のために設置した仮設物で、当該工事完了後も存置させる場合の取扱いは次によることを標準とする。

(1) 仮設物の損料及び賃料（以下「損料等」という。）は、年度を通算した存置期間を考慮し、下記により算定するものとする。

	土留、仮締切	仮橋	仮橋（既製品）
賃料単価 (リース料金)	土木事業単価表	物価資料	物価資料
1 現場当たり修理費 及び 損耗費	建設用仮設材賃料積算基準	建設用仮設材賃料積算基準	物価資料

(2) 設置した当該工事に計上する損料等は、当該工事の工期内に係わる損料等のみとし、1現場当たり修理費及び損耗費は撤去時に計上するものとする。

(3) 当該工事完了後の当該年度内及び次年度（4月1日以降）分の損料等については、それぞれ別途に当該仮設物を設置した請負者と契約することを原則とする。

この場合の積算は、損料等を工事原価として一般管理費等を計上するものとする。

(4) 次年度の損料は、その年度の単価による。賃料（リース料）は、当初契約時点の単価とする。また、工事が延長された場合であっても延長日数の賃料（リース料）は、契約時の単価によることとする。

(5) 上記（3）による損料等の契約をした仮設物において、撤去時に不足分弁償金が発生した場合は、撤去工を含む本工事に不足分弁償金を計上することとし、諸経費は一般管理費等のみを対象とする。

(6) 上記（3）に基づいて別途に契約する場合に、保安費、1現場当たり修理費及び損耗費、撤去費等を含めて契約しようとする場合は、その積算、契約の方法等について担当課に打ち合わせするものとする。

上記の取扱いをする設備は、指定仮設であることを前提とする。

3. 賃料計上限度額

仮設材の賃料計上限度額（1現場当たり修理費及び損耗費又は1現場当たり整備費を含む。）は当該仮設材において施工業者が入手可能な購入価格の90%を上限とする。

建設用仮設材賃料積算基準の運用について（平成7.3.29建設省経機発第46号 最終改正平成18.3.27国総施第196号）

施工業者が入手可能な購入価格とは市中価格（物価資料掲載新品価格）をいう。また、施工業者が入手可能な購入価格の90%を中古品価格とする。つまり、仮設材のリース期間が賃料の上限を超えて長くなる場合は、中古品を購入した方が経済的であるため、施工業者が入手可能な購入価格の90%を上限としている。

4. 運搬路等の補修

(1) 適用範囲

工場現場内、堤防上、一般の道路及び工事専用道路を補修する必要がある場合に適用する。

(2) 補修材料

再生クラッシャーラン（特別事情ある場合は切込砂利）とし、その最大粒径は40～80mm程度のものを標準とする。

ただし、市町村道以上の道路については、事情に応じて25mm程度のものを使用してもよい。

(3) 補修材料の数量

幅×厚さ×延長=設計数量

※ 現場内の幅は3.5mを標準とする。（現場内に設ける運搬路は全幅4.0m、砂利敷幅は3.5mを標準とし、縦断勾配、曲線半径等現場条件を考慮の上決定するとともに、待避所設置も併せ考慮する。）

※ 厚さは、工期、施工時期、現場の状況を充分調査し、勘案のうえ決定すること。

(4) 補修費について

(イ) 農道又は堤防等で一度に10cm以上の砂利を布設する場合は造成とみなし別途に計上するものとする。
この場合の敷均しは、機械施工を原則とするが、人力による場合は路盤工（歩道）による。

(ロ) 公道の使用期間及び補修時期等については、事前に管理者と打合せし、文書確認を行っておくこと。

(5) 契約上の取扱い

(イ) 市町村道以上の道路については、補修区分並びに仕様について特記仕様書に明示すると共に、補充材料の数最も記載すること。

(ロ) 工事現場内の道路等で、一般の交通に供しない場合は、原則として一式計上とする。

但し、河川敷等で不可抗力（出水、軟弱地盤の沈下など）と解される事由により一式契約が不適当と思われる場合はm³によること。

(ハ) 一式契約のものは設計変更の対象としないことを原則とする。

② 矢板工

1. 矢板及びH鋼杭打込み引抜き機械

- (1) バイプロハンマが同一工事で、選定基準により2機種以上となる場合の取扱いは、下記による。
 - (イ) 使用機械は、型式、打込み長及びN直毎に機種の選定基準により選定した規格で計上する。
 - (ロ) 機械の運搬は、工程上で最大規格の機種を計上する。
 - (ハ) 機械の運搬台数は、打込み引抜きが連続作業の場合は1台とし、それ以外は、原則として打込み、引抜き各々計上する。

2. 鋼矢板二重締切の中詰土

- (1) 「中詰砂」を水締する場合の歩掛は下記による。

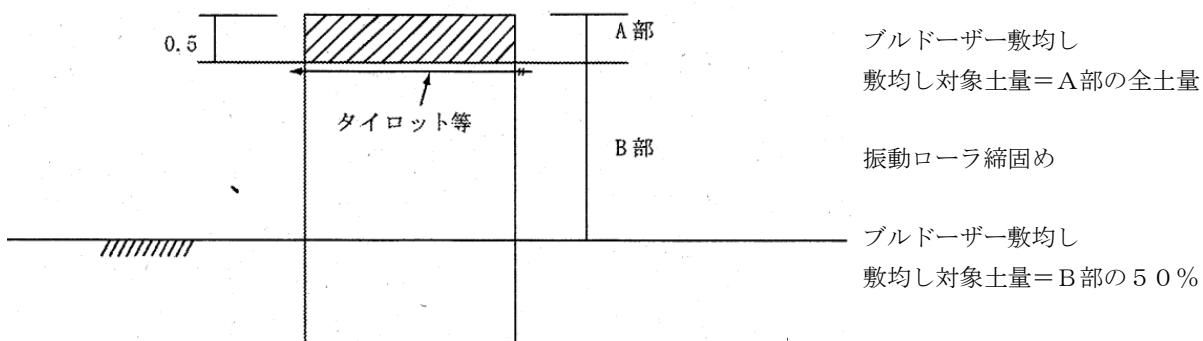
$$Q = V \times g \times 5 \quad (\text{m}^3/\text{hr})$$

Q : 1時間当たり必要水量 (m^3/hr)

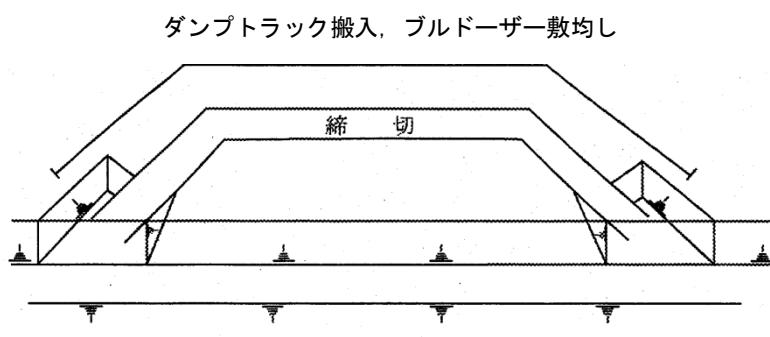
V : " 中詰砂投入量 (m^3/hr)

g : 中詰砂の単位質量 (t/m^3)

- (イ) ポンプ口径及び必要台数がQにより決定する。
- (ロ) ポンプの選定は積算基準（締切排水工）によるものとし日運転時間は「中詰砂」の投入作業時間と同一とする。
- (ハ) 運転労務は特殊作業員とし、ポンプの運転、吐出口の管理、移動を行い、締切1ヶ所当たり1人/日（中詰作業日）を計上する。
- (2) 水締しない場合の中詰工については下記による。（締切巾5m以上）
 - (イ) 締固めしない土砂の土性（単重、安息角など）で仮締切を設計する。
 - (ロ) 積算については下記を参考とする。



- (3) 1. 「中詰砂」及び土砂投入機種選定は下図による。（締切巾5m以上）
 - 2. ブルドーザーの規格は土木工事標準積算基準による。



3. 仮締切用タイロッド及びタイロープ等

(1) 単年度で使用する場合

$$A = B - (1 \text{組当たり質量 (kg)} \times \text{スクラップ単価 (円/kg)})$$

A : 1組当たり設計計上単価 (円)

B : タイロッド及びタイロープ等の1組当たりの単価 (見積価格)

(2) 2ヶ年以上に亘り使用する場合

(イ) 途中年度の設計計上方法

$$A = B \times \frac{\text{当年度使用期間 (月)}}{\text{全体使用期間 (月)}}$$

(ロ) 最終年度の設計計上方法

$$A = (B \times \frac{\text{最終年度の使用期間 (月)}}{\text{全体使用期間 (月)}}) - (1 \text{組当たり質量 (kg)} \times \text{スクラップ単価 (円/kg)})$$

(注) 転用できる範囲は同一現場で同一規格とする。

(3) Bの見積価格及びスクラップ単価は、当該年度の価格とする。

③ 仮橋、仮桟橋工

1. 仮（桟）橋（既製品を除く）設置撤去工

(1) プラケットにガードレールを建て込む工法の場合は、溶接工、トラッククレーン、諸雑費率は計上しない。

(2) 仮（桟）橋損料等

仮（桟）橋部材の損料等の計上は、下記を標準とする。

部材名	部材名	質量算出	損料等
主部材	H形鋼	主桁受持杭	積上げ 物価資料（仮設鋼材賃貸料金） ただし、主桁、受持杭の1現場当たり修理費及び損耗費は、軽作業（杭工）とする。
		覆工板	〃 物価資料（仮設鋼材賃貸料金）
副部材	形鋼	桁綾手構摺	〃 仮設材の損料率
		取付プレート及びボルト類	〃 副部材損料・・・副部材（B）

(注) 1. 存置期間が長期になる場合及び大規模な仮橋等で上記によりがたい場合は別途考慮する。

2. 副部材の形鋼は、H形鋼を除く。

3. 主部材におけるH形鋼、覆工板の1現場当たり修理費及び損耗費は、建設用仮設材賃料積算基準による。

(3) 仮（桟）橋の積算について

仮（桟）橋等の基礎杭の打込み、引抜き時にバイブロハンマを使用する場合、標準の付属機械（クローラクレーン）が現場条件等により、これにより難い場合はバイブロハンマの起振力を考慮し、ベースマシンの選定を行う。

④ 広幅鋼矢板の引抜き

④-1 バイブロハンマ工（広幅鋼矢板の引抜き、陸上施工）

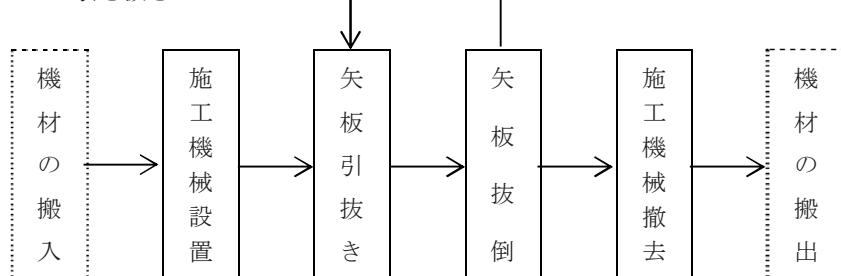
1. 適用範囲

電動式バイブロハンマ（普通型、高周波型）、油圧式可変超高周波型バイブロハンマ（以下「油圧式バイブルハンマ」という。）による広幅鋼矢板の引抜きの陸上施工に適用する。

2. 施工概要

施工フローは、下記のとおりとする。

2-1 引き抜き



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

3. 機種の選定

3-1 バイブルハンマの規格

広幅鋼矢板の引抜き作業に使用するバイブルハンマの規格は、N値に関係なく下表を標準とする。

(1) 引抜き作業

表 3. 1 引抜き作業

広幅鋼矢板の型式	電動式バイブルハンマ		油圧式バイブルハンマ	
	引抜き長	規格 (kW)	引抜き長	規格 (kW (PS))
II w型	20m以下	45	15m以下	162 (220)
III w型	16m以下	60	11m以下	

(注) 本歩掛の適用範囲は上表とするが、これにより難い場合は、別途考慮することが出来る。

3-2 付属機械

バイブロハンマの付属機械の機種、規格は、次表を標準とするが現場条件によりこれにより難い場合は、別途考慮することができる。

表3. 2 付属機械の機種、規格

機種	バイブロハンマ規格		油圧式 バイブロハンマ	
	45kW	60kW		
クローラクレーン（油圧ロープ式）	排出ガス対策型（第1次基準値）40t吊			
ラフテレーンクレーン（油圧式）	排出ガス対策型（第1次基準値）油圧伸縮ジブ型25t吊			
発動発電器 ディーゼルエンジン駆動	150kVA	2000kVA		

(注) 1. ラフテレーンクレーンは、小運搬用として次の場合のみ計上する。

- ① 施工場所から30m以内のところに矢板置場を設けることができない場合。
- ② 作業場所が狭小で、民家その他施設、構造物などを破損または危険にさらすおそれのある場合。
2. 小運搬用ラフテレーンクレーンは、賃料とする。
3. 発動発電機を標準とする。商用電源を使用する場合は、発動発電機は計上しない。
4. 電気溶接機が必要な場合、別途計上する。

4. 編成人員

広幅鋼矢板の引抜き作業の編成人員は、次表を標準とする。

表4. 1 引抜きの編成人員 (人)

職種	世話役	とび工	普通作業員
編成人員	1	2	1

5. 日当り施工枚数

5-1 引抜き作業

広幅鋼矢板の1日当り引抜き枚数(N)は表5. 1による。

表5. 1 日当り施工枚数(IIw, IIIw型)(N) (枚/日)

引抜き長(m)	2以下	4以下	6以下	8以下	10以下	13以下	16以下	20以下
引抜き枚数(枚/日)	83	69	52	46	38	35	30	24

6. 単価表

(1) バイブロハンマ杭打機による広幅鋼矢板引抜き 10枚当り単価表

コード番号 S 5670

(矢板引抜き長○○m)

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
世 話 役		人	$\frac{10}{N} \times 1$	表 4. 1
と び 工		〃	$\frac{10}{N} \times 2$	〃
普 通 作 業 員		〃	$\frac{10}{N} \times 1$	〃
バイブロハンマ杭打機運転		日	$\frac{10}{N}$	ベースマシン+バイブロハンマ
発 動 発 電 機 運 転		〃	$\frac{10}{N}$	3-2 必要に応じて計上
ラフテレーンクレーン賃料 (第1次基準値) 油圧伸縮ジブ型 25t		〃	$\frac{10}{N}$	〃
諸 雜 費		式	1	
計				

(注) N: 日当り施工数量 (枚/日)

(2) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
電動式バイブロハンマ杭打機	45kW 60kW	機-20	運転労務数量→1.00 燃料消費量→66 (40t 吊) 機械損料 1 名称, →電動式バイブロハンマ 45kW, 60kW 機械損料数量→1.18 機械損料 2 名称, →クローラクレーン (ラチスジブ) 40t 吊 機械損料数量→1.18
油圧式バイブロハンマ杭打機	162kw (220PS)	機-20	運転労務数量→1.00 燃料消費量→372 (40t 吊) 機械損料 1 名称, →油圧式バイブロハンマ 162kW (220PS) 機械損料数量→1.18 機械損料 2 名称→クローラクレーン (ラチスジブ) 40t 吊 機械損料数量→1.18
発 動 発 電 機	ディーゼルエンジン駆動 150kVA 200kVA	機-24	燃料消費量→138 (150kVA) 201 (200kVA) 機械損料数量→1.18

(注) 電動式バイブロハンマで、商用電力を用いる場合 84kWh/日 (45kW)

108kWh/日 (60kW)

④-2 油圧圧入引抜工（広幅鋼矢板の引抜き、陸上施工）

1. 適用範囲

本資料は、鋼矢板（IIw, IIIw, IVw型）を油圧式杭圧入引抜機により施工（引抜きの陸上施工）する場合に適用する。

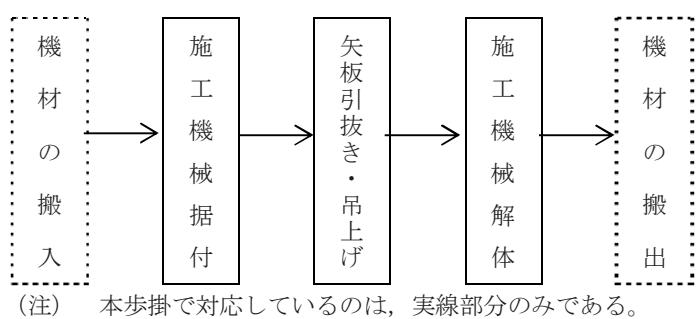
適用できる土質は、レキ質土、砂及び砂質土、粘性土とする。

油圧圧入引抜機の反力チャックのつかみ代は、500mmを標準とする。

2. 施工概要

施工フローは、下記のとおりとする。

2-1 引き抜き



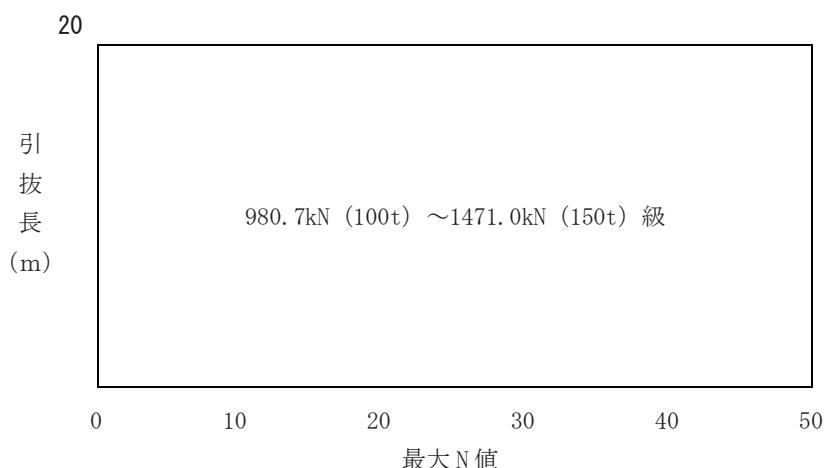
3. 機種の選定

3-1 油圧式杭圧入引抜機

油圧式杭圧入引抜機の機種は、鋼矢板の引抜長により次図を標準とする。

3-1-1 引抜き

図 3-1 引抜きの場合の機種選定



(注) 引抜長とは、地表面よりの鋼矢板の引抜長であり、矢板長とは異なる。

3-2 付属機械

油圧式杭圧入引抜機に付属する機械の機種、規格は、次表を標準とする。

3-2-1 引抜き

表3.1 付属機械の機種規格

機種	引抜き	備考
	980.7~1471.0kN (100~150t) 級	
ラフテレーンクレーン	排出ガス対策型（第1次基準値）油圧式 25t	

(注) 1. ラフテレーンクレーンは、賃料とする。

2. 現場条件により上表により難い場合は、現場条件に適した規格とする。

4. 編成人員

油圧圧入引抜施工の編成人員は、次表を標準とする。

表4.1 編成人員 (人)

項目	世話役	特殊作業員	とび工
引抜き	1	1	2

(注) 1. クレーンの運転労務は、「第I編第5章①建設機械運転労務」により別途計上する。

5. 日当り施工枚数

5-1 引抜き作業

広幅鋼矢板の引抜き作業における1日当り施工枚数(N)は表5.1による。

表5.1 日当り引抜枚数(N) (枚/日)

引抜長(m)	2以下	4以下	7以下	10以下	15以下	20以下
引抜枚数(枚/日)	65	55	40	28	21	17

(注) 引抜長とは、地表面よりの鋼矢板の引抜長であり、矢板長とは異なる。

5-2 油圧式杭圧入引抜機の据付・解体歩掛

据付・解体は、施工前の準備としての施工機の配置、試運転調整、反力架台、反力ウェイトの据付、反力矢板圧入と施工後の施工機の解体・撤去作業であり、歩掛は次表とする。

表5.2 据付・解体歩掛

作業区分	項目	労務 (人/回)			組合せ機械運転時間 (日/回)	
		世話役	特殊作業員	とび工	専用圧入引抜機	ラフテレーンクレーン
引抜	工事着工及び現場内移設	0.31	0.31	0.63	0.11	0.24

(注) 1. 工事着工は、1工事で機械1組につき1回計上する。

2. 現場内移設は、現場内で一連の矢板を施工後、現場内の他の場所に移設する場合であり、移設回数分計上する。

6. 単価表

(1) 油圧式杭圧入引抜機による広幅鋼矢板引抜き 10枚当り単価表 (陸上施工の場合)

コード番号	S 5695
-------	--------

名称	規格	単位	数量	摘要
世話役		人	$\frac{10}{N} \times 1$	表4. 1 表5. 1
特殊作業員		〃	$\frac{10}{N} \times 1$	〃
とび工		〃	$\frac{10}{N} \times 2$	〃
油圧式杭圧入引抜機運転	980.7kN (100t) ~ 1471.0kN (150t) 級	日	$\frac{10}{N}$	図3-1 表5. 1
ラフテレーンクレーン賃料	排出ガス対策型 (第1次基準値) 油圧伸縮ジブ型 25t 吊	〃	$\frac{10}{N}$	〃
諸雜費		式	1	
計				

(注) N: 鋼矢板 1日当り施工枚数 (枚/日)

(2) 油圧式杭圧入引抜機据付・解体 1回当り単価表

コード番号	S 5690
-------	--------

名称	規格	単位	数量	摘要
世話役		人		表5. 5
特殊作業員		〃		〃
とび工		〃		〃
油圧式杭圧入引抜機運転	980.7kN (100t) ~ 1471.0kN (150t) 級	日		図3-1, 図3-2 表5. 5
ラフテレーンクレーン賃料	排出ガス対策型 (第1次基準値) 油圧伸縮ジブ型 25t 吊	〃		表3. 1 表5. 5
諸雜費		式	1	
計				

(3) 機械運転単価表

機械名	規格	適用単価表	指定事項
油圧式杭圧入引抜機	980.7kN (100t) ~ 1471.0kN (150t) 級	機-24	燃料消費量 → 115 機械損料数量 → 1.42

第7章 河川海岸

- ① 消波工 VII-7-①-1
 - 1 消波根固ブロック工 VII-7-①-1
 - 2 休転率の取扱い VII-7-①-2

第7章 河川海岸

① 消波工

1. 消波根固ブロック工

(1) コンクリートブロックの施工断面

(イ) 根固工断面のうち、ブロック1個並べとなる部分は、床掘などにより、全体の高さが不揃いにならないように設計すること。
(ロ) 捨込みは想定通りに行うのが難しいので設計断面は点線で表示すること。

(2) 根固ブロックの主鉄筋は異形鉄筋を使用することを標準とする。組立筋は普通鉄筋でもよいが、同一工事での規格品との混用は避けること。(無規格品を使用する場合は、特記仕様書にその旨明記のこと。)

(3) 異形コンクリートブロック製作場所敷地面積

異形コンクリートブロックの製作にあたっての所要敷地面積は、異形コンクリートブロック製作個数により、次表を標準とする。

異形コンクリート	延べ製作個数(個)				摘要
ブロック質量	～500	～1,000	～2,000	～3,000	
～3t	1,600	1,700	1,900	2,100	
～6t	2,200	2,900	4,300	5,800	
～25t	2,800	4,100	6,800	9,400	

(注) 用地を借用とする場合は1サイクルの製作個数、製作ストックヤード等を考慮して別途精算する。

2. 休転率の取扱い

(1) 共通仮設費の準備費に積み上げ計上する繫船費の算出に必要な休転率は下表のとおりとする。なお、適用地域は福島県太平洋沿岸全域とする。

表. 2-1 休転率

海 域	休 転 率
A	0. 67
B	—
C	—

(注) 1. 海域は、港湾・漁港工事標準積算基準（福島県土木部港湾課）①共通事項「2-5 供用係数適用に当つての留意事項」参照のこと。

2. B海域及びC海域の休転率の決定にあたつては、担当事業課と協議のこと。

(参考) 休転率の算出

$$\text{休転率} = (A - B - C) / C \quad (\text{土木工事標準積算基準 [I] III-1-③-8})$$

A : 供用日数（運転準備、後片付け期間を含む）

B : 休日等による休転日数

C : 海上作業可能日数（休日等に係る日を除く）

海域	供用日数 (A)	休日等による 休転日数 (B)	荒天日数 (補正後) (a)	海上作業可能日数 (A - B - a) (C)	休転率 ((A - B - C) / C) (D)
A	365	125	96.5	143.5	0.67

A : 供用日数・・・365日（1年）とする

B : 休日等による休転日数・・・125日とする

a : 荒天日数（補正後）・・・下表による

b : 荒天日数・・・港湾・漁港工事標準積算基準（福島県土木部港湾課）①共通事項「2-2 供用日数」換算年間荒天日数に準拠し設定

海域	荒天日数 (b)	荒天日数 (補正後) (a = b × 1/2)
A	193	96.5

荒天日数（補正後）(a) の考え方は、以下のとおり

荒天日数をX、休日日数をY、補正後の荒天日数をZとすると

1. 荒天日数が休日の2倍以上となる場合は、休日は荒天日数と完全に重複する。

$$X \geq 2Y \quad Z = X - Y$$

2. 荒天日数が休日の2倍未満となる場合は、休日は傾斜補正する。

$$X < 2Y \quad Z = X \times 1/2$$

3. 荒天日数 (b) が休日日数 (250日) の2倍未満であるため、2を適用。

※ 休日等による休転日数については、船員の有給休暇、安全教育等に要する日数を含まない（これらは荒天日数の中で実施される）ものとして算出

第8章 河川維持工

① 床均し工	VII-8-①-1
1 床均し	VII-8-①-1
② 堤防天端工	VII-8-②-1
1 堤防天端補修工	VII-8-②-1
2 堤防天端の敷砂利について	VII-8-②-1
③ 自然石採取工	VII-8-③-1
1 巨石採取工	VII-8-③-1
④ かごマット工(多段式)	VII-8-④-1
1 適用	VII-8-④-1
2 施工歩掛	VII-8-④-1
3 単価表	VII-8-④-1

① 床均し工

1. 床均し

- (1) 人力床掘の場合は床均しは計上しない。
- (2) 床掘を機械で計上した場合の床均し歩掛は、土木工事標準積算基準の第1章土工②機械土工の基面整正によるものとする。（不陸整正のほか、乱された部分の掲固を含み、残土の処理は含まない。なお、構造物の基礎で床掘後、床掘面で杭打機などの重機・運搬車等の作業があり床拵えの必要がある場合には適用して良い。）

② 堤防天端工

1. 堤防天端補修工

かき起し、補修材敷均し厚さは 5～10cm を標準とする。

2. 堤防天端の敷砂利について

堤防天端の敷砂利の積算については、下記によるものとする。

施工機種の選定 B D 15 t (標準)、ただし、同工事に土砂のオープン掘削等により B D 21 t が搬入されている場合は B D 21 t とする。

材料補正 5 % (工事目的物・仮設共)

堤防天端砂利 100m²あたり施工歩掛 (オプション作成)

材料費 100m²あたり使用量

(例) t = 10cm の場合 $0.1 \times 100 \text{m}^2 \times (1 + 0.05) = 10.5 \text{m}^3$

土の敷均し (ルーズ) 100m²敷均量

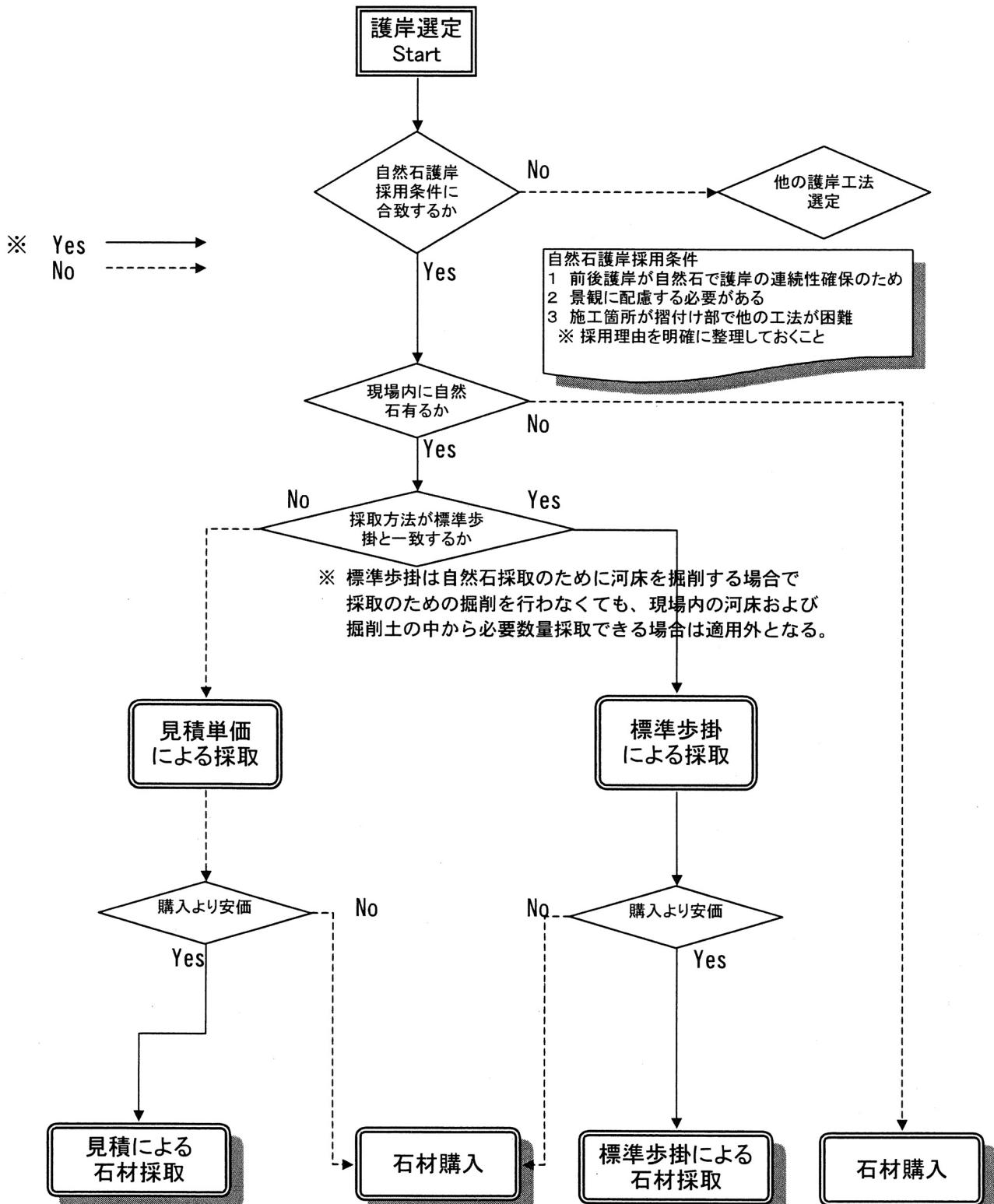
(例) t = 10cm の場合 $0.1 \times 100 \text{m}^2 = 10.0 \text{m}^3$

作業条件については標準とする。

③ 自然石採取工

1. 巨石採取工

土木工事標準積算基準第Ⅲ編第2章河川維持工⑩-1巨石積（張）工3-9 巨石採取工の歩掛は自然石採取のために河床を掘削する場合のものであり、掘削を行わなくても現場内の河床及び掘削土の中から必要量採取できる場合は適用外となるため、下図のフローに沿って採択する。なお、採取にこだわらず、購入についても検討する。



※購入単価の見積に際しては、現場と石材の種類があうものを納入することを条件とする。

④ かごマット工(多段式)

1. 適用

本資料は、かごマットを使用した護岸でのり勾配 1 : 1 以下の施工に適用する。

2. 施工歩掛

(1) かごマット据付歩掛

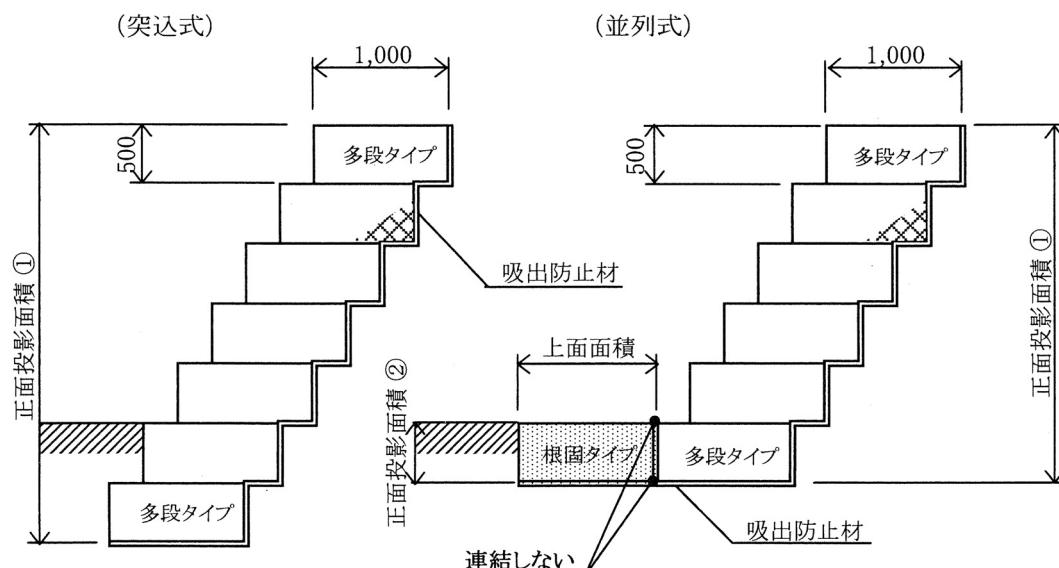
表2-1 かごマット据付歩掛(多段式)

コード番号 S 2100

(正面投影面積 350m²当り)

名 称	規 格	単位	数 量	適 用
普通作業員		人	57	
バックホウ運転	排出ガス対策型クローラ型 山積0.8m ³ (平積0.6m ³)	h	16	
合 計				
1m ² 当り	/350m ² =			

(注) 1. 上表には、かごマット据付のための床拵え、吸出防止材設置、かご組立・据付、補強材設置撤去、詰石、蓋設置及び現場内小運搬(20m程度)を含む。



3. 単価表

コード番号 S 2101

名 称	規 格	単位	数 量	適 用
材 料 費	かごマット(多段タイプ)	m ²		正面投影面積①を計上
	かごマット(根固タイプ)	m ²		並列式の場合、根固タイプの上面面積を計上 $A=(W)1.0m \times L$
	割栗石150~200mm	m ³		施工段数により必要量を計上
	吸出し防止材 厚10mm	m ²		施工段数により必要量を計上
施 工 費	かごマット据付工	m ²		突込式の場合、正面投影面積①を計上 並列式の場合、正面投影面積①+②を計上
合 計				

(注) 1. かごマット据付工は表2-1かごマット据付歩掛(多段式)による。
 2. 割栗石の径は、かごの厚さ50cmの場合は概ね15~20cmであること。
 3. 根固タイプと多段タイプは連結しないこと。
 4. 吸出し防止材は厚さ10mmを標準とする。
 5. 割栗石、吸出し防止材の必要量は、土木工事標準設計図集によること。
 6. 土木事業単価表にあるかごマット(多段タイプ)根固工の単価は上面面積当り単価なので注意すること。

第9章 舗装工

① 路盤工	Ⅷ-9-①-1
1 路盤用及び舗装用骨材	Ⅷ-9-①-1
2 不陸整正	Ⅷ-9-①-1
② アスファルト舗装工	Ⅷ-9-②-1
1 路肩舗装	Ⅷ-9-②-1
③ コンクリート舗装工	Ⅷ-9-③-1
1 コンクリート舗装工	Ⅷ-9-③-1

① 路盤工

1. 路盤用及び舗装用骨材

- (1) 骨材単価は、現場着「1 m³」当り単価とする。
- (2) しゃ断層及び凍上抑制層に用いる砂・クラッシャーランの補正係数は現場着量に対して+0.20とし出来高（締固後）検測とする。

2. 不陸整正

- (1) 共用、未共用、完成年度に関係なく、既に改良工事が完成している道路の舗装工事を施工する際は路床面又は路盤面の状況を確認の上、必要であれば不陸整正を計上すること。
- (2) 同一工事の改良舗装工事の場合は不陸整正を計上しないものとする。
- (3) 供用されている道路は補充路盤材を計上するものとし、その数量（厚さ）は5 mm単位として以下は切捨てる。

この場合の材料の補正係数は、土木工事標準積算基準第Ⅳ編第1章①路盤工の補正係数による。

② アスファルト舗装工

1. 路肩舗装

- (1) 路肩舗装の混合物は、原則として車道と同じ混合物を使用するものとする。
- (2) 混合物の補正係数は車道に準ずるものとする。
- (3) 路肩の路盤構造が車道並みの場合
混合物の敷均しは、車道と同じにすると共に、転圧及び密度についても車道並みとする。
- (4) 路肩の路盤構造が、車道並み以外の場合
混合物の敷均しは、車道と同時施工とし、転圧はフィニッシャーを主機械とする組合せ施工（車道と同步掛）とし、密度は歩道舗装に準ずるものとする。

③ コンクリート舗装工

1. コンクリート舗装工

(1) 踏掛版等について

踏掛版及び摺付版の積算は次のとおりとする。

		アスファルト舗装		コンクリート舗装		コンクリート舗装とアスファルト舗装境界
		踏掛版	摺付版	踏掛版	緩衝版	
舗 設	舗 設 步 掛	人力打設	人力打設	機械舗設	機械舗設	人力舗設
	諸 雜 費 率	第 II 編第4章①コンクリート工		第 IV 編第1章⑤コンクリート舗装工		
コンクリート 材 料	コンクリート規格	⑯	⑯	⑯	⑯	⑯
	コンクリート割増	第 II 編第4章①コンクリート工		第 IV 編第1章⑤コンクリート舗装工		
その他の 材 料	鉄 筋	加工組立	加工組立	加工組立	—	加工組立
	鉄 筋 網	—	—	—	鉄網のみ	—
	石 粉	—	—	有り	有り	—
	注入目地材	有り	有り	有り	有り	有り
	支承工及び目地板	有り	—	有り	—	—

(注) 1. コンクリート舗装舗設歩掛は、土木工事標準積算基準第 IV 編第 1 章⑤コンクリート舗装工を適用する。

アスファルト舗装の踏掛版及び摺付版の舗装舗設歩掛は、土木工事標準積算基準第 II 編第 4 章①コンクリート工の無筋・鉄筋構造物人力打設を適用する。

2. 摺付版及び踏掛版の鉄筋加工組立は土木工事標準積算基準第 IV 編第 1 章①鉄筋工により別途計上する。

3. 緩衝版の鉄網の設置は舗設歩掛に含まれる。

4. アスファルト中間層がある場合は石粉、アスファルト中間層無しの場合はプライムコートを標準とし、使用量及び割増しについては土木工事標準積算基準第 IV 編第 1 章⑤コンクリート舗装工による。

5. タイバー、チェア等は、別途必要量材料のみを計上する。(土木工事標準積算基準第 IV 編第 1 章⑤コンクリート舗装工により計上する場合は、タイバー、チェア等の材料費を計上する必要はない。)

(2) バチ形部におけるコンクリート舗設について

① バチ形部のコンクリート舗設は、原則として機械舗設とする。

② 舗設歩掛は、一般部と同じとする。

第10章 付属施設

- ① 歩車道境界ブロック・縁石を用いた現場打ちL型
水路の基礎コンクリート…………… VII-10-①- 1

付
属
施
設

① 歩車道境界ブロック・縁石を用いた現場打ちL型水路の基礎コンクリート

歩車道境界ブロック	
M ₁ (マウンドアップ) 	F(フラット)
歩車道境界ブロック 基礎コンクリート打設歩掛	歩車道境界ブロック 基礎コンクリート型枠歩掛
無筋構造物	均しコンクリート型枠
縁石を用いた現場打ちL型水路	
M型 	F型
縁石を用いた現場打ちL型水路 基礎コンクリート打設歩掛	縁石を用いた現場打ちL型水路 基礎コンクリート型枠歩掛
小型構造物	均しコンクリート型枠

第11章 道路維持修繕工

① 路面切削工	Ⅷ-11-①-1	3 機種の選定	Ⅷ-11-④-1
1 路面切削工一般	Ⅷ-11-①-1	4 編成人員	Ⅷ-11-④-1
② アスファルト注入工	Ⅷ-11-②-1	5 施工歩掛	Ⅷ-11-④-1
1 アスファルト注入工	Ⅷ-11-②-1	6 諸 雜 費	Ⅷ-11-④-1
③ わだち掘れ補修工	Ⅷ-11-③-1	7 面取り部分における設計積算について	Ⅷ-11-④-2
1 適用範囲	Ⅷ-11-③-1	8 単 價 表	Ⅷ-11-④-2
2 機種の選定	Ⅷ-11-③-1	9 そ の 他	Ⅷ-11-④-3
3 施工歩掛	Ⅷ-11-③-1	⑤ オーバーレイ工事におけるレベリング	Ⅷ-11-⑤-1
4 単 價 表	Ⅷ-11-③-2	⑥ 路上路盤再生工の添加材使用量	Ⅷ-11-⑥-1
④ 舗装版面取工	Ⅷ-11-④-1		
1 適用範囲	Ⅷ-11-④-1		
2 施工範囲	Ⅷ-11-④-1		

① 路面切削工

1. 路面切削工一般

(1) 平均切削深さ (H)

計画に当たっては、極力平均切削厚 3 cm 以下になるようにし、変更設計においては実態に合わせた数値で積算する。

(2) 全面切削と帯状切削が 1 件工事となった場合の考え方

面積、単位構成 (H、W) は別々とする。

② アスファルト注入工

1. アスファルト注入工

(1) As注入実施後のタワミ測定を行い、タワミ量が0.4mm以上ある箇所については、原因を調査のうえ再注入を行う等の対応をする。

(2) 削孔数

作業面積 1 m²当たりの削孔数は設計図面によるものとするが、0.25個／m²程度を目安とする。

(3) 注入量

作業面積 1 m²当たりの注入量（ディストリビュータ吐出量）は0.005 t／m²程度を目安とする。

③ わだち掘れ補修工

1. 適用範囲

本資料は、機械施工による連続的に発生するわだち掘れ補修工事のレール舗設に適用する。
なお、レール舗設とは、車線中央部を舗設せず、左右損傷部のみを舗設する場合とする。

2. 機種の選定

機種、規格は、次表とする。

表 2.1 機種の選定

機械名	規格
アスファルトフィニッシャ	全自動ホイール式2.4~4.5m級
ロードローラ	マカダム両輪駆動 10~12t
タイヤローラ	8~20t

(注) 機種の選定にあたって現場条件により、上表により難い場合は、現場条件に適した機種、規格を選定する。

3. 施工歩掛

3-1 舗設及び締固め歩掛

舗設及び締固め歩掛は、次表とする。

表 3.1 舗設及び締固め歩掛 (100m²当り)

名称	単位	数量
世話役	人	0.1
特殊作業員	ヶ	0.2
普通作業員	ヶ	0.5
アスファルトフィニッシャ運転	h	0.4
ロードローラ運転	ヶ	0.4
タイヤローラ運転	ヶ	0.4
諸雑費率	%	24

(注) 1. 本歩掛は、清掃・準備・瀝青材散布・後片付け労務を含む。

2. 諸雑費は、瀝青材散布機械及び瀝青材、舗装用器具（レーキ、スコップ、コテ、バーナ、竹ほうき、粘着テープ）及び加熱用燃料等の費用であり、労務費、機械損料及び機械運転経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

3-2 アスファルト混合物の設計密度及び補正係数

アスファルト混合物の設計密度及び補正係数は、「第IV編第1章②-1 アスファルト舗装工」による。

4. 単 価 表

(1) わだち掘れ補修工100m²当り単価表

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
世 話 役		人	0.1	表3.1
特 殊 作 業 員		ヶ	0.2	ヶ
普 通 作 業 員		ヶ	0.5	ヶ
○ ○ アス フアルト コ ン クリ ー ト	アス フアルト ○○ %	t		100 × 厚さ (m) × 設計密度 (t/m ³) × (1 + 補正係数)
アス フアルト フイニッシャ 運 転	全自動 ホイール式 2.4 ~ 4.5m 級	h	0.4	表3.1
ロ ー ドロ ー ラ 運 転	マカダム両輪駆動 10 ~ 20t	ヶ	0.4	ヶ
タ イ ヤロ ー ラ 運 転	8 ~ 20t	ヶ	0.4	ヶ
諸 雜 費		式	1	ヶ
計				

(2) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
アス フアルト フイニッシャ	全自動 ホイール式 2.4 ~ 4.5m 級	機-1	
ロ ー ドロ ー ラ	マカダム両輪駆動 10 ~ 20t	ヶ	
タ イ ヤロ ー ラ	8 ~ 20t	ヶ	

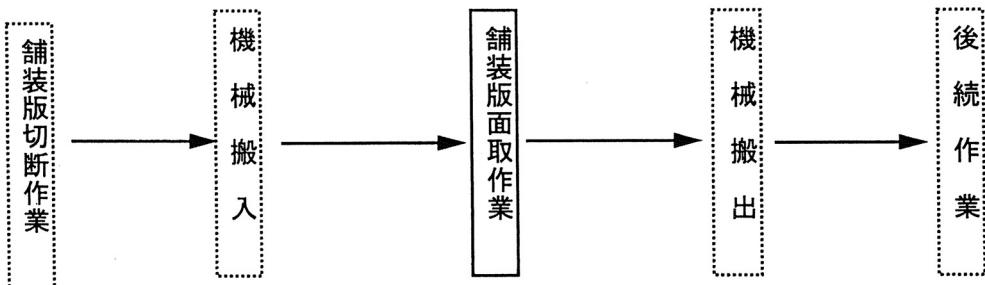
④ 舗装版面取工

1. 適用範囲

本資料は、アスファルト舗装版切斷作業後の面取作業に適用する。
斜めコンクリート切斷機には適用できない。

2. 施工範囲

施工フローは、下図のとおりとする。



(注)本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

3. 機種の選定

舗装面取機械の規格は、次表とする。

表3. 1 舗装面取機械の規格

面取り厚さ(mm)	50mm以下
舗装面取機械の規格	走行式 タイヤホイル型
ビットの規格	ビット長30~50mm

4. 編成人員

舗装版を面取する作業の編成人員は次表を標準とする。

表4. 1 編成人員 (人)

職種	普通作業員
編成人員	1

5. 施工歩掛

舗装版を面取りする作業の施工歩掛は下記を標準とする。

表5. 1 施工歩掛

名 称	単 位	アスファルト舗装版面取り厚
		50mmまで
施工量(C)	m/日	250
ビット損耗量	個/100m	0.07

6. 諸雑費

諸雑費は、面取り工に伴うアスファルトの処分費及び面取り部分のアスファルト舗装の施工に必要な費用であり、労務費、機械運転費の合計額に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。

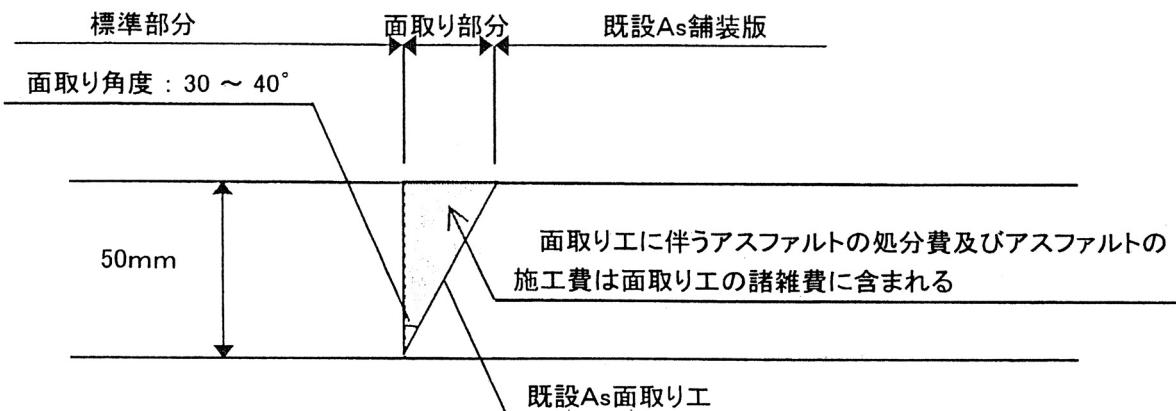
表6. 1 諸雑費率 (%)

舗装厚さ	30mm	40mm	50mm
諸雑費率	5	8	12

7. 面取り部分における設計積算について

面取り部分のアスファルト舗装の施工は標準部分の舗装打換え工と同時施工とし、同等の品質を確保すること。ただし、面取り部分のアスファルトの処分費及び舗装工に要する費用は面取り工の諸雑費に含まれるため、別に計上しないこと。

【面取り部分の設計積算に関する説明図】



8. 単価表

(1) 舗装版面取り100m当たり単価表

コード番号 S4700				
名 称	規 格	単 位	数 量	適 要
普通作業員		人	0.4	100／(C)
舗装版面取機械運転		日	0.4	100／(C)
ビット損耗費		個	0.07	
諸 雜 費		式	1	表6. 1
計				

* ビットの価格については、土木関係事業単価表による。

(2) 機械運転単価表

機械名	規 格	適用単価表	指定事項
舗装面取機械運転	走行式 タイヤホイル型 ビット長 30～50mm	機-23	燃料消費量→31 ガソリン 機械損料数量→1.00

* 機械損料額については、土木関係事業単価表による。

9. その他

アスファルト舗装打換工における施工継目の処理に関する留意点

(1) 施工方法

アスファルト舗装打換工を施工する場合には、新旧舗装の打継目の付着を良くするため、以下のとおり既設アスファルト舗装版切断面の面取りを行うことを原則とする。面取り工は舗装面取機又は傾斜式道路カッターによるが、機械が調達できない等の理由により面取り工を施工できない場合は、甲乙協議のうえ、従来の打継目の処理を行うこととし、設計変更の対象とする。

- 1) 既設アスファルト舗装版切断面において、厚さ50mmを面取りする。ただし、舗装厚が50mm以下の場合の面取り厚さは新設する表層の厚さとする。
なお、面取り角度は30~40°とする。(面取り部分拡大図参照)
- 2) 面取りを行った接合面に歴青材を薄く塗布する。
- 3) 舗設前に歴青材を塗布した接合面を加熱処理する。

(2) 施工対象工事

既設アスファルト舗装版を打換えするすべての工事を対象とする。ただし、単価契約による欠損部補修(パッチング)を除く。

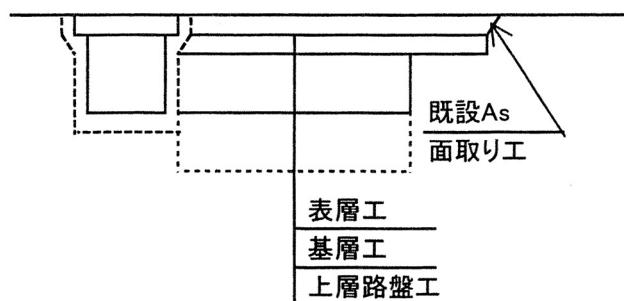
なお、災害復旧工事については、担当主務課と打合せること。

(3) 発注図面

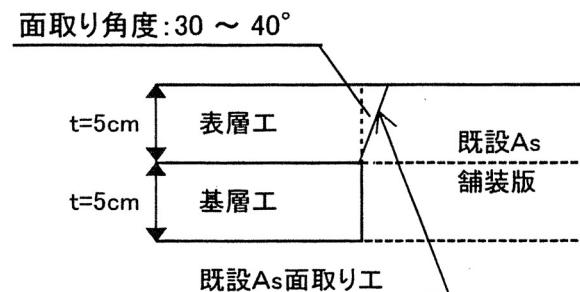
標準断面図の打継目に面取り工を図示する。

(標準断面図作成例)

【標準断面図】



【面取り部分拡大図】



(4) 特記仕様書

特記仕様書には、打継目の処理について面取り工を原則とする旨を明記すること。なお、面取り機、または斜めコンクリート切断機が調達できず、面取り工の施工が不可能な場合の対応についても明記すること。

(特記仕様書記載例)

アスファルト舗装打継目については、舗装版切断面の面取りを舗装打換厚さの50mmまで施工し、面取り面には歴青材を薄く塗布することとする。さらに、舗設前には歴青材を塗布した接合面を加熱処理することとする。

ただし、面取り工を施工するための面取り機、または傾斜式道路カッターが調達できないため、面取り工を施工できない場合は、甲乙協議を行ったうえで従来の打継目処理を行うこととし、設計変更の対象とする。

(5) 舗装打換え工の施工管理方法

舗装打換え工の延長、幅の出来形管理は、表層施工後の上面での検測が困難であることから、施工前の下面で実施すること。面取り工を実施した舗装打換え工の幅及び延長の出来形管理は次のとおりとする。

1) 道路縦断方向の面取りを施工する場合 (図-1)

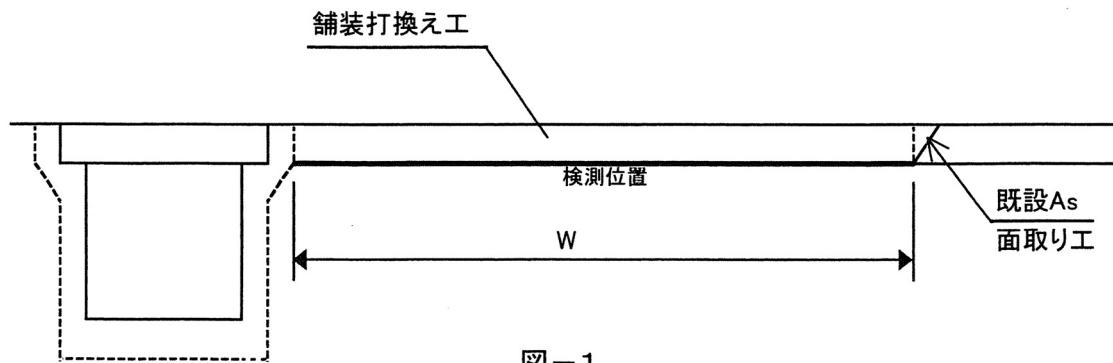


図-1

2) 道路横断方向の面取りを施工する場合 (図-2)

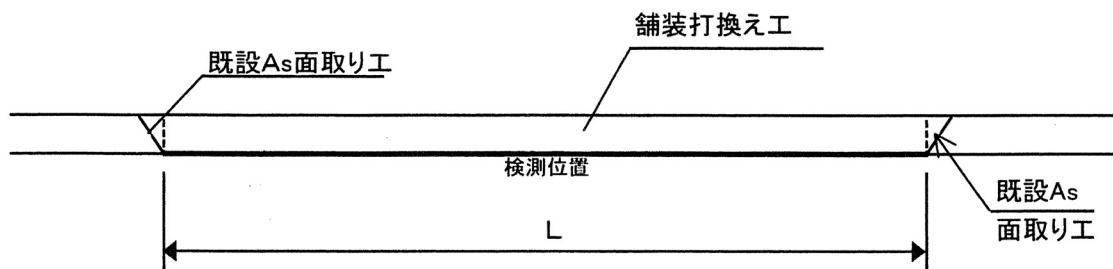


図-2

⑤ オーバーレイ工事におけるレベリング

(1) レベリング層について

- (イ) レベリング層は平均 1 cm程度とし舗設前に測量し数値を決定する。
- (ロ) レベリング層の舗設は原則として表層あるいは基層と同時舗設とするが、わだち掘れの箇所、沈下の著しい箇所等で一層の舗設厚が厚くなる場合にはパッチング又は部分切削を施工したのち舗設するものとする。

(2) レベリング層の契約方法の統一について

- (イ) 不陸状況が部分的に深掘れしているため、オーバーレイの舗設に先立って、その部分を別途不陸整正のための舗設をすることが適切な場合

図面：箇所、面積を明示

設計書：不陸整正として計上、合材トン数契約

検収：ボデー又は伝票により積算する

- (ロ) 不陸状況が大きくななく、オーバーレイと同時に舗設する場合

図面：オーバーレイ箇所、面積のみ明示

設計書：設計厚、面積を明示、面積契約

検収：路面不陸状況に応じ20~100mピッチに横断をとり、不陸によるくい込み量を考慮する。

(注) 1. 見積り条件として、不陸によるくい込み量の概数を平均〇〇mと明示し、この数値に大巾な変動があった場合、別途協議する旨の現説を行う。(総括表に明示するものとする。)

2. 当初発注時において、不陸によるくい込み量を想定出来ない場合(横断測量を行わなかった場合)は、現説において「設計厚で等厚に施工できるものとして見積りされたい」旨の説明を行い、施工結果により変更できるようにしておくこと。
3. 2層のオーバーレイの場合、下層は上記2によるが表層は、通常のアスファルト舗装の積算、管理を行う。
4. 磨耗対策のためのオーバーレイの場合の設計厚については、不陸状況に応じ、2.5cm又は3cmのいずれかをとる。
(輪だち掘れの深い場合は設計厚を2.5cmとし、浅い場合は3cmとする。)

⑥ 路上路盤再生工の添加材使用量

一軸圧縮試験により求められるセメント添加量について、設計図書に示すセメント添加量と施工時試験により求めたセメント添加量との割合の開きが±0.7%未満の場合は変更契約を行わないものとする。

またCAE再生路盤工法におけるアスファルト乳剤添加率は、路上再生路盤用骨材の粒度および既設アスファルト混合物の混入率から求めたアスファルト乳剤重量分率に変更するものとする。

第12章 トンネル工

- ① トンネル工 VII-12-①- 1
- 1 コンプレッサ VII-12-①- 1
- 2 覆工の防水工 VII-12-①- 1
- 3 トンネル(NATM) [発破工法] VII-12-①- 2

① トンネル工

1. コンプレッサ

削岩機の使用台数と標高による空気消費量補正值は次表を標準とする。

標高 掘削使用台数	1	2	3	4	5	6	7
0 ~ 150	1.00	2.00	3.00	4.00	5.00	6.00	6.30
151 ~ 300	1.015	2.03	3.05	4.06	5.08	6.09	6.39
301 ~ 450	1.030	2.06	3.09	4.12	5.15	6.18	6.49
451 ~ 600	1.050	2.10	3.15	4.20	5.25	6.30	6.62
601 ~ 750	1.070	2.14	3.21	4.28	5.35	6.42	6.74
751 ~ 900	1.085	2.17	3.26	4.34	5.43	6.51	6.84
901 ~ 1,050	1.10	2.20	3.30	4.40	5.50	6.60	6.93
1,051 ~ 1,200	1.120	2.24	3.36	4.48	5.60	6.72	7.06
8	9	10	11	12	13	14	15
7.20	8.10	9.00	9.90	10.80	11.70	12.60	13.50
7.31	8.22	9.14	10.05	10.96	11.88	12.79	13.70
7.42	8.34	9.27	10.20	11.12	12.05	12.98	13.91
7.56	8.51	9.45	10.40	11.34	12.29	13.23	14.18
7.70	8.61	9.63	10.59	11.56	12.52	13.48	14.45
7.81	8.79	9.77	10.74	11.72	12.69	13.67	14.65
7.92	8.91	9.90	10.89	11.88	12.87	13.86	14.85
8.06	9.07	10.08	11.09	12.10	13.10	14.11	15.12

[コンプレッサ設備容量計算例]

(条件) 上部半断面先進工法、標高100m

上部半断面 大 背 土 平	レッグハンマ	7台	ビックハンマ	2台
	〃	3台	〃	1台
	〃	2台 (片側)	〃	1台 (片側)

() 上部半断面削岩時 $2.8 \text{ m}^3/\text{min} \times 6.3 \text{ 台} \times 1.1 = 19.40 \text{ m}^3/\text{min}$ (147kw(200PS))
 () " 搬出時 $1.2 \text{ " } \times 2.0 \text{ 台} \times 1.1 = 2.64 \text{ m}^3/\text{min}$ (74kw(100PS))
 () 大 背 削岩時 $2.8 \text{ " } \times 3.0 \text{ 台} \times 1.1 = 9.24 \text{ m}^3/\text{min}$ (74kw(100PS))
 () " 搬出時 $1.2 \text{ " } \times 1.0 \text{ 台} \times 1.1 = 1.32 \text{ m}^3/\text{min}$ (74kw(100PS))
 () 土 平 削岩時 $2.8 \text{ " } \times 2.0 \text{ 台} \times 1.1 = 6.16 \text{ m}^3/\text{min}$ (74kw(100PS))
 () " 搬出時 $1.2 \text{ " } \times 1.0 \text{ 台} \times 1.1 = 1.32 \text{ m}^3/\text{min}$ (74kw(100PS))
 () 大背、土平削岩時 $2.8 \text{ " } \times 5.0 \text{ 台} \times 1.1 = 15.40 \text{ m}^3/\text{min}$ (147kw(200PS))
 () " 搬出時 $1.2 \text{ " } \times 2.0 \text{ 台} \times 1.1 = 2.64 \text{ m}^3/\text{min}$ (74kw(100PS))
 () 大背削岩、土平搬出時 $\{(2.8 \text{ m}^3/\text{min} \times 3.0) + (1.2 \times 1.0)\} \times 1.1 = 10.56 \text{ m}^3/\text{min}$
 $(74\text{kw}(100PS))$

以上の組合せより、上部半断面削岩時 $19.4 \text{ m}^3/\text{min}$ が最大空気所要量となり、積算基準書(全国版)より設備容量を求めれば 147kw(200PS) (74kw(100PS) 2台) となる。

なお、コンクリートプレーサを使用する場合はコンクリートプレーサーの空気消費量についても考慮するものとする。

2. 覆工の防水工

防水シートの規格は、次表を標準とする。

名 称	規 格
防水シート	防水シート ($t = 0.8 \text{ mm}$) 透水性緩衝材 ($t = 3 \text{ mm}$) 付

3. トンネル工(NATM) [発破工法]

(土木工事標準積算基準IV-5-17~26の補填歩掛)

本歩掛は、土木工事標準積算基準[Ⅱ]第5章トンネル工(NATM)[発破工法]の積算基準を補填するものとして、施工区分CⅡa・DⅠb・DⅡにおける補助ベンチ付全断面工法の歩掛を設定したものである。

※本章におけるCⅡbは、土木工事標準積算基準[Ⅱ]のCⅡに該当する。

表3.3補 時間当たり作業量

週当たり掘進長は下表を標準とし、これにより難い場合は別途考慮する。

(掘削工～支保工) (発破工法) (m/時間当たり)

掘削方法	岩区分	設計掘削断面積(余堀含まず) (m ²)							
		50	55	60	65	70	75	80	85
補助ベンチ付き全断面工法	CⅡa	0.290	0.281	0.273	0.264	0.256	0.248	0.240	0.232
	CⅡb	0.265	0.258	0.251	0.244	0.237	0.230	0.223	0.216
	DⅠa	0.234	0.228	0.223	0.216	0.212	0.205	0.198	0.194
	DⅠb	0.224	0.218	0.213	0.207	0.203	0.197	0.189	0.186
	DⅡ	0.217	0.218	0.213	0.201	0.203	0.197	0.190	0.186

表4.1補(掘削等)施工歩掛

(人/(トンネル延長) 1m当たり)

掘削方法	岩区分	設計掘削断面積(余堀含まず) (m ²)							
		50	55	60	65	70	75	80	85
補助ベンチ付き全断面工法	CⅡa	0.46	0.05	0.50	0.52	0.55	0.57	0.59	0.61
		2.75	2.88	3.00	3.14	3.25	3.37	3.50	3.62
		0.46	0.48	0.50	0.52	0.55	0.57	0.59	0.61
	CⅡb	0.50	0.52	0.54	0.56	0.59	0.61	0.63	0.65
		3.01	3.14	3.26	3.39	3.51	3.63	3.76	3.88
		0.50	0.52	0.54	0.56	0.59	0.61	0.63	0.65
	DⅠa	0.61	0.63	0.65	0.67	0.68	0.70	0.73	0.74
		3.65	3.77	3.89	4.03	4.12	4.24	4.40	4.48
		0.61	0.63	0.65	0.67	0.68	0.70	0.73	0.74
	DⅠb	0.64	0.66	0.68	0.70	0.71	0.74	0.76	0.78
		3.81	3.94	4.06	4.20	4.31	4.43	4.60	4.69
		0.64	0.66	0.68	0.70	0.71	0.74	0.76	0.78
	DⅡ	0.67	0.68	0.70	0.72	0.74	0.75	0.77	0.79
		3.97	4.06	4.65	4.28	4.39	4.48	4.64	4.73
		0.67	0.68	0.73	0.72	0.74	0.75	0.77	0.79

上段 トンネル世話役
中段 トンネル特殊工
下段 トンネル作業員

表4.3補 ドリルジャンボ

(週/(トンネル延長) 1m当たり)

掘削方法	岩区分	設計掘削断面積(余堀含まず) (m ²)							
		50	55	60	65	70	75	80	85
補助ベンチ付き全断面工法	CⅡa	0.041	0.042	0.044	0.047	0.049	0.051	0.053	0.055
	CⅡb	0.047	0.049	0.051	0.053	0.055	0.057	0.059	0.061
	DⅠa	0.056	0.058	0.061	0.063	0.065	0.067	0.070	0.071
	DⅠb	0.061	0.063	0.066	0.068	0.071	0.073	0.076	0.077
	DⅡ	0.061	0.063	0.067	0.068	0.071	0.075	0.078	0.079

表4.4補 大型ブレーカ

(週/(トンネル延長) 1m当たり)

掘削方法	岩区分	設計掘削断面積(余堀含まず) (m ²)							
		50	55	60	65	70	75	80	85
補助ベンチ付き全断面工法	CⅡa	0.043	0.045	0.047	0.049	0.051	0.053	0.055	0.057
	CⅡb	0.047	0.049	0.051	0.053	0.055	0.057	0.059	0.061
	DⅠa	0.059	0.061	0.064	0.066	0.068	0.070	0.073	0.074
	DⅠb	0.062	0.064	0.067	0.069	0.071	0.074	0.076	0.078
	DⅡ	0.061	0.064	0.068	0.069	0.071	0.076	0.078	0.080

表4.5補 火薬

(kg/m当たり)

掘削方法	岩区分	設計掘削断面積(余堀含まず) (m ²)							
		50	55	60	65	70	75	80	85
補助ペンチ付き全断面工法	C II a	40.0	44.0	48.0	52.0	56.0	60.0	64.0	68.0
	C II b	40.0	44.0	48.0	52.0	56.0	60.0	64.0	68.0
	D I a	25.0	27.5	30.0	32.5	35.0	37.5	40.0	42.5
	D I b	25.0	27.5	30.0	32.5	35.0	37.5	40.0	42.5
	D II	25.0	27.5	30.0	32.5	35.0	37.5	40.0	42.5

表4.6補 雷管(2~5段)

(個/m)

掘削方法	岩区分	設計掘削断面積(余堀含まず) (m ²)							
		50	55	60	65	70	75	80	85
補助ペンチ付き全断面工法	C II a	33.3	36.7	40.0	43.3	46.7	50.0	53.3	56.7
	C II b	33.3	36.7	40.0	43.3	46.7	50.0	53.3	56.7
	D I a	27.5	30.3	33.0	35.8	38.5	41.3	44.0	46.8
	D I b	27.5	30.3	33.0	35.8	38.5	41.3	44.0	46.8
	D II	27.5	30.3	33.0	35.8	38.5	41.3	44.0	46.8

表4.7補 雷管(6~10段)

(個/m)

掘削方法	岩区分	設計掘削断面積(余堀含まず) (m ²)							
		50	55	60	65	70	75	80	85
補助ペンチ付き全断面工法	C II a	33.3	36.7	40.0	43.3	46.7	50.0	53.3	56.7
	C II b	33.3	36.7	40.0	43.3	46.7	50.0	53.3	56.7
	D I a	27.5	30.3	33.0	35.8	38.5	41.3	44.0	46.8
	D I b	27.5	30.3	33.0	35.8	38.5	41.3	44.0	46.8
	D II	27.5	30.3	33.0	35.8	38.5	41.3	44.0	46.8

表4.8補 (掘削等)諸雑費(その他の機械)

(%/m当たり)

掘削方法	岩区分	設計掘削断面積(余堀含まず) (m ²)							
		50	55	60	65	70	75	80	85
補助ペンチ付き全断面工法	C II a	7.0	8.0	8.0	9.0	9.0	9.0	10.0	10.0
	C II b	7.0	8.0	8.0	9.0	9.0	9.0	10.0	10.0
	D I a	8.0	8.0	9.0	9.0	9.0	10.0	10.0	10.0
	D I b	8.0	8.0	9.0	9.0	9.0	10.0	10.0	10.0
	D II	8.0	9.0	9.0	9.0	10.0	10.0	10.0	10.0

表4.9補 (掘削等)諸雑費(その他材料)

(%/m当たり)

掘削方法	岩区分	設計掘削断面積(余堀含まず) (m ²)							
		50	55	60	65	70	75	80	85
補助ペンチ付き全断面工法	C II a	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	C II b	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
	D I a	9.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
	D I b	9.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
	D II	8.0	8.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0

表4.10補 ホイールローダ

(週/(トンネル延長) 1m当たり)

掘削方法	岩区分	設計掘削断面積(余堀含まず) (m ²)							
		50	55	60	65	70	75	80	85
補助ペンチ付き全断面工法	C II a	0.047	0.049	0.051	0.053	0.055	0.057	0.059	0.061
	C II b	0.047	0.049	0.051	0.053	0.055	0.057	0.059	0.061
	D I a	0.070	0.072	0.075	0.076	0.079	0.081	0.086	0.084
	D I b	0.070	0.072	0.075	0.076	0.079	0.081	0.086	0.089
	D II	0.070	0.072	0.076	0.076	0.079	0.083	0.088	0.092

表4.12補 ダンプトラック運転

3台当り
 $L \leq 0.5\text{km}$
 週/(トンネル延長)1m当り

掘削方法	岩区分	設計掘削断面積(余堀含まず) (m ²)							
		50	55	60	65	70	75	80	85
補助ベンチ付き全断面工法	C II a	0.141	0.147	0.153	0.159	0.165	0.171	0.177	0.183
	C II b	0.141	0.147	0.153	0.159	0.165	0.171	0.177	0.183
	D I a	0.183	0.189	0.198	0.204	0.213	0.219	0.235	0.246
	D I b	0.183	0.189	0.198	0.204	0.213	0.219	0.235	0.246
	D II	0.183	0.189	0.201	0.204	0.213	0.225	0.225	0.225

表4.13補 ダンプトラック運転

4台当り
 $0.5 < L \leq 1.2\text{km}$
 $(1.2 < L \leq 1.4\text{km})$
 週/(トンネル延長)1m当り

掘削方法	岩区分	設計掘削断面積(余堀含まず) (m ²)							
		50	55	60	65	70	75	80	85
補助ベンチ付き全断面工法	C II a	0.188	0.196	0.204	0.212	0.220	0.228	0.236	0.244
	C II b	0.188	0.196	0.204	0.212	0.220	0.228	0.236	0.244
	D I a	0.244	0.252	0.264	0.272	0.284	0.292	0.314	0.329
	D I b	0.244	0.252	0.264	0.272	0.284	0.292	0.314	0.329
	D II	0.244	0.252	0.268	0.272	0.284	0.300	0.300	0.300

表4.14補 ダンプトラック運転

5台当り
 $1.4 < L \leq 2.2\text{km}$
 週/(トンネル延長)1m当り

掘削方法	岩区分	設計掘削断面積(余堀含まず) (m ²)							
		50	55	60	65	70	75	80	85
補助ベンチ付き全断面工法	C II a	0.235	0.245	0.255	0.265	0.275	0.285	0.295	0.305
	C II b	0.235	0.245	0.255	0.265	0.275	0.285	0.295	0.305
	D I a	0.305	0.315	0.330	0.340	0.355	0.365	0.392	0.411
	D I b	0.305	0.315	0.330	0.340	0.355	0.365	0.392	0.411
	D II	0.305	0.315	0.335	0.340	0.355	0.375	0.375	0.375

表4.15補 ダンプトラック運転

6台当り
 $2.2\text{km} < L \leq 3.0\text{km}$
 週/(トンネル延長)1m当り

掘削方法	岩区分	設計掘削断面積(余堀含まず) (m ²)							
		50	55	60	65	70	75	80	85
補助ベンチ付き全断面工法	C II a	0.282	0.294	0.306	0.318	0.330	0.342	0.354	0.366
	C II b	0.282	0.294	0.306	0.318	0.330	0.342	0.354	0.366
	D I a	0.366	0.378	0.396	0.408	0.426	0.438	0.471	0.493
	D I b	0.366	0.378	0.396	0.408	0.426	0.438	0.471	0.493
	D II	0.366	0.378	0.402	0.408	0.426	0.450	0.450	0.450

表4.17補 吹付コンクリート

設計図面に基づき、必要数量を計上する。

表4.18補 設計吹付厚及びロス率

加背名	掘削区分	設計吹付厚(cm)	余吹厚(cm)	はね返り率	ロス率
上下半	D I	15	7	25%	2.0
	D II	20	7	25%	1.8

表4.19補 コンクリート吹付機

(週/(トンネル延長) 1m当たり)

掘削方法	岩区分	設計掘削断面積(余堀含まず) (m ²)							
		50	55	60	65	70	75	80	85
補助ベンチ付き全断面工法	C II a	0.047	0.049	0.051	0.053	0.055	0.057	0.059	0.061
	C II b	0.047	0.049	0.051	0.053	0.055	0.057	0.059	0.061
	D I a	0.058	0.048	0.063	0.067	0.068	0.070	0.072	0.073
	D I b	0.058	0.060	0.063	0.067	0.068	0.070	0.072	0.073
	D II	0.059	0.061	0.064	0.065	0.068	0.072	0.074	0.075

表4.20補 吹付プラント設備

(週/(トンネル延長) 1m当たり)

掘削方法	岩区分	設計掘削断面積(余掘含まず) (m ²)							
		50	55	60	65	70	75	80	85
補助ベンチ付き全断面工法	C II a	0.043	0.045	0.047	0.049	0.051	0.053	0.055	0.057
	C II b	0.047	0.049	0.051	0.053	0.055	0.057	0.059	0.061
	D I a	0.059	0.071	0.064	0.066	0.068	0.070	0.073	0.074
	D I b	0.062	0.064	0.067	0.069	0.071	0.074	0.076	0.078
	D II	0.061	0.064	0.068	0.069	0.071	0.076	0.078	0.080

表4.21補 集塵機装置運転

(週/(トンネル延長) 1m当たり)

掘削方法	岩区分	設計掘削断面積(余掘含まず) (m ²)							
		50	55	60	65	70	75	80	85
補助ベンチ付き全断面工法	C II a	0.043	0.045	0.047	0.049	0.051	0.053	0.055	0.057
	C II b	0.047	0.049	0.051	0.053	0.055	0.057	0.059	0.061
	D I a	0.059	0.061	0.064	0.066	0.068	0.070	0.073	0.074
	D I b	0.062	0.064	0.067	0.069	0.071	0.074	0.076	0.078
	D II	0.061	0.064	0.068	0.069	0.071	0.076	0.078	0.080

表4.24補 ロックボルト

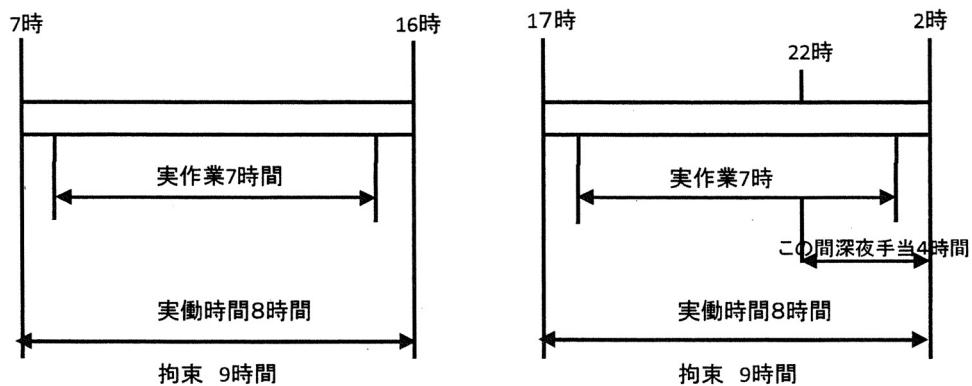
設計図面に基づき、必要数量を計上する。

表4.28補 H形鋼支保工

設計図面に基づき、必要数量を計上する。

トンネル掘削工における作業時間の考え方(参考)

掘削工は、1日2方(2交替)を標準とし、この場合の労働賃金の算出方法は以下のとおりとする。



○ 労働時間賃金算定例

2の方について、深夜手当4時間分の補正を行う。

	1の方	2の方
基準額	P(8時間当たり)	P(8時間当たり)
時間外労働	0	0
深夜労働	0	$P \cdot \alpha / 8 \times 0.25 \times 4 = 0.125P \cdot \alpha$
小計	P	$P + 0.125P$
1と2の平均 = $P + 0.0625P \cdot \alpha$		
単価 = $P \times (1.0 + 0.0625 \alpha)$掘削関係		

α : 割増対象賃金比

割増係数 深夜 0.25

第13章 橋梁上部工

① 鋼橋製作工	Ⅷ-13- ① - 1
1 鋼橋上部工製作鋼重のとりまとめ方	Ⅷ-13- ① - 1
2 C T形鋼	Ⅷ-13- ① - 1
3 側道橋製作費	Ⅷ-13- ① - 2
4 道路橋検査路	Ⅷ-13- ① - 2
5 鋼橋上部工工事の高力ボルト及びゴム支承の 積算について	Ⅷ-13- ① - 2
6 橋梁資材の間接工事費の対象表	Ⅷ-13- ① - 3
② 鋼橋架設工	Ⅷ-13- ② - 1
1 登り桟橋	Ⅷ-13- ② - 1
2 背座モルタル	Ⅷ-13- ② - 1
③ ポストテンション桁製作工	Ⅷ-13- ③ - 1
1 ポストテンション桁製作工	Ⅷ-13- ③ - 1
④ 橋梁排水管設置工	Ⅷ-13- ④ - 1
1 橋梁用排水工	Ⅷ-13- ④ - 1
⑤ P C鋼線及びシース	Ⅷ-13- ⑤ - 1
⑥ 床版工(地覆)のコンクリートについて	Ⅷ-13- ⑥ - 1
⑦ 後打コンクリート	Ⅷ-13- ⑦ - 1

① 鋼橋製作工

1. 鋼橋上部工製作鋼重のとりまとめ方

鋼重・材片数等のとりまとめは、鋼道路橋数量集計マニュアル(案)に基づき集計するものとする。

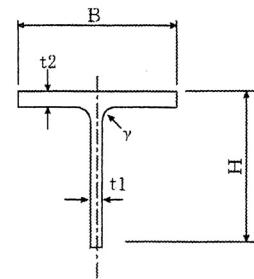
なお、エキストラの積上が必要な場合は、エキストラ対象の鋼重を考慮し、とりまとめる。

2. CT形鋼

1. 橋梁用CT形鋼のシリーズは下表を基準とする。

CT形鋼(橋梁用)

標準断面寸法				素材 H形 (シリーズ)	備考
H × B	t1	t2	γ		
95×152	8	8	8	200	
118×176	8	8	13	250	
119×177	9	9	13	250	
118×178	10	8	13	250	
118×249	8	8	13	250	
142×200	8	8	13	300	
144×204	12	10	13	300	
165×251	10	10	13	350	



2. 橋梁用CT形鋼の単価の算出については下記によるものとする。

$$\text{単価} = [\text{橋梁用H形鋼実勢価格}] + [\text{規格エキストラ}] + [\text{加工エキストラ(CT形鋼エキストラ)}] + [\text{サイズエキストラ}]$$

(注) 月積み契約鉄鋼販売価格は物価資料の平均単価とする。又各エキストラについても同様とする。

・計算例 (CT形鋼95×152×8×8の場合)

(橋梁用H形鋼) (SM400A) (175~250シリーズ) (サイズ)

$$95,000 + 3,500 + 16,000 + 1,000 = 115,500 \text{円/}t$$

$t \leq 38\text{mm}$ (平成17年8月の例)

3. 側道橋製作費

(1) 製作歩掛

種 別	① 工数適用歩掛	高欄工 ② 工数適用歩掛
主桁にH形鋼を使用する場合	H 形 鋼 橋 梁	鋼 橋 製 作 費 (単独で発注する場合)
主桁（H形鋼）が横断歩道橋の標準設計のH形と同一又は類似の場合	横 断 步 道 橋 製 作 費	横 断 步 道 橋 製 作 費
主桁に製作桁を使用する場合	鋼 橋 製 作 費	鋼 橋 製 作 費
主桁は製作桁である横断歩道橋の標準設計のI型C型と同一又は類似の場合	横 断 步 道 橋 製 作 費	横 断 步 道 橋 製 作 費

(注) 床版型枠にスラブプレートを使用する場合は物価資料によるものとする。

4. 道路橋検査路

「道路橋検査路設計ガイドライン（案）（平成17年4月）」に基づく検査路の積算は、鋼橋製作工の検査路標準工数に、以下の補正率を乗じるものとする。

		標準工数補正率
検査路	手すり高；0.75m	0.719
	〃 1.10m	0.711

5. 鋼橋上部工工事の高力ボルト及びゴム支承の積算について

鋼橋上部工工事の高力ボルト及びゴム支承の積算については下記の通りとする。

- ・材料費は製作に計上（一般管理費のみ対象）
- ・輸送費は計上しない（現着単価のため）

6. 橋梁資材の間接工事費の対象表

		共通仮設費	現場管理費	一般管理費	備 考
鋼橋工事 (工場製作)	鋼桁製作費	×	×	○	工場製作原価+一般管理費
	鋼製支承購入費	×	×	○	工場製作工事に係る鋼製支承は製品価格(支承メーカーの販売価格)を材料費に計上し、工場管理費の取扱いは一般の鋼材と同様とする。
	ゴム支承購入費 (A・Bタイプ)	×	×	○	
	工場製作品	×	×	○	土木事業単価表に掲載している工場製作品(現地着価格)
	落橋防止装置購入費	○	○	○	PC鋼材による連結タイプ等購入製品によることが適当で架設工事に計上するもの
	伸縮継手(工場製作)	×	×	○	
	ゴム伸縮継手	○	○	○	
	グレーチング床版	×	○	○	地層型枠外側プレート、 グレーチング床版ハンチ部含む
	高欄(工場製作)	×	×	○	形鋼による一体式の工場製作品
	高欄(購入製品)	○	○	○	ダクタイル製品や組立式の市販品等
PC橋工事	高力ボルト	×	×	○	ボルト類含む
	PC桁購入費	×	○	○	
	鋼製支承購入費	×	×	○	
	ゴム支承購入費 (A・Bタイプ)	×	×	○	
	落橋防止装置購入費	○	○	○	PC鋼材による連結タイプ等購入製品によるものその他、下部突起タイプの鋼製ブロック等購入製品によるもの
	ゴム伸縮継手	○	○	○	
	高欄(購入製品)	○	○	○	ダクタイル製品や組立式の市販品等

② 鋼橋架設工

1. 登り桟橋

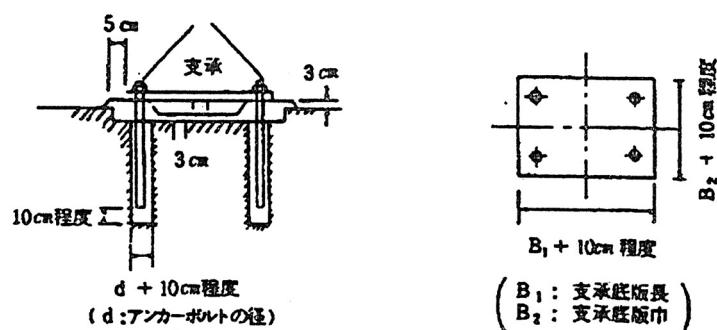
登り桟橋を計上する趣旨は、作業場所への昇降、資材等の運搬路等として使用されるものであり、足場工が設置されれば両側より足場を利用しての作業場所への移動、資材運搬等は可能であるが、橋長が長い場合において、その中間に搬路等の目的として設置するものである。

従って、水面上及び谷間等において設置不可能なものについては設置しないものとする。

2. 梁座モルタル

梁の据付における無収縮モルタルは、次の標準図より積算する。

箱抜き標準図



③ ポストテンション桁製作工

1. ポストテンション桁製作工

(1) 桁製作の型枠使用日数

同一橋梁の主桁製作を分割発注する場合（年度をまたぐ場合も含む）の型枠使用回数は分割発注のそれぞれの工事の工期が重複しない限り、1橋全体の製作主桁本数及び全体工期をかん案して決めるものとする。

④ 橋梁排水管設置工

1. 橋梁用排水工

橋梁の排水工（枠、 排水管、 取付バンド）が単独発注となる場合の積算は次によるものとする。

（1）製作費

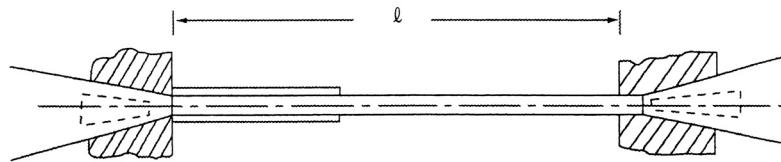
- （イ）排水枠 … 「土木事業単価表」による。
- （ロ）排水管（排水管、 取付バンド） … 「工場製作品単価」による。

（2）設置費

土木工事標準積算基準による。

⑤ PC鋼線及びシース

(1) PC鋼線の設計上質量は、碇着具内面間の実延長分 (l) とし、切断口およびつかみ代等をあわせて全国版により補正して計上するものとするが、補正分のスクラップ控除はしないものとする。



l = 鋼線、シース、ケーブル組立、グラウト

⑥ 床版工（地覆）のコンクリートについて

鋼橋床版工における地覆コンクリートの積算上の区分は下記による。

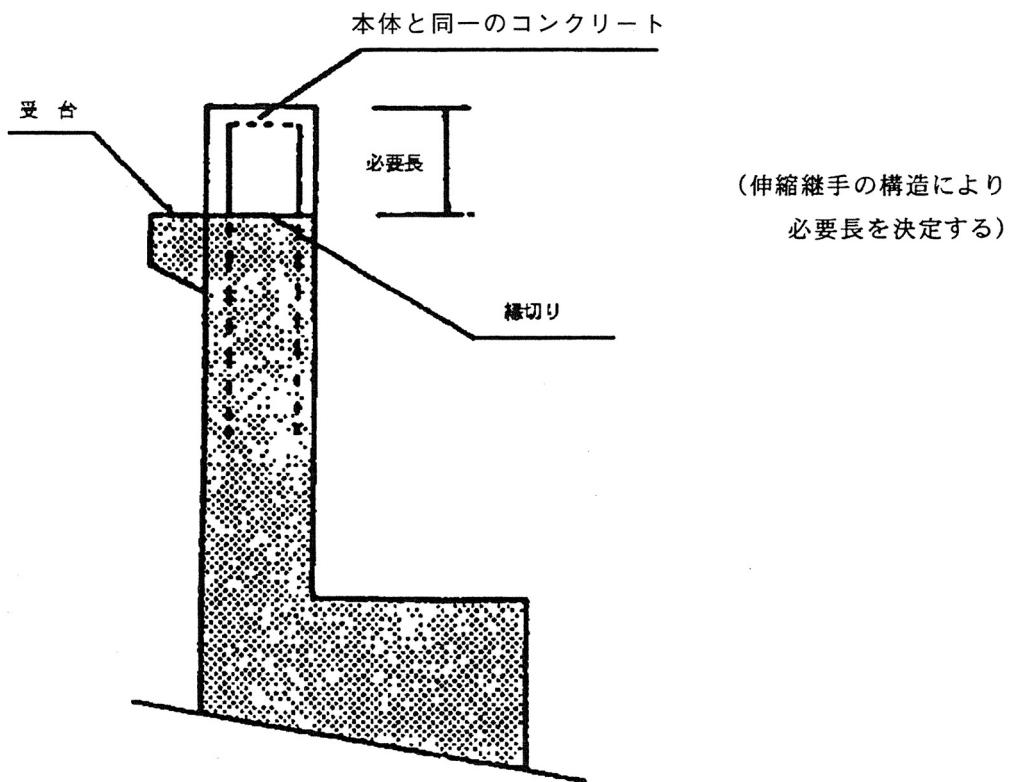
適 用 区 分 表

工 種 名 称	型 枠	コン クリ ート	配 合
地 覆	Ⓐ 鉄 筋 構 造 物	① 人 力 打 設	床版コンクリートと 同一配合
床 版	Ⓑ 床 版	② コンクリートポンプ車	

⑦ 後打コンクリート

伸縮継手の据付が後施工となる場合の「胸壁工天端」の取扱いは、下記によるものとする。

- (1) コンクリート配合は、本体と同一のコンクリートとする。
- (2) 型枠は鉄筋構造物を適用するものとし、コンクリート打設歩掛は鉄筋構造物の人力打設とする。
- (3) 主鉄筋のみ施工し、配力鉄筋、組立鉄筋は計上しない。
- (4) 施工にあたっては、縁切りをしておくこと。



第14章 市場単価

① 区画線工	·····	VII-14-①-1
1 区画線工	·····	VII-14-①-1

① 区画線工

1. 区画線工

(1) 矢印・文字の15cm換算施工延長

種別	面積 cm ²	幅 15cm 换算施工実延長 m	種別	面積 cm ²	幅 15cm 换算施工実延長 m
U	18,288.00	12.19	専	11,250.00	7.50
×	14,219.67	9.47	用	15,750.00	10.50
※ 8	4,773.60	3.18	優	13,755.00	9.17
※ -	450.00	0.30	先	11,666.87	7.77
※ 2	3,460.80	2.30	7	3,870.00	2.58
※ 0	4,563.00	3.04	-	600.00	0.40
20	27,749.81	18.49	9	4,677.10	3.11
30	29,014.60	19.34	□	225.00	0.15
40	29,711.00	19.80	3	2,107.00	1.40
50	27,863.94	18.57	0	2,485.50	1.65
※ 60	31,622.70	21.08	1	2,250.00	1.50
低	20,829.25	13.88	対角 2 m	29,959.67	19.97
中	15,150.00	10.10	※対角 4 m	79,348.67	52.89
高	22,650.00	15.10	直径 2 m	35,593.16	23.72
文	7,620.00	5.08	※直径 4 m	97,372.66	64.91
行	8,837.50	5.89	1 m × 2 m 大きさ	26,872.00	17.91
止	8,025.00	5.35	※ 2 m × 4 m 大きさ	74,866.84	49.91
マ	4,589.50	3.06	参考図形		
レ	4,319.00	2.88	自転車	2,306.94	1.53
自	9,360.00	6.24	○	21,840.00	14.56
動	11,337.50	7.55	↑ ℓ 5 m	9,375.00	6.25
車	9,400.00	6.26	↓ ℓ 5 m	9,993.60	6.66
□	2,625.00	1.75	← ℓ 5 m	13,371.54	8.91
二	5,600.00	3.73	※ ↘ ℓ 5 m	14,485.90	9.65
輪	12,427.50	8.29	↑ ℓ 2 m	3,750.00	2.50
を	2,710.00	1.81	◇	24,765.82	16.51
除	10,738.50	7.16	▽	26,567.00	17.71
ぐ	1,295.00	0.86	止	8,400.00	5.60
軽	10,632.25	7.09	ま	10,127.63	6.75
両	11,450.00	7.63	れ	10,896.25	7.26
バ	9,000.00	6.00			
ス	7,907.50	5.27			

注 「種別」は標識令第10条の様式を示す。ただし、※印は「資料」3(4)文字、記号等の寸法図に示されていないものである。

(2) 仮区画線設置

仮区画線の設置にあたっての留意事項

①路面切削後又は施工の切り廻し及び中間層等に設置する仮区画線（溶融式、ペイント式）

は、仮設工として直接工事費に計上する。

（この場合、設計図書に設置延長、規格を明示する。）

②一時的交通処理のために生じる簡易な仮区画線（手作業によるローラ塗布、粘着テープ

等による任意的施工のもの）は共通仮設費率に含まれる。

（この場合、設計図書に明示しない）

第15章 保 管 基 準

① 技術管理課保管基準 VII-15-① - 1

第15章 保管基準

① 技術管理課保管基準

下記の積算基準については、技術管理課保管基準となっているので、これらの積算基準を使用する場合は、別紙「土木工事積算基準等使用申込みについて（依頼）」により申込むこと。

なお、申込みにあたって、適用範囲が多岐にわたるものについては、使用工種を明記すること。

※県機関及び県内市町村等に限り、技術管理課保管基準を使用することができる。

工種区分	番号	積 算 基 準 名	適 用 範 囲
共通工	1	索道資材運搬	砂防ダムを除く工事で諸資材をケーブルクレーンにより運搬する場合に適用する。
その他の基準及び関係資料	2	土木工事標準積算基準書 (国土交通省) (機械編)	水門設備、ゴム引布製起伏ゲート設備、揚排水ポンプ設備、ダム施工機械設備、トンネル換気設備、トンネル非常用施設、消融雪設備、道路排水設備、共同溝付帯設備、駐車場設備、車両重量計設備、車両計測設備、道路用昇降設備、ダム管理設備、遠方監視操作制御設備、河川浄化設備、鋼製付属設備、塗装、機械設備点検・整備業務、機械設備設計業務委託
	3	土木工事標準積算基準書 (国土交通省) (電気通信編)	<ul style="list-style-type: none">● 共通設備 共通設備工、工場製品輸送工● 電気設備 受変電設備工、電源設備工、揚排水機場電気設備、地下駐車場電気設備、配電線設備工、道路照明設備工、トンネル照明設備工、施設照明設備工、共同溝付帯設備工、電気応用設備工、道路融雪設備工、道路照明維持補修工● 通信設備 多重無線設備工、テレメータ設備工、放流警報設備工、移動体通信設備工、衛星通信設備工、ヘリ画像受信設備工、電話交換設備工、有線通信設備工、道路情報表示設備工、河川情報表示設備工、放流警報表示設備工、トンネル防災設備工、非常警報設備工、ラジオ再放送設備工、トンネル無線補助設備工、路側通信設備工、道路防災設備工、施設計測・監視制御設備工、通信鉄塔・反射板設備工● 電子応用設備工 共通設備工、ダム・堰諸量設備工、レーダ雨（雪）量計設備工、河川情報設備工、道路交通情報設備工、CCTV設備工、水質自動監視設備工、電話応答通報設備工
	4	交通信号設備工事設計標準単価表 (福島県警察本部交通規制課)	交通信号機の新設に適用する。

第 号

平成 年 月 日

技術管理課長 様

申込者 長

土木工事積算基準等の申込みについて（依頼）

下記の技術管理課保管積算基準を使用したいので申請いたします。

記

使用する積算基準名	
番 号	
使 用 工 種	
発 注 予 定 年 月 日	
使 用 理 由	
工 事 名	
工 事 場 所	
使 用 責 任 者 名 (係・職・氏名)	
電 話 番 号	
設計単価表等の管理 責任者名 (職・氏名)	※

※ 設計単価表等の交付及び管理に関する協定を締結している団体のみ当該協定書の第4条に基づく者の氏名を記入

土木工事標準積算基準
〔Ⅲ〕

平成 26 年 10 月 1 日発行

発 行 福島県土木部企画技術総室
技術管理課
福島市杉妻町 2 番 16 号
電話 (024) 521-7461

印 刷 キング印刷株式会社
福島市下鳥渡字新町西 6-1
電話 (024) 544-2121 FAX 544-2255